

写 令和3年第3回定例会

(9月6日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 令和3年第3回益城町議会定例会目次

### ○9月6日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第8号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	4
日程第5 報告第10号 令和2年度健全化判断比率の報告について	5
日程第6 報告第11号 令和2年度公営企業資金不足比率の報告について	5
日程第7 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について	6
日程第8 議案第83号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	8
日程第9 議案第84号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	9
日程第10 議案第85号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）	9
日程第11 議案第86号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9
日程第12 議案第87号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	10
日程第13 議案第88号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	10
日程第14 議案第89号 令和2年度益城町一般会計決算認定について	10
日程第15 議案第90号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	10
日程第16 議案第91号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	10
日程第17 議案第92号 令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について	10
日程第18 議案第93号 令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定に ついて	10
日程第19 議案第94号 令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定に ついて	10
日程第20 議案第95号 益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第21 議案第96号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定に ついて	10

日程第22	議案第97号	益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第23	議案第98号	益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について	10
日程第24	議案第99号	益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について	10
日程第25	議案第100号	物品売買契約の変更について	10
日程第26	議案第101号	町道の路線認定について	10
	散会		22

## ○9月7日（第2日）

出席議員	23
欠席議員	23
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	23
説明のため出席した者の職・氏名	23
開議	24
日程第1 総括質疑	24
散会	41

## ○9月8日（第3日）

出席議員	42
欠席議員	42
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	42
説明のため出席した者の職・氏名	42
開議	43
日程第1 一般質問	43
7番 吉村建文議員	43
1 ゴミステーションについて	
2 小中学校の体育館の設備について	
3 小中学校の通学路の安全対策について	
4 益城町の結婚新生活事業について	
5番 富田徳弘議員	54
1 国道443号の4車線化等について	
2 通学路の安全対策について	
6番 松本昭一議員	61
1 益城町公民館津森分館及び第3保育所の移転について	
2 津森小学校児童クラブの運営に係る改善について	
3 潮井自然公園の整備状況等について	

3 番	上村幸輝議員	68
	1 町営住宅の現況及び指定管理状況について	
	2 ドローンの活用について	
2 番	西山洋一議員	73
	1 益城町における治水対策について	
	2 益城町立地適正化計画の進捗状況について	
	散会	80

## ○9月9日（第4日）

	出席議員	81
	欠席議員	81
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	81
	説明のため出席した者の職・氏名	81
	開議	82
	日程第1 一般質問	82
10 番	中川公則議員	82
	1 中期財政見通し及び財政調整基金3基金の状況について	
	2 復興事業等の財源確保について	
1 番	木村正史議員	87
	1 県道小池竜田線のバイパス開通について	
	2 新型コロナウイルスの陽性者数について。また、ワクチン接種状況について	
8 番	甲斐康之議員	91
	1 通学路の交通安全対策の進捗の状況は	
	2 小中学校の保健室、女子トイレ等に生理用品の配置を求める	
	3 妙見川内水氾濫のその後の対応と、防災・防水対策について	
9 番	榮 正敏議員	103
	1 恒久的な、津森・福田・飯野地区の山間部の過疎対策に対する具体的な施策はあるのか	
	2 子どもの貧困対策について	
11 番	野田祐士議員	109
	1 新庁舎建設造成工事における建設発生土砂の処分に関する資料より明らかになった問題・課題について	
	2 行政機関のあり方と町民との係わり方について	



9 月 6 日（月曜日）

## 令和3年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集
2. 令和3年9月6日午前10時00分開会
3. 令和3年9月6日午前11時31分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 報告第8号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
  - 日程第4 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
  - 日程第5 報告第10号 令和2年度健全化判断比率の報告について
  - 日程第6 報告第11号 令和2年度公営企業資金不足比率の報告について
  - 日程第7 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について
  - 日程第8 議案第83号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第9号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第9 議案第84号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第10号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
  - 日程第10 議案第85号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）
  - 日程第11 議案第86号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第12 議案第87号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第13 議案第88号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）
  - 日程第14 議案第89号 令和2年度益城町一般会計決算認定について
  - 日程第15 議案第90号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
  - 日程第16 議案第91号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
  - 日程第17 議案第92号 令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について
  - 日程第18 議案第93号 令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
  - 日程第19 議案第94号 令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
  - 日程第20 議案第95号 益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第21 議案第96号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第22 議案第97号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第23 議案第98号 益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
  - 日程第24 議案第99号 益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について
  - 日程第25 議案第100号 物品売買契約の変更について

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	企画財政課審議員	山口拓郎君
税務課長	深江健一君	住民課長	吉川博文君
福祉課長	松本浩治君	福祉課審議員	荒木薫君
こども未来課長	水口清君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	姫野幸徳君	建設課長	増田充浩君
都市計画課長	村上康幸君	都市計画課審議員	齊藤計介君
復興整備課長	米満博海君	街路課長	荒木栄一君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	竹林浩幸君	代表監査委員	戸塚誠司君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。



議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和3年第3回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番富田徳弘議員、13番坂本貢議員を指名します。

---

### 日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日までの9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、報告5件と、本定例会に提案されました議案の説明及び決算審査の報告を行います。

明日7日は総括質疑、8日、9日は一般質問、10日は各常任委員会議案審査、11、12日は休会、13日は各常任委員会現地視察、14日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

---

### 日程第3 報告第8号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第8号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和3年第3回益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

菅総理大臣が自民党総裁選へ立候補しないと表明をされました。任期期間の1年間、コロナ対策など難しいかじ取りを不眠不休で懸命に取り組んでこられ、ぎりぎりの中での苦渋の決断だったと推察をしております。

さて、東京2020パラリンピックが昨日閉会しましたが、本町出身の安尾笑選手が、車椅子バス

ケットにおきまして6位に入賞されております。今後のさらなる活躍をお祈りします。また、大会に参加された全ての選手の皆様の頑張りに感謝と敬意を表したいと思っております。

また、新型コロナウイルスにつきましては、感染が拡大傾向で、益城町におきましても、9月2日現在、209名の方の感染が確認されていますが、最近では若い世代の感染が発生しております。今後も引き続き、熊本県、医療機関などと協力し、感染拡大の防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案させていただきます。

報告第8号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

専決第7号でございます。本件は、町道を走行中の自動車が、町道の陥没により生じた穴にはまったため、タイヤとタイヤホイールに損傷を受けた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

相手方の申出を受け調査しました結果、過失割合は町50%でしたので、修理費10万8,372円のうち5万4,186円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金5万4,186円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第8号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第8号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

---

#### 日程第4 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第9号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

専決第8号でございます。

本件は、町道歩行中U字溝に設置されたグレーチングの上に乗った際に劣化していたグレーチングが落下したため身体に損傷を受けた身体事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申出を受け、調査しました結果、過失割合は町100%でしたので、治療費2,540円の全

額と慰謝料2万5,800円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金2万8,340円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第9号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

---

#### 日程第5 報告第10号 令和2年度健全化判断比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第10号「令和2年度健全化判断比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第10号、令和2年度健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

健全化判断比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会への報告などが義務づけられていますので、今回報告するものです。

健全化判断比率は、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つがあり、本町の令和2年度決算における健全化判断比率は御覧のとおりです。昨年度と比較しますと、実質公債費比率は1.0ポイント、将来負担比率が3.3ポイントそれぞれ悪化しておりますが、全ての項目におきまして、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準からは大きく下回っている状況にあります。

監査委員からは、復旧復興事業は確実に進めながらも、長期的な視点を持った健全かつ無駄のない財政運営を要望するとの意見をいただいておりますので、今後とも計画的な財政運営に努めてまいります。

以上が報告第10号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第10号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第10号「令和2年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

---

#### 日程第6 報告第11号 令和2年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、報告第11号「令和2年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第11号、令和2年度公営企業資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会への報告などが義務づけられていますので、今回報告するものです。

公営企業に該当するものとして、1、水道事業会計、2、下水道事業会計の二つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。引き続き計画的な管理運営に努めてまいります。

以上が報告第11号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第11号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第11号「令和2年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

---

#### 日程第7 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、報告第12号「株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第12号、株式会社未来創成ましきの第2期経営状況の報告について、御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。貸借対照表となります。資産の部は合計2,428万8,765円となっております。負債の部が合計1,660万6,116円、純資産の部が合計で768万2,649円となっております。

3ページを御覧ください。第2期の損益計算書になります。売上高は1,401万9,821円となっており、木山仮設店舗の運営など、主に町からの委託業務によるものとなっております。町委託事業以外としましては、益城ファムの運営による売上げ119万8,054円が含まれております。売上原価などを除いた営業利益は818万8,583円、税引き後の当期純利益は633万6,922円となっております。

純利益が大きくなっておりますが、これは、各事業に従事した人員が他の所属に従事しており、人件費がかからなかったことによるものです。なお、利益分の株主配当などは実施せず、今後の事業運営に活用していくこととしております。4ページに販売費及び一般管理費内訳書、5ページに株主資本等変動計算書、6ページに個別注記表をつけさせていただいておりますので、それぞれ御覧いただきたいと思っております。

続きまして、予算書を御説明させていただきます。2ページをお開きください。

第3期の売上高は2億8,995万3,000円を見込んでおり、主なものとしましては、惣領にぎわい

拠点の土地造成及び施設整備に関わる経費 2 億 4,527 万 5,000 円となっております。その他、町からの委託事業の受託や益城ファーム運営による事業収入を予定しております。売上原価や販売費及び一般管理費を除いた営業利益は 130 万 9,400 円、税引き後の当期純利益は 98 万 2,600 円を見込んでおります。以上が報告第 12 号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第 12 号に対する質疑はありませんか。

12 番宮崎議員。

○12 番（宮崎金次君） おはようございます。12 番宮崎です。報告第 12 号、株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について、2 点ほど質問させていただきます。

まず 1 点目は、未来創成ましきのこの業務は、町のどの課がおやりになっているのか。これについて、多分今までにも説明があったんだと思うんですけど、この執行、計算はどこの課がおやりになったのか、書かれたのか、これについてお知らせください。

2 点目は予算のところなのですが、先ほど町長のほうから御説明がありました第 3 期株式会社未来創成ましきの予算書で、第 3 期予算として令和 3 年 6 月 1 日から始まっています。で、令和 4 年 5 月 31 日まで。ただ、この売上高とか売上原価とか、こういうのが普通の予算書では収入とか支出という区分でやるものですから非常に分かりづらい。ですから、収入とか支出とかいう表現で、もう 1 回ちょっと説明いただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） おはようございます。12 番宮崎金次議員の御質問にお答えします。

まず、私が呼ばれたということで、未来創成ましきの経営状況については、産業振興課が担当しております。

それから 2 つ目の御質問、予算書の内訳ですけれど、実際この予算書を作成しているのは、未来創成ましきの事務方でございます。それぞれ売上高は収入になりますし、売上原価が支出ということになります。あとは、簿記の勘定科目によって列記してありますけど、それぞれの元帳をベースに積み上げがされていると思いますので、中身については確認してお答えするしかないと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12 番（宮崎金次君） 非常に答弁が簡潔で、ちょっと分かりづらいところもありますけれども。1 点目については、姫野課長のところで管理していると。ですから、ここの監査については企画財政課長が監査をやっているんですけども、当然そういう形をとっても問題ないということですね。企画財政がこれにタッチしてないと。中身についてですね。そういうことですね。

それから 2 点目の予算書なのですが、さっき 1 回目の質問で言いましたように、非常に分かりづらいんですね。あんまりこういう表現で予算書を書くところというのはそんなじゃないですかね。ですから、括弧書きでもいいから、これが収入の部だと、これが支出の部だと、そういう補足的なやつをつけてもらえると非常に分かりやすいです。じゃないと、何か全部並行的に羅列されて、どれとどれを計算すればこういう計算になるのかなかなか分かりづらいと思

ますので、我々が理解しやすいような表現をしていただければ助かります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第12号「株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について」を終わります。

---

## 日程第8 議案第83号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

### 専決第9号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第83号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第83号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第9号益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

国では、個人番号カードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の強化のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を改正し、令和3年9月1日以降、個人番号カードの発行に係る事務については、地方公共団体情報システム機構が行うこととされました。これに伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料は各自治体の手数料ではなくなるとともに、9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき市町村長は徴収事務を担う形になります。このため、益城町手数料条例の一部を改正することとし専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第9号益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第83号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第9 議案第84号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第10号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第84号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第84号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について御説明申し上げます。

今回の規約の変更は、熊本県市町村総合事務組合同規約の別表第1と別表第2に規定するくまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合へと名称変更されたことに伴うものです。今回の変更は、全加入団体が令和3年7月5日から令和3年8月20日までに同文議決する必要があり、令和3年8月16日に専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものです。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第84号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第10 議案第85号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第86号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第12 議案第87号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第88号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第89号 令和2年度益城町一般会計決算認定について
- 日程第15 議案第90号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第91号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第92号 令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第93号 令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第19 議案第94号 令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第20 議案第95号 益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第96号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第97号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第98号 益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第99号 益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について
- 日程第25 議案第100号 物品売買契約の変更について
- 日程第26 議案第101号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第10、議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第26、議案第101号「町道の路線認定について」までの17議案を一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第26、議案第101号「町道の路線認定について」までの17議案を一括議題とします。

まず、議案第85号から議案第88号までについて、提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）から議案第88号、令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案について御説明申し上げます。

議案第85号、一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億4,870万6,000円を増額しまして、歳入歳出総額214億3,892万2,000円とするものです。補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました、介護事業所、障害者支援施設及び保育所などの感染症対策費、保育所、児童の登降園を管理するためのシステム導入費、小中学校のトイレなどに生理用品を配置するための購入費など、さらには、保育所や認定保育園の保育士不足に対応するための予備保育士雇用事業補助金、派遣保育士委託料などを計上しております。また、債務負担行為の補正では、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業を追加しており、地方債補正では五つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正が3議案となります。議案第86号、国民健康保険特別会計補正予算



では2億1,361万6,000円の増額補正、議案第87号、後期高齢者医療特別会計補正予算では1,410万3,000円の増額補正、また、議案第88号、下水道事業会計補正予算では、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、それぞれ増額補正、さらには債務負担行為の補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。議案第85号から議案第88号まで説明をさせていただきます。

まず、議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）、1ページを開けていただきますと思います。

議案第85号、一般会計補正予算の第5号になりますけれども、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億4,387万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ214億3,892万2,000円としております。第2条で債務負担行為、それから第3条で地方債の補正をしております。

5ページをお願いいたします。第2表で債務負担行為補正です。一つの事業の追加をしております、事項としましては子育て支援事業になっております。ファミリーサポートセンター、それから地域子育て支援拠点事業の二つの事業になっております、期間としましては令和6年度まで、2,847万円の限度額としております。

次に6ページをお願いいたします。

第3表で地方債補正です。五つの起債について変更をしております。まず一つ目は臨時財政対策債で、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、1億9,580万円の増額をしております。それから幼稚園の施設整備の改修につきましては、園のLED化への改修事業で、事業費が少し増えたことによる増額となっております、80万円の増額です。それから小学校の施設整備事業、それから中学校の施設整備事業につきましては、事業債の変更により75%から90%に充当率を増やしましたので、その関係で増額となっております、小学校の施設整備事業のほうは160万円の増額、中学校のほうは40万円の増額をしております。宅地耐震化推進事業につきましては、事故繰越の増額に伴いまして、財源となる起債につきましても420万円の増額をしております。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入になります。12款の地方特例交付金につきましては、交付金の額の決定により791万8,000円の増額です。17款総務費の国庫補助金はマイナポイント事業の補助金で、マイナポイント事業が9月末から12月末まで事業期間が延長されましたので、窓口支援員を配置しております。その財源となる補助金を増額しております。

2つ目の部分のコロナウイルスの臨時交付金につきましては、六つの事業を今回歳出のほうで上げておりますので、その財源として2,794万円の増額です。民生費の補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金として376万4,000円の増額で、保育所等のコロナ対策の交付金で補助率が3分の1になっております。県の交付金もありまして、県の交付金も同額を計上しております。

す。衛生費では、コロナウイルスのワクチン接種の補助金で、推進体制の確保の分としまして集団接種の職員の時間外勤務手当の財源とするもので、250万円の増額です。農林水産業費国庫補助金につきましては、耕作放棄地解消のための補助金で22万3,000円、災害復旧費の補助金としましては、宅地耐震化推進事業の補助金で850万円の事業費に対する2分の1、425万円の増額をしております。

10ページをお願いいたします。

県支出金で、民生費の負担金です。保育対策総合支援事業の補助金で、保育所等のコロナ対策関係で25施設分の補助率が2分の1で1,045万円、民生費の県の補助金で介護基盤緊急整備特別対策事業補助金につきましては、介護事業所のゾーニングの環境整備の財源として350万円、子ども・子育て支援交付金につきましては、先ほどの国費と同じ内容です。予備保育士の確保推進事業補助金につきましては、私立の保育園、それからこども園の保育士不足に対応するもので、2分の1の補助、それから子どもの貧困対策推進事業費につきましては、各種支援に対する補助金となっています。衛生費の補助金でPHRシステム整備費の補助金については、検診システムの改修に伴う補助金となっております。農林水産業の県の補助金につきましては、農業用水路等長寿命化・防災減災事業の補助金として1,500万円。ため池の看板設置のための補助金となっております。

11ページの基金繰入金につきましては、下水道の繰入金について2億5,000万円の減額、諸収入の過年度収入については、国費、県費の前年度事業の精算に伴う返還金となっております。3つ目の返還金につきましては、児童福祉施設災害復旧費の補助金になりますけれども、こちらについては、町立保育所の災害復旧費の補助率のかき上げに伴う追加で交付されたものとなっております。雑入は、国民健康保険後期高齢者介護保険特別会計からの前年度精算に伴う返還金となっております。

12ページは町債で、先ほどの第3表と同じ内容です。

13ページからは歳出となっております。

2款の総務費1目の一般管理費では、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の負担金で保育所の1人分を増額しております。企画費のほうのマイナポイント事業の委託料の増額分は、窓口のマイナポイント支援員の配置事業となっております。財源は全額国費で賄っております。10目の男女共同参画事業につきましては、職員の人件費の増額分。

14ページをお願いいたします。

賦課費の33万円は申告支援システムの改修費の委託料、3款民生費社会福祉総務費では、パートタイム会計任用職員の報酬、それから期末手当の増額、18節では、障がい関係事業所の感染対策の補助金で、コロナ対策の補助金、17事業所の10万円を計上しております。臨時交付金を活用した事業となります。老人福祉施設、老人福祉費では、介護基盤緊急整備特別対策事業の補助金350万円で、全額県の補助が財源となっております、介護事業所のゾーニングの環境整備の分になります。その下が介護施設関係の感染対策の補助金となっております、10万円の78事業所分となっております。こちらも臨時交付金を活用した事業となります。

次に15ページです。

1目の児童福祉の総務費になります。10節、12節、17節につきましては、コロナ関係の消耗品とか業務の委託料等になっておりまして、放課後児童クラブ等が対象施設となっております。財源としましては、国、県、町それぞれ3分の1ずつになっておりまして、町の3分の1につきましては臨時交付金を活用させていただいております。

それから18節では、保育対策総合支援事業補助金。こちらは私立の保育園、認可外保育施設、19施設に対するコロナ対策の補助金、それから登降園システムの導入費等で1,185万円。2分の1の県補助、それから臨時交付金も活用をしております。

その下の新型コロナウイルス感染対策の支援事業の補助金につきましては、私立保育園等の延長保育に対するもので10施設分、国県町それぞれ3分の1ずつの負担となっております。予備保育士雇用事業補助金につきましては、私立保育園等に対するもので53名分を計上しておりまして、国県、2分の1ずつの負担となっております。子ども貧困対策事業補助金につきましては、学習支援の補助金で50万円、全額県費で賄っております。22節償還金につきましては、933万1,000円で、前年度にいただいた交付金の精算に伴う国県への返還金となっております。

16ページをお願いいたします。児童福祉施設費になります。10節のコロナウイルス関係の消耗品275万円、それから、業務効率化のシステム利用料53万4,000円、委託料では、保育士不足のための派遣保育士の委託料が746万2,000円、業務効率化のICT化の委託料が1,062万2,000円で、こちらは、登園の管理システムを町立保育園に導入する費用となっております。こちらの児童福祉施設費につきましては、派遣保育士の委託料につきまして一般財源で対応しておりまして、ほかの項目につきましては、県の補助、それから臨時交付金等を活用しております。

17ページです。仮設住宅の運営費、こちらは光熱水費、それから、テクノ仮設団地の跡地にSCREENホールディングスさんに記念碑を建設していただくことになりましたので、その除幕式を町で実施するという事で40万円を計上しております。4款の衛生費の保健衛生総務費の2節、3節、4節につきましては、職員の人件費、それから27の繰出金につきましては国民健康保険特別会計への事務費の繰出金となっております。

18ページをお願いいたします。健康増進事業費で、PHRシステムの改修それから整備費用になっておりまして、健診システムのマイナンバーとのひもづけのための改修費用になっております。こちらの一部県の財源を当てております。

11目のコロナウイルスの接種体制の確保事業につきましては、集団接種の実施に伴う職員の時間外勤務手当250万円で、こちら全額、特定財源で賄うようになっております。

19ページです。6款の農林水産業費、農業振興費で、耕作放棄地の改修事業の補助金に22万3,000円、それから台風被害の復旧支援事業補助金の返還金は、4事業、4経営体の方から返還するものです。それから農地費の1,500万円につきましては、ため池の看板設置事業で全額、財源は県費になります。8款の土木費の土木総務費は、職員の人件費の分で減額をしております。

20ページです。道路維持費の80万7,000円は、道路の安全管理点検業務の委託料で、10月からパトロールを実施するという事で80万7,000円を計上しております。それから、都市計画総務

費は職員の人件費で、3,383万2,000円の増額です。

21ページでは教育費、小学校の学校管理費です。3節、4節が職員の人件費、それから10節の消耗品では生理用品の配置40万円、臨時交付金を活用したもの、修繕料は広安西小学校の特別支援学級の改修事業等になります。手数料は津森小学校の樹木の剪定分、備品購入費は広安西小学校の特別支援学級の机、椅子などになっております。中学校の管理費、消耗品は、生理用品の配置事業の分で臨時交付金を活用したもの、修繕料は益城中学校、木山中学校の鳩よけネットの改修費用の分です。

22ページをお願いいたします。施設器具費で69万3,000円は、益城中学校新入生用の机、椅子の購入費、幼稚園費につきましては、起債の増額に伴う一般財源との財源組替えになっております。文化会館の運営費につきましては、修繕料、キュービクルの修繕代、それから委託料では、災害復旧工事の事後調査の委託料4件分の計上、工事請負費につきましては、駐車場の整備費になっております。体育施設費は、飯野町民グラウンドの中に一部墓地名義があるということでそれを解消するための業務の委託料分、それから工事請負費は、陸上競技場電源ボックスの改修工事費となっております。11款の災害復旧費は、宅地耐震化の復旧工事の事故繰越分の増額に伴う、現年度分としての増額補正になります。

24ページが、予備費で620万8,000円の増額をしております。

以上が議案第85号になります。

続きまして、議案第86号、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）です。1ページを開けていただきたいと思っております。第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ2億1,361万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億7,298万1,000円としております。

6ページをお願いいたします。歳入では一般会計からの繰入金、それから繰越金、それぞれ増額をしております。

7ページで、歳出です。総務費では、通信運搬費の増額補正、それから保険給付費では、傷病手当金の15人分の増額を計上しております。

8ページです。諸支出金では、償還金、一般会計等への返還金として1,438万円の増額、10款が予備費を1億9,855万8,000円増額しております。

議案第86号につきましては、以上になります。

次に、議案第87号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出それぞれ1,410万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億5,704万1,000円としております。

6ページをお願いいたします。歳入で繰越金です。1,410万3,000円の増額、7ページが歳出になっておりまして、総務費では通信運搬費の3万8,000円の増額、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度負担金の確定に伴う分として追加交付分として1,298万1,000円の増額、諸支出金は事務費繰入金の精算返還金、一般会計への返還金を増額しております。

8ページでは予備費を12万2,000円の減額としております。

議案第87号につきましては、以上です。

次に、議案第88号、令和3年度下水道事業会計補正予算（第1号）になります。

1ページを開けていただきたいと思います。第1条で、次に定めるところによるというところ  
で収益的収入及び支出の補正をしております、第2条で収入が2,775万8,000円の増額、それか  
ら支出が2,255万9,000円の増額としております。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額が資  
本的支出額に対して不足する4億7,376万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支  
調整額858万3,000円、当年度分損益勘定留保資金4億6,518万円で補填するに改める、それから、  
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしておりまして、収入が800万円の増額、  
支出が403万円の増額としております。

第4条では債務負担行為の補正で、浄化センターの改築更新工事を令和3年度から予定してお  
りまして、期間としましては令和4年度まで、1億5,500万円の限度額を定めております。

8ページをお願いいたします。実施計画明細になっておりまして、収益的収入及び支出の収入  
になっております。

11款の下水道事業収益で、2項の営業外収益は長期前受金戻入により952万6,000円の増額で、  
令和2年の確定分ということです。特別利益では、過年度消費税申告更正に係る還付金として  
1,822万7,000円の増額になっております。

9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出になっておりまして、21款下水道費用にな  
ります。営業費用では、報償費、受益者負担の一括報償金、開発によります増額分ということで  
200万円、それから負担金では、合併浄化槽設置整備費補助金で杉堂地区の設置の増加によるも  
のです。

減価償却費では、有形固定資産、それから無形固定資産合わせて1,688万4,000円の増額分、営  
業外費用としましては、企業債の利息として239万1,000円の増額、10ページでは資本的収入及び  
支出の収入で、資本的収入としまして受益者負担金800万円、開発に伴う受益者負担金の増額に  
なっております。

11ページは資本的収入及び支出になっておりまして、資本的支出の分で建設企業債の元金の償  
還金として403万円の増額をしております。

議案第88号につきましては、以上になります。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第89号から議案第94号までの決算認定関係につきまして、説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定についてから、議案第94号、令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまでを御説明申し上げます。

それでは、令和2年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定について、2ページをお開きください。益城町一般会計歳入歳出決算書のまず歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載のとおりでございます。6ページ及び7ページの最下段の歳入合計ですが、収入済額は341億8,942万6,904円となっております。その他、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較の合計額を記載しております。

8ページを御覧ください。8ページから11ページまでが歳出となっており、記載のとおりでございます。

10ページ及び11ページの最下段の歳出合計ですが、支出済額は327億2,542万8,330円、その他、予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の合計金額を記載しております。

12ページを御覧ください。歳入歳出差引き残額は、14億6,399万8,574円となっております。歳入歳出の詳細の内容につきましては、歳入については14ページから、歳出については36ページから記載をしております。

次に、108ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額341億8,942万7,000円、歳出総額327億2,542万8,000円、歳入歳出差引額14億6,399万9,000円、繰越明許費繰越額2億1,693万2,000円、事故繰越繰越額3,475万2,000円、実質収支額12億1,231万5,000円となっております。

議案第89号につきましては、以上でございます。

続きまして、137ページをお開きください。議案第90号、令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。

138ページを御覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。

歳入につきましては、138ページ及び139ページに記載しているとおりでございます。最下段の歳入合計の収入済額39億8,647万3,773円、その他、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして、予算現額と収入済額との比較を記載しております。

140ページを御覧ください。歳入につきましては、140ページから143ページにかけて記載しているとおりでございます。歳出合計の支出済額は34億7,297万6,656円、その他、予算現額、不用額、そして、予算現額と支出済額との比較を記載しています。

144ページを御覧ください。歳入歳出差引き残額は5億1,349万7,117円となっております。歳入歳出の明細につきましては、146ページから157ページにかけて記載しております。

次に、158ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額39億8,647万4,000円、歳出総額34億7,297万7,000円、歳入歳出差引き額5億1,349万7,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第90号につきましては、以上でございます。

続きまして、163ページをお開きください。議案第91号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

164ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。

歳入につきましては、164ページ及び165ページに記載しているとおりでございます。歳入合計の支出済額は4億4,133万2,715円となっております。その他、予算現額、調定額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

166ページを御覧ください。歳出につきましては、166ページ及び167ページに記載しているとおりでございます。歳出合計の支出済額は4億2,442万8,805円、その他、予算現額、不用額、そして、予算現額と支出済額との比較については、記載しているとおりでございます。

168ページを御覧ください。歳入歳出差引残額は1,690万3,910円となっております。歳入歳出の内容につきましては、170ページから175ページにかけて記載をしております。

176ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額4億4,133万3,000円、歳出総額4億2,442万9,000円、歳入歳出差引額1,690万4,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第91号につきましては、以上でございます。

続きまして、179ページをお開きください。議案第92号、令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について。

180ページを御覧ください。介護保険特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。

歳入につきましては、180ページと181ページに記載しているとおりでございます。歳入合計の支出済額は34億9,565万7,901円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

歳出につきましては、182ページから185ページまでに記載しているとおりで、歳出合計の支出済額は30億5,033万6,997円、以下、予算現額、不用額、そして、予算現額と支出済額との比較を記載しております。

186ページを御覧ください。歳入歳出差引残額は4億4,532万904円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、188ページから203ページに記載のとおりです。

204ページを御覧ください。実質収支に関する調書について、歳入総額34億9,565万8,000円、歳出総額30億5,033万7,000円、歳入歳出差引額4億4,532万1,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第92号につきましては、以上でございます。

続きまして、下水道事業会計決算書を御覧ください。表紙をおめくりください。議案第93号、令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、下水道事業につきましては、令和2年度より官庁会計から公営企業会計に移行し、今回が初めての決算となります。

それでは、2ページをお開きください。令和2年度下水道事業決算報告書について御説明申し上げます。収益的収入及び支出について、収入の決算額は15億1,123万606円、支出の決算額は12

億9,924万7,253円となっております。内訳は記載のとおりです。

3 ページを御覧ください。資本的収入及び支出について、収入の決算額は9億7,201万3,846円、支出の決算額は14億1,577万2,743円となっております。内訳は記載のとおりです。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億4,375万8,897円は、引継ぎ金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填しております。

5 ページをお開きください。令和2年度キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高4億5,746万1,633円となっており、年度末の現金預金残高でございます。

6 ページをお開きください。経営成績を判断する令和2年度損益計算書でございます。下から5行目、当年度純利益は1億6,933万8,479円となっております。これは、企業会計への移行に伴う引継ぎ金や、令和2年1月に下水道料金を改定したことなどによるものです。

8 ページが令和2年度剰余金処分計算書案でございます。損益計算書の当年度純利益1億6,933万8,479円を減債積立金へ積み立てようとするもので、ここが議決事項になるところでございます。なお、各種証明書を19ページ以降に記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

議案第93号につきましては、以上でございます。

続きまして、水道事業会計の決算書を御覧ください。表紙をおめくりください。議案第94号、令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

2 ページをお開きください。令和2年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。収益的収入及び支出について、収入の決算額は5億1,655万9,652円、支出の決算額は4億9,286万4,278円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

3 ページを御覧ください。資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は1億4,843万6,914円、支出の決算額は3億9,495万8,887円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

4 ページをお開きください。令和2年度キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高は10億4,417万4,390円となっており、年度末の現金預金残高でございます。

5 ページを御覧ください。経営成績を判断する令和2年度損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は898万2,746円となっております。これは、令和2年1月に水道料金を改定したことによるものです。

7 ページが令和2年度剰余金処分計算書案でございます。損益計算書の当年度純利益898万2,746円を利益積立金へ積み立てようとするもので、ここが議決事項になるところでございます。

なお、各種明細書につきましては、18ページ以降に記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

議案第94号につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 引き続き、戸塚誠司代表監査委員に令和2年度決算審査の報告を求めま



す。

戸塚代表監査委員。

○代表監査委員（戸塚誠司君） 代表監査委員の戸塚でございます。令和2年度決算審査の結果を御報告いたします。

決算審査は7月7日から7月28日までの期間、令和2年度益城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、水道事業会計決算書、下水道事業会計決算書、健全化判断比率及び資金不足比率について、関係各課に資料の提出と説明を求め、中村監査委員と私で慎重に審査いたしました。その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令等に準拠して作成されており、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他証拠書類と照合しました結果、計数等に誤りはなく、正確であると認めました。

健全化判断比率及び資金不足比率については、総合的には健全な状態を維持しておりますが、実質公債費比率や将来負担率は悪化の傾向が続いており、今後注視していく課題の一つになっております。

今回の審査の着眼点を申し上げます。

令和2年度決算審査は、熊本地震からの復旧復興事業の進捗と、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、町行政にも大きな影響を与えたことがうかがえる決算内容でございました。令和2年度の一般会計及び特別会計の決算規模は、歳入約410億円、歳出約390億円と、熊本地震前の決算規模に比べましても非常に高い状況ではありますが、過去最大規模であった前年度に比べますと、特に復旧関連事業費の執行額、繰越額、不用額が大きく減少しておりまして、また、予算全体の執行率も83%と上昇しております。

熊本地震から5年が経過する中で、益城中学校、文化会館等の施設復旧が完了し、復旧に関する大きな事業は、一部を除きまして本年度令和2年度でめどがついたと言えます。

一般会計の歳入についてですが、自主財源のうち町税が約8,000万円増、また、ふるさと納税により寄附金が約11億円増と大幅に増加しております。依存財源は、復旧事業の終息により、その財源である国庫支出金、県支出金、町債が前年度よりも合計約160億円減少し、結果、自主財源と依存財源の構成比に大きな変動が見られました。自主財源の確保は、財政運営の要とも言えるので、町税、使用料等の収納力強化と併せ、ふるさと納税の増加について、その要因を分析し、今後も維持、納税促進をお願いいたします。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の対策関連事業として、特別定額給付金事業により民生費が、学生等による地元飲食店バックアップ事業や事業所等支援金事業等による商工費がそれぞれ大きく増加いたしました。また、復旧事業等に伴う起債の償還が本格化したことによりまして公債費が増加しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種委員会や文化スポーツ関連事業等、多くの事業が延期や中止されておりまして、また、復旧復興事業の進行にも大きく影響を与え、その結果、不用額の増加につながったと思われまます。

総括といたしまして、令和2年度においては、地震災害復旧事業の多くが完了し、それに伴い翌年度への繰越予算が大幅に減少しております。一方、地方債元金償還が本格化し、公債費の支

出が増大しております。インフラ整備におきましても、復興事業がこれからピークを迎えますが、復旧事業に比べ国庫補助率や交付税措置率が低く、町の負担額が増えて公債費の実負担額も増加し、財政運営がますます厳しい局面になることが予想されます。歳入面でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地域経済の動向が予測できない中で、自主財源の柱である町税等の収入額を見極めていくことが重要となります。

このような状況の中、今後、熊本地震災害の復旧復興から新たな段階へと移行いたしますが、歳出削減のための事務事業の見直しや効率的な予算の執行を徹底するとともに、基金の活用を含めまして将来を見据えた多面的な分析に基づく財政計画とその運営に期待いたします。

なお、審査結果の詳細につきましては決算審査意見書としてお配りしておりますので、御高覧いただければと思います。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

次に、議案第95号「益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第101号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第95号、益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例の改正は、本町及び町教育委員会の附属機関の設置及び廃止をするものです。新しく設置する委員会は、益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会、廃止する委員会は、小学校運動部活動社会体育移行検討委員会です。

議案第96号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回提案しました条例改正は、報酬額を年額で定められている職員について支給方法を変更するもの、及び新たな委員会が設置されたことに伴い、その委員の報酬を定めるものです。

報酬額が年額で定められている職は、町医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、農業委員会委員、スポーツ推進委員です。新たに設置する委員会は、さきの議案でも御説明いたしました益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会です。

議案第97号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の提案につきましては、消防団員の高齢化に伴う退団者の増加や新入団員の減少などにより、条例実団員数が定数を下回る状況が続いておりますことから定数を改めるものです。消防団の状況としまして、条例定数650人に対し、本年度の実団員数は569人であり、町や消防団も団員確保の努力を続けてまいりましたが、条例定数を確保することが困難となっております。このようなことから、今回実情に応じた定数600人に改める条例改正を行うものです。

なお、条例定数に基づき支弁する費用としまして、消防団員退職報償金掛金、消防団員等消防賞じゅつ金掛金、公務災害補償掛金があり、団員1人当たり合計2万1,340円の支弁が必要となります。これらの掛金は、毎年10月1日現在の条例定数に基づき支弁することになりますことから、今回の条例定数改正により、本年度から掛金106万7,000円の支出縮減が見込まれます。

議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について名簿の作成が義務づけられますとともに、令和3年3月の改正により、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本町では、平成28年度に避難行動要支援者名簿の基となる要援護者名簿を作成しており、本年度対象者の基準の見直しを行いました。しかし、平常時におきましては、避難行動要支援者本人の同意がなければ避難支援など関係者に名簿情報の提供ができないため、各地域において自ら避難することが困難な方の把握が難しく、災害時の安否確認や円滑かつ迅速な避難支援も困難な状況にあります。このため、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例、すなわち、本人の同意なしで名簿情報の提供を可能にすること及びその他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを支援し、避難行動要支援者の生命・身体を保護することを目的に、この条例を制定するものです。

議案第99号、益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について、御説明申し上げます。

近年、インターネット上のSNSなどを利用しましたいわれなき誹謗中傷や人権侵害が発生し、また、部落差別をはじめ、女性や子ども、高齢者、外国人、障がい者、性的マイノリティーの方々に対する不当な差別・偏見などは、今なお根強く残っている状況です。県内でも、電話による土地差別事象、公共施設での差別落書き事象が発生するなど、人権を取り巻く環境はますます複雑化、多様化、匿名化、陰湿化しており、人権が尊重される社会の実現に向けたさらなる取組が重要となっています。

このような中、国において、部落差別が今なお存在することを認め、国及び地方公共団体の責務として部落差別の解消に向けて取り組むことが重要な課題であると明記された部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の人権三法が平成28年に施行されました。

この国の動きに伴い、熊本県におかれては関連する条例を見直すとともに、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例を令和2年6月に制定されております。本町においても、これらの法律の制定・施行を契機に、人権侵害に係るあらゆる差別問題などの早期解決を図り、全ての人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりに向けた施策の実現に向け、今回条例を制定するものです。県内におきましても、幾つかの自治体では既に条例を改正しており、また、条例改正を進めている自治体もあります。

議案第100号、物品売買契約の変更について、御説明申し上げます。今回の提案につきましては、本年6月定例会において御承認をいただきました益城町消防団用資機材、小型動力ポンプ積載車2台に係る物品売買契約の変更を行うものです。

当初契約金額の1,007万1,600円を908万1,600円へ減額変更するとともに、導入する小型動力ポ

ンプ付積載車をオートマチックトランスミッション使用のディーゼル車から、オートマチックトランスミッション使用のガソリン車へと仕様の変更をするものです。なお、受注業者は野々村ポンプ株式会社であり、納入期限は令和4年3月31日までとしております。

全国的にオートマチックトランスミッション車限定で新しく運転免許を取得する方が増えており、消防団においても同様の傾向にありますので、町としてはこれまでオートマチック仕様のガソリン車を積載車として導入してまいりました。しかしながら、昨年11月に自動車メーカーから、令和3年度以降はオートマチック仕様のガソリン車による積載車を生産しないとの方針が示されたため、今年度はオートマチック仕様のディーゼル車を購入せざるを得なくなり、本年6月定例会で物品売買契約の御承認をいただいたところです。

ところが、本年8月になって自動車メーカーから、オートマチック仕様のガソリン車による積載車の生産を再開するとの方針が示されたため、本町としましても、導入経費の縮減に加え、これまでもオートマチック仕様のガソリン車を導入していますことから、契約の変更を行うものです。

議案第101号、町道の路線認定について、御説明を申し上げます。

今回町道の路線認定をするのは、路線番号466号の境下津留線、路線番号476の二ノ峠線及び路線番号477の婦多ノ免2号線の3路線です。

まず、路線番号466の境下津留線につきましては、町道の下陳畑中線と平田黒石崎線を結ぶ幅員4メートル以上の道路であり、町道認定基準を満たすことから、路線の認定を行うものです。

次に、路線番号476の二ノ峠線につきましては、町道のましき野1号線と大久保古川線を結ぶ幅員4メートル以上の道路であり、町道認定基準を満たしますことから路線の認定を行うものです。

最後に、路線番号477の婦多ノ免2号線につきましては、開発に伴い道路が寄附されましたため、路線の認定を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第85号から議案第101号までの17議案についての説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

---

散会 午前11時31分

9 月 7 日 ( 火 曜 日 )

令和3年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集
2. 令和3年9月7日午前10時00分開会
3. 令和3年9月7日午前11時47分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程  
日程第1 総括質疑

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	企画財政課審議員	山口拓郎君
税務課長	深江健一君	住民課長	吉川博文君
福祉課長	松本浩治君	福祉課審議員	荒木薫君
こども未来課長	水口清君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	姫野幸徳君	建設課長	増田充浩君
都市計画課長	村上康幸君	都市計画課審議員	齋藤計介君
復興整備課長	米満博海君	街路課長	荒木栄一君

新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
水道課長	竹 林 浩 幸 君	代表監査委員	戸 塚 誠 司 君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

---

### 日程第1 総括質疑

それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第88号「令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。

1点だけ、一般会計補正予算の中の20ページ、土木費2項の道路橋梁費、委託料の80万7,000円についてお伺いいたします。

毎回、専決事項で保険料を使ったという話が出てきますが、道路が悪いからということで非常にいいことだと思っておりますが、週2回ということでございましたが、80万7,000円で足るのかということと、町道のみなのか、林道も農道も含むのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 建設課長の増田でございます。4番下田議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、議案第85号、益城町一般会計補正予算書第5号中、ページ数は20ページになります。こちらの8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費12節委託料でございます。

まず、今回、昨日の議会の中でも道路瑕疵ということでお二方に保険料を支払ったということでございます。被害に遭われたと申しますか、事故に遭われた方には、管理者である担当課長としておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今回の補正予算でございますが、先ほど下田議員の御質問にございましたように、最近道路関係の事故が多いということでございます。そのような中、うちのほうの管理係が担当しておりますが、担当の職員ではなかなか全部の道路を調査・管理が行き届いていないということが正直なところでございます。そのようなこともございまして、目的としましてはまず建設課が管理する町道において、基本は町道がメインでございます、パトロールによる危険箇所の早期発見と、

維持管理作業による事故等の防止を主に考えております。

業務内容としましては、道路等の巡回と併せまして危険箇所の応急補修、それから路上の危険物の撤去等を行うということでございます。こちらにつきましては、パトロールしていただきまして報告を基に、その後の道路の補修、維持管理、修繕等の計画を立てていくための一つの目安を考えておるところでございます。

こちらにつきましては、先ほど下田議員がおっしゃられましたように、単価的にはお一人1,400円の2人で、1日3時間の2班体制、週2回で月4週の6か月分ということで80万6,400円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

委託料ということですので、建設業組合とかに委託されるとですかね。素人が見てもなかなか道路は分からんと思いますので。よろしく。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 4番下田議員の2回目の御質問にお答えします。

どちらのほうに委託するのかということですが、現在シルバー人材センターさんのほうに委託ということで考えているところでございます。以上でございます。

○4番（下田利久雄君） はい、よかです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。一、二点、ちょっとお伺いいたします。

令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）についてお尋ねいたします。

まず9ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金の中の3節児童福祉補助金、子ども・子育て支援交付金370万6,400円、これは国と県から同じ金額で補助金を頂いておりますが、15ページの民生費、児童福祉総務費の中の22節償還金利子及び割引料、子ども・子育て支援交付金返還金640万3,000円、この説明をまずお尋ねいたします。

その1点にします。まだありますけど、ほかの皆さんがやると思いますので。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、質問は言うてください。85号に対してあるなら質問をお願いします。

○15番（渡辺誠男君） ほかはほかの人がすると思います。よろしく申し上げます。1点でよろしゅうございます。

○議長（稲田忠則君） 水口こども未来課長。

○こども未来課長（水口 清君） こども未来課長の水口でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

まず、議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）のうちの9ページ、子ども・子育て支援交付金の質問が1点でございます。この子育て支援事業につきましては、国、県ともに3分の1の補助率になっておりますので、県支出金及び国庫支出金の金額が3分の1とい



うことで計上させていただいているところです。

それと15ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の22節の償還金利子及び割引料933万1,000円の内訳ということでございますが、こちらにつきましては、令和2年度に行いました保育事業、保育園の延長保育等の補助金の精算、または放課後児童クラブの交付金、こちらは児童クラブに委託しておりますけれども、令和2年度で精算しておりますので、その精算分を国、県のほうにお返しするというところで支出のほうを組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） ありがとうございます。内容は大体分かりましたけれども、当初予算で令和2年度が4,400万円ぐらいと。令和元年度が4,500万円。これは大体年度にして相当変動がございますか、それとも変動はございませんか。そして、9月にまた補正で令和2年度は92万円ぐらい補正を出しておりますもんね、9月の補正予算で。その辺をちょっともう一回お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 水口こども未来課長。

○こども未来課長（水口 清君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、事業の返還金については、毎年度若干の変更がございます。毎年、延長保育ということで、延長される保育の方の実績によって精算していきますので、それが多い場合はまたそれで変動して精算もあるということになりますが、金額としてはそう大きな誤差はないということで考えております。

それともう一つ、92万2,000円というのがどこの部分かというのをちょっと失念しております。そちらについてはどこの部分になりますか。

○15番（渡辺誠男君） 9月の補正でございます。去年の9月、令和2年度の。これは令和2年度の返還金でしょう。

○こども未来課長（水口 清君） そうですね。

申し訳ございません。返還金のその部分については、申し訳ないですが、こちらのほうで今手元に資料を持ちませんので、改めて御説明したいと思います。申し訳ございません。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 延長保育の変動によって少しは変わるとおっしゃいましたけど、大体令和2年度が4,400万円、今年が4,500万円ぐらいの予算計上がされております。そうしますと、また例年どおりにある程度いきますならば、来年度あたりはまた返還しなくてはならないと思いますが、その辺はどういう状況でしょうか、ちょっとお尋ねいたします。3点目、よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 水口こども未来課長。

○こども未来課長（水口 清君） 15番渡辺議員の3回目の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、まず申請の金額は見込額で申請をします。それによって、国なり県

なりの補助金が前もって来ますので、3月の年度末の事業実績によって精算を行います。そのため、毎年度返還金、あるいは足りない場合は追加の金額を交付金という形で、その年度によって変わってくるということになります。おおむね多めに交付申請をしておりますので、こういった若干の返還金というのは生じるということになります。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。2番西山議員。

○2番（西山洋一君） 2番西山でございます。議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）について、2点質問させていただきます。ページは19ページでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費の中の18節の負担金補助及び交付金、まず1点目でございますが、耕作放棄地解消事業の耕作放棄地有効利用促進事業補助金22万3,000円を今回補正で出しておられます。この耕作放棄地は今後も増加すると思われましても、この耕作放棄地の有効利用の状況、それと今回の補正に関しては何か所ぐらいの耕作放棄地を対応されるのか伺います。

2点目です。次にその下の5項の農地費の12節委託料1,500万円、これはため池の看板設置業務委託料ということで1,500万円計上されております。15か所ということで、これは県の100%補助ということで町の持ち出しはないということでございますけれども、看板設置に1か所100万円というのは非常に大きいなと思われましたので、どのような看板なのか、そしてどのように今後この看板を活用されていくのかというのを伺います。以上、2点でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） おはようございます。産業振興課の姫野です。2番西山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、一般会計補正予算（第5号）中ですけど、19ページの耕作放棄地解消事業、この有効利用の状況はということですけど、毎年8月に農業委員さんと推進委員さんが農地のパトロール、利用状況調査を行っておられます。その中で、耕作放棄地あたりの把握もされております。

段階的に耕作放棄地の度合いといいますか、放棄具合を調査されているんですけど、おおむね軽い草刈りをして、トラクター等で耕起をする状況、あるいは低木の雑木も1年以上放置しますと当然出てきますので、それはバックホーあたりの重機を入れた再生を重点的に行っている状況です。

今回の22万3,000円は何か所かということですけど、これはお二方から申請が上がっております。筆数でいきますと4筆ですね。面積が約6,000平方メートルでございます。

次に、農地費の委託料、ため池の看板ですけど、1か所100万円というのがどうなのかという御質問だったと思っておりますけど、これは、地域住民の防災意識の向上、災害時における住民の適正な避難誘導のために、ため池災害における被害の未然防止を目的に設置しようという事業であります。今回、県のほうから要望調査をいただきました。この段階で県が示した上限額が1か所100万円ですので、特定の看板を積み上げた単価ではございません。これから入札作業に入りますので、その中で精査して、必要最低限の看板の仕様にしていきたいと思っております。100万円必ずかかるという話ではございません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。

先ほど同僚議員からも質疑があった件ですが、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中の同じく19ページ、先ほどと同じ6款の農業水産業費1項農業費3目農業振興費、この中の18節負担金補助金及び交付金で、耕作放棄地の解消事業という今答弁いただいた件なんですけど、これは町としては全体的な放棄地の面積、こういったものは把握されているんでしょうか。

それと、4筆2件分、6,000平米ということでこの補助金のほうは今回出ているんですけど、これについては面積的な要件とか、そういったものはどうなっておりますでしょうか。また、町としてこの耕作放棄地を解消するための動き、そういったものを何かされているんでしょうか。この辺をちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。3番上村議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどと一緒にですね、令和3年度の一般会計補正予算（第5号）中、19ページの農林水産業費の農業振興費、耕作放棄地についての御質問です。

まず、耕作放棄地を町として把握しているのかという話ですけど、町の農業委員会のほうで数字的なものは把握しております。過去3年間になりますけど、平成30年が29.3ヘクタール、平成31年が24.1ヘクタール、令和2年が19.1ヘクタール、2020年の農業センサスの町全体の農地面積が1,944ヘクタールでございますので、約1%が耕作放棄地ということになっております。参考までに県のほうはどうかといいますと、耕作放棄地が、これは1年古いんですけど、平成31年で3,763ヘクタール。これは農地全体の4.8%ですから、益城町は比較的耕作放棄地は少ないというふうに認識しているところです。

先ほど申しましたように、年々耕作放棄地のほうは減っております。これは何かといいますと、当然ながら農業委員さん、あるいは推進委員さんあたりの日頃の活動、パトロールあるいは農家との対話、こういう中でその解消に努めていただいているということですので、引き続きこのような活動を、それぞれの農業委員さん、推進委員さん、あるいは関係機関と協力して、解消に努めていきたいと考えております。

それと、面積の要件があるのかということですけど、面積の要件は特にございませぬ。ただ、耕作放棄地を借りて再生して作付をしようという事業でございますので、そういう作付の意思があるということが、あえて言うなら条件かと思えます。5年以上という条件はあります、5年以上作付をすることというのが条件になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） よかです。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）、14ページ、

3款民生費1項社会福祉費の1目18節介護基盤緊急整備特別対策事業補助金350万円、この補助金の内容をちょっと詳しく説明していただきたい。

それともう1点、15ページ、18節子どもの貧困対策等事業補助金50万円、これも同じですが、内容を詳しく説明してほしいです。本町にて何人ぐらいが対象になっているのか、そこまで分かれば教えていただきたい。以上です。

○議長（稲田忠則君） 2点目は水口課長ですか。

○こども未来課長（水口 清君） はい。

○議長（稲田忠則君） なら、2点目につきまして、水口こども未来課長。

○こども未来課長（水口 清君） こども未来課長の水口でございます。9番榮委員の御質問、議案第85号、令和3年度一般会計補正予算書（第5号）のうち、15ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の中の18節負担金補助及び交付金、その中の子どもの貧困対策事業補助金50万円の件でございます。

こちらにつきましては、熊本県の補助事業を通しまして、子どもの貧困家庭の教育の支援、教育の場、教材、それと先生とかそういった方々を用意して、そちらに貧困で勉強が困難な児童に勉強を教えるということを通して、そういった児童がどれだけいるかという調査をするという目的の事業でございます。

先ほど申しましたように、調査だけでなく、その中で先生を雇って教えるという事業も事業内容に含まれるということで、子どもの貧困対策という形でこども未来課のほうで計上させていただいたところではあります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員の1点目の質問に対して、松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 健康保険課の松永です。9番榮議員の1回目の質問にお答えいたします。

議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、歳出14ページ、3款1項4目18節負担金補助及び交付金の中の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ということですが、これは介護施設におきまして、コロナ対策としましてゾーンニングという形で感染の対策をするのに補助を出すということで、県から10分の10の補助ということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） えらい暇の要ったごたるですが。

1点目の答弁に対する2回目。これはまず名目が悪い。ほかのはコロナ、コロナと書いてあるので、結局はコロナ対策の事業補助金じゃないですか。そしたらここにコロナと一つつけとれば何も問題ない。私はてっきり、6月議会でも私言いましたばってん、介護崩壊。言いましたよね。それに対して特別に政府が今やってるから、そういうことに対する特別対策補助事業かなと思いました。頭にコロナとつけとるなら質問しませんでした。

それと二つ目、子どもの貧困対策と補助金、これは子ども一人一人、個人に対する事業補助か

と思ったら、そういう子どもをまとめて先生を確保してそういう事業を補助していく、そういう事業ですね、さっきの課長の答弁では。

○こども未来課長（水口 清君） それの調査を。

○9番（榮 正敏君） ああ、調査をまず。じゃあ、調査に対する補助金ですね。分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページ数でいきますと21ページ、教育費、学校管理費、17節の備品購入費で、施設器具費65万6,000円、これは広安西小の机の購入費というふうに昨日の説明では聞いていますけども、それとその次のページのやはり備品購入費で、これは69万3,000円、益城中学校の新生の机か何かの備品購入費というふうに聞いていますけども、私が聞きたいのは既存のものと同じ机を購入されるのかどうか。それはどうしてかという、GIGAスクール構想で今もう全部小中学生はタブレットを持っています。学校の先生方に聞きますと、机の広さがタブレットを置いて教科書を置いてノートを置くと、もう非常に狭いんですね。で、机を広くしなくちゃいけないなと思っていたんですけども、先日熊日新聞に高森町の机で、既存の机を広くする補助的なやつで、それをつけたんですね。そしたらもう全部余裕を持って机の上ができるということで、そういったことを考えて、新しい机というのは広いものを今度購入するのか、それとも従来型のものを購入するのか、まず第1点、その点をお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページのほうがまず21ページ、10款教育費2項小学校費1目学校教育費の中の17節備品購入費でございますが、こちらにつきましては、昨日の説明でもありましたが、まず津森小学校の来年度の新入学児が若干増加するということで、低学年用の机、椅子が不足するということで、数としては5組を購入する予定にしております。

それと、広安西小のほうでは、肢体の不自由なお子様特別支援学級のほうに入学される予定ですので、それに伴いまして特性に応じた使いやすい、これは特殊になりますけども、そちらの机、椅子等を購入する予定ということにしております。

それと、次の中学校費の中での備品購入費、こちらについて先に申し上げますと、益城中学校で来年度の入学のかなり子どもさんが多いということで、45名ほど生徒が増えるということでの見込みが出ておりますので、その45セット分を購入する予定としております。

議員お尋ねの点は、既存のやつと同じものかということでございますけれども、小学校費については先ほど申し上げたとおりでございます。中学校分につきましては、追加でございますので、今のところは同じ規格でということにしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の答弁ありがとうございました。今後ですね、そういったGIGAスクール構想でタブレット、教科書、またノートを实际使っている生徒さんたちのことを考えると、補助の、高森の教育委員会に問い合わせれば分かると思うんですけども、そういった使いやすい機の購入というのも今後考えていかなければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第88号「令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第89号「令和2年度益城町一般会計決算認定について」から、議案第94号「令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの6議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。議案第89号、令和2年度一般会計決算書について、3点ほど質問したいと思います。

まず、質問する前に、甚だ僭越ではございますけども、昨年度の決算から見れば財政への取組がいろんなところで改善の努力が見られて、本当に大変だったろう、御苦労さんでしたというふうな言葉をまずおあげしたいと思います。

では、質問に入ります。まず、第1点目は、決算の総括として令和2年度の収支は約14億6,000万円の黒字ということでしたが、町の債務から見れば町債は約67億円、公債費が約15億6,000万円であったことから、基金等を考慮しないとすれば約51億円の債務増となっております。これは、これまでの我が町の元年度末の未償還金残高が約388億円であったことからして、令和2年度末の未償還金の残高は388億円プラス51億円で439億円、こういうことになろうかと思えます。それで、第1点目の質問は、そういうことでよろしゅうございますかということですか。

2点目は、令和2年度の自主財源と依存財源について質問します。熊本地震からの復旧復興のピークにあった令和元年度の自主財源は全体の15%でしたが、令和2年度は約30%まで回復しております。これはすばらしいことだと思いますが、執行部として今後どれくらいの自主財源に高めていこうとお考えになっておられるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

第3点目は、人件費の増加についてです。年々人件費が増加しております。もちろん復旧業務や年度採用のパート等、いろいろ雇用形態が変わってきておりますので、増加するのも多少やむを得ないところもあるのかと思えますけども、何よりも町の財政、これは非常に厳しいものがある、この健全化を図っていくためには人件費の抑制が避けて通れないと思えますが、今後この決算書を見て、どのように人件費を削減していこうとお考えになられるのか。

非常に総括的な質問で申し訳ございませんが、3点ほどお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の1回目の御質問にお答えいたします。

令和2年度末の起債残高については439億円ぐらいだと思うが、それでいいかということが1点目、それから自主財源と依存財源についての御質問、3点目につきましては総務課長のほうからお答えをいたします。

まず一つ目の、令和2年度末の残高です。令和元年度末が388億円ぐらいの残高になっております。その後、令和2年度末につきましては、先ほど議員が言われたように、現年分の借入れの分を合わせて439億円という形で、大体440億円ぐらいになる見込みになっておりますので、大体その程度の金額ということになるかと思ひます。

それから、自主財源と依存財源ですけれども、昨年よりも改善しているけど、まだまだ自主財源の割合は低い状況にあります。改善した要因としましては、ふるさと納税が増加したということで、ふるさと納税が令和元年からしますと10億円程度増加しておりますので、その関係で自主財源のほうの割合が増えているという状況です。

今後も様々な事業を実施していきますと、当然国庫支出金とか県支出金のほうもまだまだ落ち着いた状況にはなりませんし、公債費で借り入れた交付税措置についても地方交付税等が増えていく状況にありますので、ふるさと納税をしっかり頑張ったとしても自主財源の割合が増えるという状況にはなかなかならないと考えております。割合がどの程度と言うことは難しい状況にありますので、割合が増えるような形でしっかり取組をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

人件費の抑制ということで御質問でございますが、現在震災から5年を迎えまして、復旧復興の事業に全力で取り組んでいるところでございます。そのような中、今年度につきましても、全国からの派遣職員を30名、それから町独自の採用ということで任期付職員を50名採用し、業務に当たっているところでございます。

今後、復旧復興が進んでいく中で、派遣の縮小、また任期付職員の削減を進めていくことが必要になってくるかと思ひますが、ここしばらくはどうしても復旧復興の事業が膨大でございますので、人件費の抑制については今後の進捗を見ながら行っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。突然こういう大きな質問をされたのでなかなかお答えしづらかったかと思ひますけれども、我が町の行く末を考えると一番大事

なことだと思いますので、決算のときには必ず質問させていただこうと思っております。

今、答弁をいただきました第1点、これについては、大体未償還金というか町債の残高、これが大体440億円という話であります。この中で、要は国からの交付金としてどれくらい返ってくるかと。6割から7割ぐらいは最低でも交付金として返ってくるでしょうけど、残りは町が自分で払わなきゃいかんという話だろうと思うんですよね。これがどれだけ町の子どもたちの将来の負担にさせないために現役の我々がどうしていくか、ここが一番大事だろうと思うんです。

当然私がこういうことを言わなくても執行部の皆さんは御承知だろうと思えますけど、これからやる事業は国からの補助金、交付金が少なくなってきました、割合が。町の持ち出しが非常に大きくなってきますから、やらなきゃいかんことはあると思えますけども、やっぱり優先順位をよく決めてやっていかないと、死んでも死に切れない、子どもたちにいっぱい借金を残して死ぬという話になりますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。1問目は以上です。

それから2問目は、確かに自主財源が非常にまだ少ないです。ちょうど地震前といいますか、従来大体50%近いとこまでいったんですよね。50%は超していなかったんですが。50%を超せば非常に財政的に力強い、もしくは強いところは70%ぐらいいきますからね。でも、30%、40%だと非常に国やほかに依存せざるを得ないから、政策を立てるのも非常に厳しいと思えます。目標をきちっと立てて、やっぱりそれに向かって努力をしていかないと、なつたとおり、やったとおり、これだけだったと。だからこれだけしか自主財源はないんだと、それではちょっと困るんじゃないかと。やっぱり、今回は40%まで行くんだと、だったら財政運営をきちっとそれに組み替えていく、やっぱり目標、目的、そして実行というふうにしていかないと、結果でオーライというふうになってしまうのが一番困るんじゃないかとあえて苦言を呈させていただきます。よろしくお願ひします。

それから、3問目の人件費なんですけども、確かに復旧復興のため、その他いろんな制度のため人件費が増えておるとい話なんですけど、人件費が増えるのはやむを得ないんだという話だったら、財政は一向に改善されんと思うんですよ。やっぱりそこは何か工夫をしていかないと。地震前といいますか、平成26年、27年頃は、大体20億円なかったんですよね、人件費そのものが。大体19億円だったんですよ。それが今は24億円ですよね。もっと上がりますよね、今度。それはやっぱり改善していかないと具合が悪いと。

どこを改善しなきゃいかんかという、それはもう皆さんでよくお考えになって。人が多ければそれは仕事は楽でしょう。だけど、今、町の非常時、財政的なもの、これを考えて、どこをどう減らして幾らぐらいまで持ち込むか、これを一生懸命考えてもらわないと。毎年毎年そんな感じがいたしますので、すいませんがよろしくお願ひします。質問と併せて皆さんにお願ひをいたしました。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

---

休憩 午前10時54分



○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定についてお尋ねいたします。その中の歳入部について、不納欠損額についてのお尋ねです。

町民から頂く税金、町税であったり、国から頂く国庫支出金であったり、歳入には様々なものがございますけれども、決算する上で不納欠損というのをされます。町税の不納欠損とはどういうものかというものを含めて、不納欠損したら今後どうなるのかという説明と中身について教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 深江税務課長。

○税務課長（深江健一君） おはようございます。税務課長の深江です。11番野田議員の不納欠損についてのお尋ねについてお答えします。

まず、令和2年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の15ページを御覧ください。

令和2年度の町税の不納欠損額合計は、568万8,266円となっております。

税別につきましては、個人町民税の不納欠損額が156万4,528円、内訳としまして滞納処分の執行停止後3年経過したものが15件、29万3,120円となっております。それから、執行停止後3年経過する前に5年の時効が到達したものににつきましては43件、122万1,408円となっております。

それから、法人町民税につきましては、不納欠損額が5万円となっております。1件です。これにつきましては、単純に5年が経過したものでございますけれども、廃業した法人の執行停止の漏れがあったものでございます。

それから、固定資産税につきましては、387万9,138円となっております。内訳につきましては、滞納処分の執行停止後3年経過したものが23件、254万4,653円となっております。執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来したもの、こちらにつきましては63件、133万4,485円となっております。

続きまして、軽自動車につきましては不納欠損額が24万4,600円、内訳のほうは滞納処分の執行停止後3年経過したものが25件、7万7,200円、それから執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来したものが40件、16万円、それから単純に5年の時効が到来してしまったものにつきましては2件、7,400円です。この2件につきましては、財産調査それから預金調査等を実施しておりましたが、執行停止のほうを書き忘れておりましたので時効が来たものでございます。

続きまして、特別会計のほうの国民健康保険税につきましては、益城町国民健康保険特別会計歳入歳出事項明細、146ページにございます。不納欠損の明細は、その次の147ページを御覧ください。

まず、不納欠損額は、総額で623万4,125円となっております。内訳につきましては、滞納処分

の執行停止後3年経過したものが24件、314万617円となっております。それから、執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来したものが87件、306万5,008円となっております。それから、単純に5年の時効が到来してしまったものが1件、2万8,500円でございます。この1件につきましても、財産・預金調査を実施してはりましたが、執行停止のほうを漏らしてはりました。

今後の方針といたしまして、税の不納欠損というのは、公平性の観点からは好ましいことではございません。しかし、滞納者の実態調査により税収が見込めないと判断した場合には、地方税法による執行停止をかけ不納欠損処理を行うこととなっております、それも必要になっております。今後も納税の公平性を保つために、必要に応じて差押え等の滞納処分に取り組み、収納対策と夜間納税相談、それから口座振替の新規加入の促進、コンビニ収納の周知等に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。今言われたとおり、不納欠損をすると納税の公平性というのが損なわれるという欠陥がございます。どうしても仕方がないということで、5年を過ぎたとか3年の滞納期間を過ぎたとかいろいろございますけれども、様々な形で努力をされているというのも十分分かっておりますけれども、不納欠損自体は本来ならばなるべくやるべきではない、やらないほうがいいと。なぜなら先ほど言われたように、払わない人が得をすると言うと語弊があるかもしれませんが、そういうふうになっては困るというものでありますので、ぜひそこを御理解の上、いろいろな努力をされているのは認めました上で、さらなる努力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。益城町一般・特別会計、令和2年度の歳入歳出決算書について二、三お尋ねをいたします。

まず、81ページの19目小規模住宅地区改良事業の中の14節工事請負費、明許繰越費が3,600万円か、その中で不用額も2,700万円ぐらい出ているというところの御説明をお願いいたします。もうこれは既に不用額として明許繰越ですから、ほかにまた利用されるものかと思っておりますが、その辺をお尋ねいたします。

それから、87ページの学校管理費繰越明許の中の14節工事請負費、これも明許繰越ですね、1億9,468万8,000円の支出と、不用額が1億1,000万円ぐらい出ております。これは小学校内の運動場の件ですけん、この説明をお願いします。

もう1点、89ページ、学校管理繰越明許、14節工事請負費の明許繰越です。これも2億6,911万5,000円が1,800万円ぐらいで、不用額が2億5,000万円ということになっております。この説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） おはようございます。復興整備課長の米満でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

議案第89号、令和2年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書中の80ページ、81ページにかかる分でございます。8款土木費4項都市計画費10目小規模地区住宅改良事業（繰越明許分）の御説明でございます。議員の御質問は、14節の工事費ということでございましたが、全体的にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、10目の分ですが、事故繰越が1,042万236円でございます。これは、6月の議会で御承認をさせていただきました、本当にありがとうございます。明細につきましては、まず委託費につきましては、櫛島と堂園をやりますということをお話しております。それから16節の公有財産購入費98万9,064円、これも櫛島の用地の購入でございます。それから、21節の補償補填及び賠償金の分でございます、254万5,072円、これも櫛島のほうをやるということでございます。

また、不用額でございます、3,144万1,494円でございます。これも6月の議会で補正予算を付け替えをさせていただいております。繰越して未契約となっております分を、令和3年度の予算のほうに補正でつけさせていただいております。工事につきましては櫛島を計画しているところでございます。また、公有財産も櫛島の用地を買うということで事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。15番渡辺議員の質問にお答えいたします。

令和2年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書中86ページ、1点目ですけれども、学校管理費の中の繰越明許費、この分の14節工事請負費の支出済額と不用額の説明でよろしかったでしょうか。

まず、支出済額につきましては、備考欄に表記していますとおり、小学校の屋内運動場、体育館のことですけれども、こちらの非構造部材の改修工事を行っております。この分が支出済額というふうになっております。不用額が1億1,000万円ほど出ております。これにつきましてはGIGAスクール構想によりましてタブレットを導入しておりますけれども、当初はWi-Fiを使った通信ということで予定をしておりました。ただ、検討の結果、携帯電話と同じようなLTE回線という通信方法に切り替えたところで、この工事費が不用となったため、ここに1億1,000万円を計上するものでございます。

それと2点目、中学校費の中の学校管理繰越明許ですけれども、この中の14節工事請負費につきましては、支出済額につきましては先ほどと同様、中学校の屋内運動場の非構造部材の改修を行った分でございます。

それと、不用分につきましては益城中学校の復旧工事の分でございます。当初歳入が災害復旧分と国の基準をオーバーする分、床面積が増える分、この分について補助率が違いますので、これに合わせた形で歳出のほうを予定しておりましたけれども、契約とかその辺は一体化しておりますので、一括で支払うことといたしまして、最終的には、105ページになりますけれども、この中の文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費の工事請負費の中で災害復旧とまとめた形

で一括して支払っているところで、こちらのほうに計上させていただいているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、いいですか。2回目行きませんか。

○15番（渡辺誠男君） よかです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第89号「令和2年度益城町一般会計決算認定について」から、議案第94号「令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの6議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第95号「益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第101号「町道の路線認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。7番吉村委員。

○7番（吉村建文君） 議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、御質問をさせていただきます。

この避難行動要支援者名簿に関する条例ということで、これは非常にありがたいことでもあります。5年前の熊本地震のことを思いますと、この条例を制定することは非常にありがたい、いいことだと思っておりますけれども、これに関して関連の資料の2に、取組として事業実施スケジュールがありまして、令和4年度以降モデル事業実施以外の地域でも順次展開していくと書いてあります。モデル地区は惣領1町内、2町内、馬水南、安永1町内、安永2町内ということになっておりますけれども、このモデル事業以外の地域でも実施されなければならないと思っております、大体いつ頃までに完了予定を考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 荒木福祉課審議員。

○福祉課審議員（荒木 薫君） 福祉課の荒木でございます。7番吉村議員の御質問に対してお答えいたします。

議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、以前お配りしております資料2の、令和4年度以降のスケジュールについてお尋ねだと思います。現在、益城町の個別避難計画でございますけれども、今年度対象者の見直しを行いまして、現在名簿登録者1,175名となっております。昨年示された熊本県の個別計画の基準は、基礎情報、氏名、住所等や要支援者情報、要介護情報や障がい等級等に加え避難支援者が記入されていることが条件になっておりまして、県の基準である個別計画は策定済みとなっております。しかし、避難経路や避難場所を定めた個別避難計画の策定には至っておりません。

そこで、本年度モデル事業を実施しているわけでございますけれども、現在まだ条例制定、今上げているところで、個別情報の提供が実施可能となっております。個別の民生委員の通常の活動の中で要望をお伺いして「したいです」という声があればということで今進めておりまして、なかなかスムーズな避難計画の策定とはなっておりません。まず、モデル地域、惣領1町内、2

町内、馬水南、安永1、2町内を本年度中に策定いたしまして、避難実施の予定でございます。モデル事業の中でということございまして、令和4年度以降に順次ということで計画しておりますけれども、相当の期間を要すると思っております。

条例で、皆さんの同意をもらったといたしましても、一人一人の避難計画路、避難場所、避難支援者、安否確認者、全て策定していくことになります。今現在でいつまでという確実なお答えはできず、申し訳ございません、相当な時間を要すると思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 第1回の回答ありがとうございました。未をしっかり決めておかないと。相当時間数がかかるというのは分かるんですけども、それだといつまでにするというのが決まっていなくて仕事の取組に関しても非常に難しい部分があると思いますので、できますれば、例えば平成何年ぐらいまでには完了したいと思いますということを考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。2点ほど質問をしたいと思います。

まず、今、同僚議員のほうから出ました議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてということで、この制定そのものについては私も特に何も問題ありません。しかしながら、私は安永に住んでいるんですが、安永1町内、2町内で自主防災組織を立ち上げてやっています。そして、民生委員の方とこの話も随分やりました。ただ、問題なのが、それぞれ縦割り行政で、先ほどもちょっと話に出ておったんですが、民生委員の人もここまではやれるけどここからはやれないと。それから自主防災でも、ここは全然やれないからここで。要は災害が発生したとき、こういう弱者である人たちをどうやって助けるかという全体像の絵が描けていない。この絵を描いてもらわないと、このやつだけこういってもつながっていかない、そんな感じがします。ぜひ危機管理課長にお願いしたいんですが、町で災害が起きたとき、こういう弱者をどうやって救出するか、避難させるか、これ辺りを描いてもらって、それぞれの所掌が動いていく、こういうふうな姿を取らないと。個々に走っていてもと、ちょっと私はそういうふうに感じます。

これは現場で見ておってそうなんです。区長さんも「私はそこまでできません」と、民生委員も「これはできません」というふうに言うとながっていかないんですね。ぜひ、そこら辺りの検討をよろしくお願いいたします。町の全体像をつくっていく、そのなかでそれぞれの所掌の役割をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は101号です。101号で、町道の路線認定についてでございますけれども、この中で、付表の2枚目があります。要は、熊本銀行グラウンドというのが中央にあって、この町道は、この図を見ていただいて説明したいんですけども、ましき野の一番北側のところなんです。そして、今回新たに起点から終点まで町道認定される場所は、非常に大きい2車線道です。皆

さんも当然通られたことがあると思います。ここは、熊本地震でも非常に道路に亀裂ができたり被害が発生しました。町のほうに修理をお願いするんですが、ここは町道ではないので修理はできない、こういうふうは何回も返されました。多分、この道路の一番端のほう2メートルぐらいが町道だったんでしょうね。あとの道路は熊本銀行の土地だったんです。ですから、町道ではないから修理ができないということで、非常に皆辛抱しながら通ってきたんです。今回、町道に認定していただくので、非常にありがたいんですが、そこで質問が2点ほどございます。

まず、今回町道認定していただくのは非常にありがたいんですが、あと残っているのが、この中央部の高いところから第2空港線まで大きい道路です。ここも町道ではございません。エホバの前を通る道路です。これはどうされるのかという話と、それからもう1点、今終点のところから野球場、グラウンドの入口ですね、そしてましき野の団地に入る。入ってしまえばこれは町の所有地になります、あの道路はですね。そこまでの間は町道ではありません。ですから、ここでもし道路が壊れたりしても、熊本銀行さんに修理してもらわんといかんわけですよ。こういう話になります。で、終点からましき野の団地に入るまでのところ、ここはどうされるのか。

それからもう1点、最後に3点目です。終点のちょっと右上のところ、井関との間に昔の町道が走っています、点線で。点々と走っていますね。これが町道大久保古川線です。これは実際は通行止めになっていて、ほとんど手入れもされていないので、草がぼさぼさして車は通れません。ほとんど人も通れない状況です。で、町道としてまだ町が維持されておりますけども、この点線のところは今後どうされるのか。もう町道として使わないのであれば、町道から外されたらいいような気もします。この下のほうを町道として認定されればですね。今、点線のところが町道になっています。何回も言うようですが、車も通れないし人もほとんど通れないような藪くらになっています。

すみません、以上3点について質問をします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 皆さん、おはようございます。危機管理課長の岩本でございます。12番宮崎議員の議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についての御質問にお答えいたします。

質問の趣旨としましては、実際に避難行動要支援者名簿に関する条例を制定した後の、実際の避難行動について、各機関との連携等縦割りをなくさなければ速やかな避難体制の維持には役立たないのではないだろうかといった趣旨の質問だと思います。それについてお答えします。

まず、今回提案させていただいております益城町避難行動要支援者名簿に関する条例、この中で必要事項をうたうことによって、今後町のほうで作成します要支援者の個別支援計画であったり、その支援計画に基づいて策定する個人に応じた個別の避難計画を策定することになります。その際に、実際に避難行動を支援される団体、人を決定することになります。その中で、先ほど宮崎議員も申し上げられましたように、民生児童委員さんであったり、自主防災組織のクラブ員さん、また消防団員、こういった方が実際避難のお手伝いをされる方、各個人ごとにそういった方々を決めてしまいます。個別避難計画ではですね。そうすることによって、いざ災害が起きた

ときに、この方を支援するのは誰だということで決定することになりますから、速やかな避難につながるものと考えております。

今後は、先ほどありましたように、惣領1町内、2町内、馬水南、安永1町内、2町内のほうでモデル事業を展開しますから、そのときもメリット・デメリット等がまた出てくると思います。そこを勘案しながら、町内全域のほうに広げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 建設課長の増田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容、3点ございました。今回の議案の二之峠線の北端部から第2空港線まではどうするのかというのが1点、次に、今回の町道認定の起点から終点までの間、こちらの取扱いはどうなるのか、それから3点目が、今回認定します東側のほうに町道大久保古川線というのが平行して走っておりますが、これの扱いをどうするのかという3点かと思えます。

まず、1点目の、今回の町道認定の一番北、北端部から第2空港線までの件でございますが、こちらのほうは延長が約550メートルございます。そのうち、今回認定しました北端部から北側のほうに約170メートル、幅員は約7メートル前後ございますが、こちらのほうは町有道路という扱いでございます。それから先約380メートルぐらいは農道でございます。ですので、今回これを町道という形にしますと道路交通法が適用されたりしますので、こちらのほうにつきましては農政サイドと打合せをしまして、その道路沿線の方、農業の耕作者の方に影響が出ないか、その辺を踏まえた上で今後検討してまいりたいと思えます。

次に、起点から終点でございます。こちらのほうも今回町道認定しますところは、熊本銀行さんの所有地でございます。この交渉の中で担当者が聞きましたところによりますと、起点から終点部分につきましてはまだ残しておってくださいと。財産関係があるからだと思えますけど、そういうことで今回はこの部分は外させていただいております。

次に、大久保古川線の旧道部はどうするかということでございますが、現在は道路扱いでございますので、行政財産でございます。これを将来的に廃止となりますと、普通財産に変えたりとかして、またこれを普通財産にした場合にどなたか買い取る方がおられるのかというのも出てくるかと思えます。

現在、御指摘のような通れない状況はございますが、今後のことを踏まえて、現状はこのままでいきたいと思えますが、その隣接する所有地の方に御迷惑がかかるような状況であれば、草刈りをするとか、そういう対策を取ってまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。大体分かりました。

1問目についても、危機管理課長のほうの答弁で結構でございますが、よく全体像をよろしくお願ひしたいと思えます。今後また調整してまいりましょう。

それから、町道の認定のところ、大体御説明で分かりましたが、熊本銀行さんの野球場の入口のところは残してくれという意向だろうとは思いますが、もし何か陥没したり道路が傷ん

だときは、ぜひ速やかに町のほうで修理させてもらってもいいような協定なり約束なりを取りつけておいてください。でないと、銀行さんに言って、銀行さんがどこかの業者さんに頼んでと、時間がかかるときがあるものですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の町道大久保古川線ですけども、これはほとんどもう使用しておりませんので、財産管理も非常に大変かとは思いますが、多分私が知る範囲では二、三年に1回、このぼさのところを誰かが切ってますね。町が依頼されているのかどうかよく分かりませんが、大きい立木が邪魔になるものですから、それを切っておられます。できたら、町道から外してもらうのが望ましいかなと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第95号「益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第101号「町道の路線認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。なお、詳細につきましては、各常任委員会において順に審査をしていただきたいと思います。

議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第101号「町道の路線認定について」までの17議案につきましては、お手元に配付してありますとおり、常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第101号「町道の路線認定について」までの17議案につきましては、お手元に配付の常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

---

散会 午前11時47分



9 月 8 日（水曜日）

令和3年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集
2. 令和3年9月8日午前10時00分開議
3. 令和3年9月8日午後3時14分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 5番 富田徳弘議員
- 6番 松本昭一議員
- 3番 上村幸輝議員
- 2番 西山洋一議員

---

7. 出席議員（18名）

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君  | 2番 西山洋一君   | 3番 上村幸輝君  |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君   | 6番 松本昭一君  |
| 7番 吉村建文君  | 8番 甲斐康之君   | 9番 榮正敏君   |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君  | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君  | 14番 中村健二君  | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	総務課長	塘田仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
住民課長	吉川博文君	こども未来課長	水口清君
産業振興課長	姫野幸徳君	建設課長	増田充浩君

都市計画課長	村 上 康 幸 君	都市計画課審議員	齊 藤 計 介 君
学校教育課長	遠 山 伸 也 君	生涯学習課長	富 永 清 徳 君
下水道課長	吉 本 秀 一 君	下水道課審議員	福 島 恭 一 君

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、17番坂田議員から、午前中、欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は10名です。一般質問は、本日と明日9日の2日間に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に富田徳弘議員、3番目に松本昭一議員、4番目に上村幸輝議員、5番目に西山洋一議員、明日9日は、1番目に中川公則議員、2番目に木村正史議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に柴正敏議員、5番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

仮庁舎でモニターを御覧の皆様、また、今回から、町職員のパソコンにおいても一般質問を視聴することができるようになり、改めておはようございます。

先週、障がいのあるアスリートによるスポーツの祭典、東京パラリンピックも閉幕し、コロナ禍という未曾有の状況の中に、大会テーマである多様性と調和を世界に発信いたしました。一方、本町においてもコロナウイルスワクチン接種が始まり、2回目の接種が済んだ方もいらっしゃいますが、感染力の強いデルタ株の発生により、昨日の発表では、本町で214名の方がコロナウイルス感染症にかかっておられます。

熊本地震から5年5か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地で生活を余儀なくされている町民の方々もおられますが、最後のお一人まで寄り添って生活再建に取り組んでまいりたいと思います。

本日は5点にわたって質問させていただきます。1点目、ごみステーションについて、2点目、小中学校の体育館の設備について、3点目、小中学校の通学路の安全対策について、4点目、益城町の結婚新生活事業について、以上4点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に座らせていただきます。

初めに、ごみステーションについてお伺いしたいと思います。

- 1、現在町内には何か所ごみステーションが設置されているのでしょうか。
- 2、ごみステーションの設置基準はあるのでしょうか。
- 3、ごみステーションの製作基準はあるのでしょうか。また、町が業者を指定しているのでしょうか。
- 4、町民の方からごみステーションの構造を改良してほしいとの声が上がっていますが、対応はなされているのでしょうか。

先日、ある御婦人から住民相談を受けました。その方の要望として、現在利用させていただいているごみステーションの上蓋と中蓋が重すぎて、60歳を超えた女性の手には難儀しているとの声でした。私もごみ出しはしているのですが、やはり上蓋を持ち上げるのには少々難儀しております。私のところのごみステーションは新しいものと思っていますので、鉄製でがっちりしたものです。

住民相談を受けた方のところに実際行ってみましたら、私のところと同じ鉄製のごみステーションであったのですが、上蓋は軽い網目のシートがかぶせてあり、鉄の棒で押さえてあるものでした。これなら御婦人の力でも十分上げ下げができるのではないかと思ったのですが、中蓋が鉄製できており私のところと同じ物で、御婦人は、この中蓋をいつも利用されており、中蓋を上蓋と同じように改良してほしいとのことでした。

私も現場に行って確認したのですが、やはり自分が想像していたことと違って、実際利用されている方の現実を知った気がいたしました。小さい、ちょっとしたことですが、高齢の御婦人の声を大事にすることが、これからの高齢化社会にとって必要なことではないでしょうか。この改良などは、業者に依頼すれば簡単にできるものではないでしょうか。一般の家庭において、多分ごみ出しは御婦人の方々がされていると思いますので、御配慮をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 令和3年第3回益城町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、5名の議員の皆様のご質問をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。また、机上には、益城をアピールするためのバッジを配付しておりますので、ぜひ着用をお願いしたいと思います。

それでは、7番吉村議員のごみステーションについての御質問にお答えをさせていただきます。

私自身も家のごみ出しを担当しておりまして、本日は空き缶をやってきたんですが、上蓋はナイロン製のネットで覆われています。

さて、町のごみステーションの設置数は、令和3年8月末現在799か所となっております。地区ごとの内訳を申しますと、飯野地区82か所、広安地区444か所、木山地区163か所、福田地区52か所、津森地区58か所となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、ごみステーションの設置基準についてお答えをします。

ごみステーションの設置基準につきましては、町内で新たに宅地開発が行われる地区におきましては、円滑なごみ収集を行うことができるよう、収集車両が回収しやすい道路に面して設置することを原則としており、構造や形状などにつきましても基準を設けております。

また、既存の住宅地での新設や移設につきましては基準は設けておりませんが、新設や移設する場合には、利用世帯数や設置場所など、地域住民の皆様で協議をいただき、設置場所の土地所有者の許可を取ることや設置場所の近隣の方の承諾を取ること、収集車両が回収しやすい道路に面していること、維持管理は利用者が行うことなどを条件に、地元嘱託員から申請をいただき、地域の状況などを確認しまして判断しているところです。

次に、一つ目の御質問の3点目、ごみステーションの製作基準と製作者の指定についてお答えをします。

本町が設置するごみステーションには、地域の実情に合わせて選んでいただけるように、5種類のごみ収集ボックスの仕様を設けております。最も多く使われているのが、上蓋・中蓋つきのタイプで、中蓋とは前面の上半分を手前に倒して、ごみを入れることができるようにしている部分です。この上蓋・中蓋が金属製の物は、大型・小型の2種類のサイズがございます。また、大型サイズには、上蓋をナイロン製のネットにして軽量化したタイプも用意しております。さらに、上蓋と中蓋がないタイプも大型・小型の2種類があり、全部で5種類がございます。

製作者につきましては、年度当初に見積りを徴し、最低価格の業者と単価契約を締結しております。

最後に、一つ目の御質問の4点目、町民の方からのごみステーションの構造改良の御要望への対応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、当初のごみ収集ボックスは、強風やカラスなどによるごみ飛散を防止するため、上蓋が比較的重いつくりになっておりました。そのような中で、高齢者でも取り扱いやすいよう、嘱託員から金属製の上蓋の改良について御要望をいただいておりますので、平成30年度から、上蓋がナイロン製ネットの大型タイプ、令和元年度から上蓋と中蓋がないタイプの大型・小型の2種類の仕様を追加しております。また、既存のごみ収集ボックスの利用方法について御相談があった場合には、上蓋を取り外してネットをかけるなど、各地域で必要に応じ工夫して利用されている事例を参考としてお伝えしております。

中蓋の改良につきましても、今回御要望いただきましたので、軽量化することができないか検討してまいりたいと思います。今後も地域の利用者の皆様から御意見をいただき、協議を行いながら良好な生活環境の確保を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

ごみステーションの設置数については、令和3年8月末現在で町内799か所に設置しており、地区ごとの内訳は、飯野地区が82か所、広安地区が444か所、木山地区が163か所、福田地区が52か所、津森地区が58か所、世帯数に見合った個数を設置してあることが分かりました。また、設置基準も一定の基準があることが分かりました。

次に、ごみステーションの製作基準と製作者の指定についてですが、地域の実情に合わせて5種類のごみ収集ボックスの仕様があるということも分かりました。

製作者に関してですが、現在、町は何社と契約を交わしているのでしょうか、お尋ねします。

それから、私が一番お聞きしたかった、ごみステーションの構造改良への対応であります。

町は、今後も、利用者の皆様からの御意見をいただき、協議を行いながら良好な生活環境の確保を図っていききたいとのことです。よろしくお願いいたします。

そこで、先ほども申し上げましたように、これから高齢化も進み、御婦人方にごみ出しの負担がかかるとお思いますので、中蓋の改良についても、軽量化による強風対策など、強度や安全面等に留意されて、軽量化することができないか、御検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、町営住宅にお住まいの方から、ごみステーションの改良について住民相談があったのですが、どこに相談したらよいのか、環境衛生係にしたほうがよいのか、それとも公営住宅係にすべきなのか、はたまた指定管理者のほうにすべきか、回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の3点目の2回目、見積りを何社から徴しているのかについてお答えをします。

ごみステーションの製作者は、競争原理を働かせるため、入札参加資格者名簿に登録された者のうち3社から見積りを徴し、最低価格業者と単価契約を締結しております。見積り業者の選定に当たりましては、発注から1か月以内の納品ができること、及び設置・入替え時に旧ボックスを廃棄できることを条件としており、町民の皆様からの御要望に柔軟にお答えできるよう配慮をしております。

次に、一つ目の御質問の4点目の2回目、ごみステーション仕様に中蓋を改良した軽量化仕様を追加できないかにつきましてお答えします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、中蓋を軽量化することによりまして、ごみステーション自体が強風で動きやすくなったり、ごみが投入されることによりまして、中蓋に過度な負荷がかかり破損してしまうなどの可能性がありますことから、強度や安全面などのバランスを十分考慮して改良する必要があると考えます。これらのことを踏まえ、どのような対応ができるかを研究し、新しい仕様の追加も含め検討をまいります。

最後に、町営住宅に設置してあるごみステーションの改良に関する御相談先につきましてお答えします。

現在、町営住宅の共有部分の設備の改良に関する御相談につきましては、入居者の皆様からの様々な御意見を丁寧に聞き取り、調整を行いながら、具体的な改良方法を検討し、決定する必要がありますことから、施設管理者である町の都市計画課公営住宅係が対応しております。一方、住戸内の漏水や建具の故障など単純な設備の修繕などに関する御相談につきましては、指定管理者である益城町営住宅管理センターが対応しております。

議員御質問のごみステーションの改良に関する住民の方からのお問合せ先につきましては、町営住宅の共有部分の設備の改良になりますので、町の都市計画課公営住宅係を御案内いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、町内の小中学校の体育館に、熱中症と換気対策として大型送風機

を設置できないものかということです。以前にも、体育館にクーラーを設置できないかということで質問をさせていただいたことがあるかと思いますが、財源の関係もあり設置することは現段階では難しいとの答弁でありました。

今回提案しているのは、大型の送風機の設置であります。災害時の指定避難所になっている学校体育館には、ほとんど冷暖房の設備がありません。先日、児童生徒の熱中症と換気対策として、全小中学校の体育館に大型送風機を4台ずつ導入して効果を上げている熊本市教育委員会の記事が紹介されていきました。財源は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として国が緊急的な措置を決めた補助金を活用したと書いてありました。学校現場では、暑さ対策と同時に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ換気対策を併せて講じていく必要があります。そのどちらにも対応できるのが大型送風機の最大の利点でもあります。

本町においても導入を図ってみてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1回目、熱中症と換気対策のための町内小中学校体育館への大型送風機の設置についてお答えします。

近年、特に夏場の気温は、気象庁のデータ等を見ても、熊本県においても最高気温が35度を超える猛暑日が増加傾向にありまして、熱中症による救急搬送等の件数も増えておるところでございます。

このような状況の中、議員御指摘のとおり、本町の学校施設におきましては、教室等には空調設備を設置しておりますが、体育館には設置しておりません。体育館は、ふだん全校集会、体育の授業や部活動等に利用されておりますが、夏場においては、気温の上昇に蒸し暑さが加わるなど、熱中症が発生しやすい状況となっております。特に、全校集会等では人から発せられる熱気も加わり、一層厳しい状況になります。また、体育館には、災害時の避難所としての役割もあり、その際、熱中症と換気対策も必要となります。

現在の小中学校の現状を見ても、学校によっては、換気対策として大きめの扇風機を導入しているところもありますが、大型の送風機を導入している学校はありません。議員御提案のとおり、大型の送風機があれば、体育館内の熱中症対策や換気対策に、既存の扇風機以上の効果が期待できるのではないかと思います。

今後、大型送風機の導入につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各学校の現状、既に導入されている近隣市町村での効果等について調査し、その必要性を精査した上で検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

回答にもありましたように、体育館には災害時の避難所としての役割もあり、熱中症と換気対策として、また、コロナ禍での感染症対策にも関係してくると思います。また、何よりも、日常使う子どもたちにとっても、熱中症対策や換気対策に一定の効果があるものと考えます。

財源は先ほども申し上げましたとおり、国の緊急的な措置を決めた補助金を活用して取り組ん

でいただければよろしいのではないかと考えております。私が調べたところ、1台約3万円弱で購入できると思います。町長の見解を再度お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の2回目、町内の小中学校体育館への大型送風機の設置についてお答えします。

児童生徒の健全な育成には、子どもたちがより安全で安心できる教育環境づくりを進めていくことが重要であり、また、災害時における避難所環境の改善は、熊本地震を経験した本町にとって重要な課題であると考えております。そのため、空調設備がない体育館において、特に夏場の室内温度の上昇等により、熱中症が発生するリスクが高まることに対しましては、何らかの手が必要であると認識しておるところでございます。

議員御提案の大型送風機の導入によって室内の換気を行うことができれば、熱中症が発生するリスクを一定程度軽減することが可能になり、また、使い方を工夫することで、新型コロナウイルス感染症対策にも活用できる可能性があると考えます。導入実績がある自治体においては、騒音等の課題はあるものの、学校での体育の授業や部活動などにおいて一定の効果が見られていると聞いております。今後、各学校の現状や、既に導入されている自治体での活用方法、感染症対策としての有効性等について調査し、大型送風機の導入について検討してまいりたいと考えます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ぜひとも、大型送風機の導入の検討をお願いいたします。小中学校7校に対し1台3万円弱ですので、各校4台導入しても90万円以内で設置することが可能となります。よろしくをお願いいたします。

次に、本年6月28日、千葉県八街市で小学校5年生を巻き込んだ事故が発生し、2人が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受け文部科学省などは、通学路の合同点検を9月末をめどに実施し、見つかった危険箇所については、学校や教育委員会を中心に対策案を作成することになっていると思いますが、本町において通学路の総点検は行ったのか。また、その結果、改良すべき点や対策案はどのような状況でしょうか。

また、これに関連して、益城菊陽線惣領橋から熊本高森線の間歩道の拡幅の進捗状況はどうなっているのでしょうか。車道と歩道を分離する安全対策は図られているのか。早急な整備を行い、児童生徒の安全を確保していただきたいと思いますが、現状をお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、本町における通学路の総点検についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本年6月に千葉県八街市で、下校途中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。このような事故が繰り返されることのないよう、町としましても交通安全に対する危機意識をしっかりと持ち、大切な子どもたちの命を守っていかねばならないと考えます。

さて、議員御質問の本町通学路の総点検につきましては、教育委員会が毎年5月に、町内各学



校を対象に通学路調査及び通学路等危険箇所調査を実施し、その結果をもとに、御船警察署、上益城地域振興局、学校代表、保護者代表及び町の関係課で組織する益城町通学路交通安全推進会議を開き、改善対策が必要な通学路の現状とその対策について検討しております。その中で、特に危険と思われる箇所につきましては、実際に現地を確認する合同点検を実施しております。

また、点検結果や対策内容につきましては、保護者等への注意喚起を図るために、町ホームページにおきましても公表しているところでございます。

本年度は7月に推進会議を開催し、現地確認が必要と認められました箇所につきましては、8月17日に通学路安全推進会議の委員や学校関係者と共に合同点検を行ったところでございます。

次に、三つ目の御質問の2点目、点検結果を踏まえた改良点についてお答えします。

町通学路交通安全推進会議で新たに対策が必要と認められました箇所につきましては、先ほど申しましたように、合同点検を行い、その結果、幾つかの改良すべき点が確認されておりますので、その主なものを紹介させていただきます。

まずは、広崎のさくら病院南側の交差点で、見通しが悪く、児童の横断に危険が伴うと判断された箇所につきましては、横断歩道の新設やカーブミラーの設置場所の見直し、新たな道路標識の設置などを検討することとしております。

また、砥川の国道443号線の旧道で、幅員が狭く、歩道がないにもかかわらず、国道の抜け道として交通量が増加している箇所につきましては、見えにくくなっている横断歩道や外側線の引き直し、通学路であることの警戒を促す表示、標識の設置などを検討することとしております。

そのほか、改良が必要とされた箇所につきましても、今後対策について関係機関と連携しまして、事故の発生を防ぐことができるように適切に対処してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の3点目、益城菊陽線惣領橋から熊本高森線の間歩道の歩道拡幅の進捗状況と4点目の車道と歩道を分離する安全対策につきましてお答えします。

県道益城菊陽線は、第6次益城町総合計画におきまして都市幹線道路として位置づけられますとともに、益城中学校などの通学路でもありますことから、幹線道路としての機能確保とともに、歩行者の安全確保が大変重要な路線であると認識をしております。このため、益城町通学路交通安全推進会議委員による合同点検を行い、対策が必要な箇所として、益城町通学路安全プログラムに位置づけ、歩道の拡幅につきまして道路管理者である熊本県に要望をいたしました。

県におかれましては、平成26年度に益城菊陽線惣領地区の歩道整備に着手し、惣領橋から南側約130メートル区間の完了のめどが立った平成30年度からは、議員御指摘の惣領橋から熊本高森線の間歩道の歩道拡幅に着手していただいているところです。まず、安全対策に関しましては、拡幅する歩道は道路の両側にそれぞれ3.5メートル、車道とは縁石で分離しました構造で整備されますので、中学生をはじめとして、歩行者、自転車の安全性が確保されると認識をしております。

現在は、事業費ベースでおおむね70%の進捗率とのことで、拡幅する部分の用地買収を進めま

すとともに、惣領橋の側道橋としての歩道橋の整備に着手しており、歩道橋は、平成28年熊本地震の復旧工事による中断がありましたものの、令和4年3月頃には完成すると県からお聞きをしております。また、歩道橋以外の区間におきましても、用地交渉を迅速に進めますとともに、用地取得が完了しました区間から順次工事を発注し、早期の工事区間の完成を目指すとのことです。

本町としましてもできる限りの協力を行い、県と連携して早期の工事完了と児童生徒の安全確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

本町では、6月に起きた千葉県八街市での事故をきっかけとして、7月に会議を開催され、8月17日に合同点検を行われたとのこと、ありがとうございました。

また、合同点検を踏まえた改良点について主なものを2点ほど御紹介していただきましたが、いずれも検討することとしておりますとの回答でありましたが、これらは全て予算が関わってきますので簡単には言えませんが、改良すべき点が何か所あって、優先順位をつけて、今年度はどこまでしますというような発言であってほしいと思います。

8月27日の熊日新聞に、国土交通省と警察庁が通園・通学路など、生活道路の安全を確保するため、路面を隆起させるハンプなど車の減速を促す物理的なハード対策と、最高速度を時速30キロに制限するゾーン30の交通規制を組み合わせた新たな施策を始めると発表いたしました。新施策は、ゾーン30プラスと名づけ、対象区域を示す看板などが設置されるということであります。具体的な場所は、自治体、住民の意向を聞きながら決定するとのことであります。

これも自治体の手挙げ方式になると思いますので、ぜひ手を挙げていただいて益城町の児童生徒の通学路の安全に対策を打っていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の2回目、ゾーン30プラスについて町での取組はいかがかについてお答えをします。

これまで、国や県、市町村などの道路管理者は、ハンプなどにより車の減速を促すハード対策などを行っており、また、警察では、最高速度を時速30キロに制限するゾーン30の交通規制などのソフト対策をそれぞれ進めてきたところです。このような中、さらに、生活道路における安全安心な通行の整備を推進することを目的としまして、本年8月26日に、ゾーン30プラスの施策が、国土交通省と警察庁から発表されております。

ゾーン30プラスは、最高速度時速30キロの区域規制と物理的な減速設備との適切な組合せにより、交通安全の向上を図ろうとする区域のことです。この計画策定におきましては、道路管理者と警察が密接に連携し地域住民との合意形成を図りながら、安全安心な通行空間の整備計画を検討し、作成することとなっております。計画策定後は具体的な対策を実施し、対策の効果検証、さらなる対策の必要性などについて協議を行い、ゾーン30プラスの改善や充実を図っていくこととなります。

現在、本町では、宅地開発に伴い、交通量が増加している区間や、通学路などの生活道路を車

両が抜け道として通行する危険な状態になっている区間が見受けられます。そのため、児童生徒の通学路の安全確保はもとより、地域住民の生活道路における人が優先の安全で安心な通行空間のさらなる推進を図るため、ゾーン30プラスの取組が必要になってくると考えます。

今後、通学路交通安全推進会議を中心に、ゾーン30プラスへの取組などを含め、様々な通学路の安全対策を講じ、併せて町民の交通安全に対する意識の向上を図りながら、生活道路における安全安心な通行空間づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、益城菊陽線惣領橋から熊本高森線の間歩道の進捗状況については今回の説明でよく分かりましたが、この道路拡幅については、惣領地区の同僚議員と地域の方々に県の陳情の署名活動をさせてもらった関係で気になっておりました。

現在、拡幅してある歩道は、車道と縁石で分離された構造で整備されたものですが、千葉県八街市での事故を見たときに、縁石だけではなく、歩行者、自転車用柵であるガードパイプを設置することはできないもののでしょうか。このことについても、県または警察署のほうに問合せをお願いしたいと思います。

また、惣領橋の側道橋としての歩道橋も令和4年3月頃には完成するとのことですので、県のほうにも着実に推進されるよう、後押しをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の4点目の2回目、車道と歩道との間にガードパイプを設置してもらえないかについてお答えします。

道路管理者である県に確認をしましたところ、ガードパイプ設置の予定はないとのことでした。ガードパイプの設置は、車両の進入が予想されるカーブや横断歩道以外での横断防止が特に必要と認められる区間などで検討されるとのことです。また、今回の事業区間の沿線は、両側に住宅や商店などが多く、その敷地への進入口が必要であることから、連続したガードパイプの設置ができないことも理由の一つであると聞いております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ゾーン30プラスへの取組等を含め、様々な通学路の安全対策を講じていただきたいと思います。未来ある子どもたちに、安全安心な通行空間づくりに真剣に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、益城町のこれまでの結婚新生活事業について、出会い創出事業の現状と成果についてお尋ねしたいと思います。

毎月の広報ましきに、結婚対策協議会クローバーましきの記事が掲載されていましたが、現状はどうなっているのでしょうか。また、国の結婚新生活事業における益城町の事業と今後の支援事業はどうなっているのか。

結婚新生活支援事業費補助金という、結婚すると条件に合致すればお金がもらえる助成金制度があります。2015年に実施した国のアンケートで、結婚に踏み切れない主な要因に経済的理由という回答をした人が多かったことから、結婚に伴う経済的負担を減らすために、新婚世帯に対し

て、結婚に伴う新生活の初期費用、特に新居の家賃と引っ越し費用を支援しようという国の政策です。

内閣府が、2020年9月21日に、2021年4月から条件を緩和し、補助上限額を30万円から60万円に引き上げると発表して話題になりました。令和3年度、地域少子化対策重点推進交付金として、当初予算8億2,000万円が計上されていました。熊本県でも、17の地方自治体に既に交付決定がなされており、残念なことに益城町はこの中に入っていませんでした。この交付金事業も県から通達があり、手挙げ方式で申請することになっていたと思うのですが、益城町はどうして手を挙げなかったのでしょうか。その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、本町のこれまでの出会い創出事業の現状と成果についてお答えをします。

本町は平成22年7月から益城町結婚対策協議会を立ち上げ、結婚対策に取り組んでおります。本協議会の結婚対策事業は、結婚に関心のある方に無料で登録いただく仕組みとなっており、年齢制限は設けず、男性については、町内在住または在勤者に限り、女性については、町内外の制限なく登録いただき、婚活イベント、お見合い、結婚相談などを実施しております。これらのイベントなどは登録者以外にも御利用いただいております。その後、本協議会への登録をお願いしております。

発足してから、令和2年度末までの10年間で28組の成婚が実現しております。現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、婚活イベントやお見合いは積極的に実施できておりませんが、通常であれば、例年、女性向けセミナーや男性向けセミナー、飲食を伴う婚活イベント、バスツアーなどを行っております。

そのような中で、現在は十分に感染対策を行いながら、1対1でのお見合いを中心に、電話などでフォローを行うことで、このコロナ禍におきましても、1人でも多くの成婚者が生まれるよう支援を行っております。

次に、四つ目の御質問の2点目、国の結婚新生活事業における本町の事業と今後の支援事業についてお答えします。

若い世代の方が結婚に対して経済的理由で不安を感じられていることにつきましては、私も認識をしているところです。議員御指摘の結婚新生活支援事業は、対象となった市町村では、29歳以下の新規成婚者には60万円、39歳以下の成婚者については30万円が支給されます。受給者には、自治体を実施する家事育児参画促進講座などの取組に参加することが義務づけられております。

本町としましても本事業を活用したいと考え、見込み調査の段階では手を挙げたところですが、その後、この制度が少子化対策を目的としたものであり、また、国が示す目標値である合計特殊出生率1.8をおおむね達成している本町は制度の要件に当てはまらないことが判明しましたため、本申請は断念したところです。なお、本町の合計特殊出生率が一定水準を達成できていることは、熊本地震前から取り組んでいる子ども医療費助成や定住促進補助金などの積極的な支援策及び熊本地震からの創造的復興に向けたにぎわいづくりの効果の表れであると思っております。

本町の結婚対策につきましては、将来にわたって町の活力を維持していくため、引き続き、出会いの場の提供や丁寧なフォローアップにより、結婚を希望する方々への支援を行ってまいります。議員御指摘の結婚新生活支援事業につきましては、新規成婚者の経済的な支援につながるものでありますので、制度の要件などが見直された場合には改めて導入について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

本町のこれまでの出会い創出事業の現状については、平成22年7月から益城町結婚対策協議会を立ち上げて、令和2年度末までの10年間で28組の成婚が実現しているとのこと、現在はコロナ禍で支援することが難しい状況であること、よく分かりました。

毎月の広報ましきで「婚活、お手伝いします」とクローバーましきニュースが載っていますが、もう少しアピールの仕方の工夫をしてみたいかでしょうか。検討のほどよろしく願いいたします。

次に、国の結婚新生活事業における本町の事業と今後の支援事業については、本事業が少子化対策を目的としたものであり、また、国が示す目標値である合計特殊出生率1.8をおおむね達成している本町は、この制度の要件に当てはまらないため、申請を断念したということも初めて知りました。私も資料を集めて研究していたものですから、まさか本町が合計特殊出生率1.8を達成していたとは全く知りませんでした。ちなみに、合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標であり、15歳から49歳の年齢別出生率の合計であるそうです。

先ほども回答されましたように、結婚新生活事業は新規成婚者の経済的な支援につながるものでありますので、制度の要件等が見直される場合は、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の2回目、毎月の広報ましきで「結婚お手伝いします」とクローバーましきニュースが載っていますが、もう少しアピールの仕方を工夫してみたいかについてお答えをします。

現在、広報ましきを活用しましたクローバーましきニュースでは、主に本町の結婚対策協議会からのお知らせについて掲載をしております。広報紙では、特に結婚対策協議会の活動紹介や結婚に関するワンポイントアドバイスを中心に掲載を行っているところです。また、現在はスマートフォンの普及により、ホームページやLINEなどのSNSで情報を得る方々が増えていることから、町ホームページなどのインターネットを活用しました情報発信につきましても、積極的に行っているところです。

今月初旬からは、県内の婚活コンサルティング業者に講師を依頼し制作しました「動画で学ぶ婚活セミナー」を町ホームページに掲載しており、結婚を希望される方にいつでも婚活のポイントなどについて学んでいただけるような取組も行っております。今回は、1本当たり10分程度の動画を全部で14本掲載することとしており、現在既に6本の動画が視聴可能となっております。

議員御提案の広報ましき掲載のクローバーましきニュースの充実につきましては、今後、掲載内容を工夫し、魅力的な紙面づくりに努めますとともに、町ホームページやSNSなども積極的に活用しながら婚活などの情報提供を行い、1人でも多くの成婚者が生まれるよう支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今後とも、町の将来像である、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちに向けて、一步でも近づけていきたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

---

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） こんにちは。5番富田でございます。今回は、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

質問に先立ちまして、静岡県熱海市で発生しました令和3年7月伊豆山土砂災害においてお亡くなりになられた方々の御冥福と、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。土石流が発生し、住宅等押し流す映像をテレビで見たとき、自然の脅威と避難の重要性を改めて感じた次第でございます。

また、今月の広報ましきに、益城町消防団が日本消防協会から竿頭綬を受賞した記事が掲載されておりました。日頃の消防団活動と併せ熊本地震の際の功績が認められたものであり、消防団OBとしても大変うれしく思います。

今回の9月定例会も、コロナ感染症のため、議会の傍聴がテレビ視聴となりましたが、日頃から、町議会へ関心を持っていただきありがとうございます。

それでは、さきに通告しておりました、一つ目、国道443号の4車線化等について、二つ目、通学路の安全対策についての二つの項目につきまして質問させていただきます。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問、国道443号の4車線化についてお伺いいたします。

国道443号は、起点が福岡県大川市、終点が熊本県氷川町までの総延長約135キロメートルの一般国道であります。益城町の区間においては、菊陽町境から平田黒石崎の第2空港線との交差点までは、一部4車線化となっておりますが、この黒石崎交差点から御船町境までは、片側1車

線の2車線となっております。国道443号の交通渋滞については、これまでも議会において議題となっております。

県道熊本高森線の寺迫交差点については、都市計画道路益城中央線の4車線化に伴い、交差点改良が計画されておりますが、砥川交差点や嘉島町のサントリー工場へ抜ける土山の交差点における渋滞はひどく、特に朝夕の通勤時間帯における渋滞は数キロにも及ぶような状況となっております。

こういった慢性的な渋滞が発生している国道443号の現状について、町はどう考えておられるのか。また、菊陽町や御船町などでは4車線化が進み、特に御船町においては、443号線沿いにホームセンターなどの商業施設も営業されており、益城の方も多くの方が利用されていると聞いております。

国道443号の改良整備については、阿蘇くまもと空港と小池高山インターチェンジを結び、災害時にも機能する安全安心な道路ネットワークの整備を進めることは、益城町が熊本地震からの復興を目指す上でも、国道443号の4車線化にぜひとも取り組むべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に2点目、昨年3月改定された益城町都市計画マスタープランにおいて、飯野地区の主要な課題として、集落内における人口減少や高齢化が進行しており、地区内住民の生活利便性の低下への対応や、小池高山インターチェンジの交通便利を生かし、嘉島町や御船町に形成された産業用地と一体となった産業拠点の形成が求められているとあります。また、町民の意向、現在の満足度として、平成30年11月に実施された町民アンケート結果からの抜粋として、上下水道や身近な自然環境については満足度が非常に高く、安全な道路整備や商業振興、観光振興などについての満足度は低いという結果となっております。

さらに、調査項目ごとに見てみますと、特に満足度が低かったものが、「公共交通機関が利用しやすく便利である」「スーパーや商店街など充実しており買物がしやすい」「商業やサービス業が盛んである」の項目が、満足度下位3項目として赤字で示されております。こういった飯野地区の課題に対し、町はどのような取組をされているのかお伺いいたします。

一つ目の質問、国道443号の4車線化等について。1点目、国道443号の4車線化について、町長の考え、町の取組について、2点目、飯野地区の課題である住民の生活利便性の低下への対応について町はどのような取組をされているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問、国道443号の4車線化実現に向けた取組についてお答えします。

国道443号は、第6次益城町総合計画におきまして主要幹線道路と位置づけるとともに、令和2年3月に改定しました益城町都市計画マスタープランにおきまして、小池高山インターチェンジ周辺の同路線沿線を産業用候補地としているところから、今後、企業の進出が見込まれ、本町の発展にとりましても大変重要な路線であると認識をしております。

また、熊本地震の際は緊急物資などの輸送路として使用するため、国土交通省により寺迫交差

点一帯の応急復旧がなされるなど、緊急輸送道路としても大変重要な路線です。

加えて、交通量につきましては年を追うごとに増加が顕著となっており、また、議員御指摘のとおり、隣接する町に大型の商業施設が複数オープンしたことが、交通量の増加に拍車をかけているのではないかと考えております。

現在では、朝夕の通勤通学時には、信号交差点において慢性的な渋滞が発生しており、まずはこの対策が必要であると認識をしているところです。

このため、砥川地区の県道益城菊陽線との交差点部分の改良について、平成26年度より道路管理者である県に対し要望を行っているところです。渋滞緩和の必要性につきましては県も十分認識しておられ、現在、県道熊本高森線4車線化に伴い寺迫交差点の改良を実施中ですが、本町が要望しております砥川地区の交差点改良につきましても検討中と聞いております。

このような慢性的な渋滞の緩和と併せて、町としましては、より抜本的な対策としまして、国道443号の4車線化が必要と考えているところです。このため、県道熊本高森線の4車線化や木山地区の土地区画整理事業などの復興事業の進捗と、それらと連動するオール益城によるにぎわいづくりの進展、さらには、小池高山インターチェンジ周辺での企業誘致の状況などを踏まえながら、国道443号の4車線化につきましても、県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、飯野地区の主要課題に対する町の取組についてお答えします。

飯野地区は、議員御指摘のとおり、一部で人口の減少が見られますが、豊かな農の風景や砥川神社で行われる獅子舞奉納といった伝統文化の魅力があり、加えて、国道443号が通っていることで他地域へのアクセスがよいことから、地区全体としては、移住希望者も多く、本町が行った移住、定住策の強化などの効果により、近年は若い世帯を中心に人口が増えている地域です。一方で、公共交通空白地域が存在し、バス本数も少なく、生活利便施設も十分とは言えない状況にあり、住民生活の利便性向上に向けた対応が必要であると認識をしております。

こうした課題を解決するため、益城町都市計画マスタープランでは、「水と緑が調和した自然に恵まれた住み心地のよい田園集落地」を目標に掲げ、土地利用や道路、交通体系の方針を定めております。また、今年3月に策定しました益城町地域公共交通計画では、新たな交通サービスの導入なども見据えた上で、公共交通サービスを実施するという方針を掲げており、これらに基づき飯野地区におきましては、乗り合いタクシーなどの導入に向けて検討をしているところです。

生活利便施設であるスーパーや商店などの商業施設につきましては、現在の基準ではコンビニ程度の規模の日用販売店舗しか建築できない状況となっております。このため、一定規模の生活利便施設の建築が可能となるよう、県に対して基準の見直しを要望しているところです。

産業拠点の形成につきましては、小池高山インターチェンジ周辺は、広域交通網へのアクセス性が高く、産業的土地利用に適した地区でありますことから、益城町都市計画マスタープランにおきまして、産業用地の確保や企業誘致など産業形成を図る広域産業拠点としまして位置づけをしております。企業誘致により、交流関係人口、定住人口の増加をはじめ、地域活動への貢献によるにぎわいづくりなど様々な効果が期待されますことから、現在、産業用地の確保などに向け



た検討を進めているところです。

今後とも、地元住民や企業、関係機関とも連携した上で、飯野地区の課題解決、にぎわいづくりに向けた取組を進め、住み心地のよい、子どもたちのにぎやかな声があふれる地域となるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 一つ目の質問、国道443号の4車線化等について、町長から御答弁いただきました。

1点目の国道443号の4車線化について、町長のお考え、町の取組について、朝夕の時間帯に信号交差点において慢性的な渋滞が発生していること、渋滞緩和は喫緊の課題であると認識している。砥川地区の県道益城菊陽線との交差点部の改良を平成26年度から県に要望し、県も現在検討している。443号の4車線化の必要性や整備の時期については、復興事業の進捗と小池高山インターチェンジ周辺での企業誘致の状況と今後の交通量の推移と将来予測を見極めながら、県に要望していく。

2点目の飯野地区の課題である、住民の生活利便性の低下の対応については、公共交通機関の利用については乗り合いタクシー等の導入を検討している。スーパーや商店等の商業施設については、一定規模の生活利便施設の建設が認められるよう、県に制度の改定を要望している。また、小池高山インターチェンジ周辺は、都市計画マスタープランにおいて、産業用地の確保や企業誘致など、産業形成を図る公益産業拠点として位置づけている。企業誘致により、交流人口、定住人口の増加やにぎわいづくり等、様々な効果が期待されていることから、産業用地の確保等の検討を進めているとの答弁であったかと思えます。

そこで、ただいまの答弁について、幾つか確認を含めてお尋ねしたいと思います。

1点目の国道443号の4車線化について、砥川地区の県道益城菊陽線との交差点部の改良についてですが、この交差点については、これまでも改良の計画がある旨の説明は受けていたかと思えます。実際のところどうなのか、進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

また、国道443号と町道飯田東無田線との交差点、通称土山の交差点、嘉島町のサントリー工場へ抜ける交差点も渋滞が発生しております。この交差点は、嘉島町方面へ向かう右折レーンを設けてありますが、右折レーンの延長が短いため直進レーンまで影響が出ております。

この土山の交差点の渋滞緩和に向けての取組、対策等はどうなのかお伺いいたします。

2回目の質問は、砥川地区の県道益城菊陽線との交差点部の改良について県も検討しているとの答弁でしたが、現在の状況はどうなのか、再度お伺いいたします。

もう1点は、443号と町道飯田東無田線との交差点、渋滞緩和に向けての取組、対策についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2回目、砥川地区の交差点部の改良状況及び国道443号と町道飯田東無田線の交差点の渋滞緩和への取組、対策などについてお答えをします。

まず、砥川地区の信号交差点の改良につきましては、1回目の答弁で申し上げましたように、県に対し平成26年度より継続的に左折レーン新設の要望を行っておりますが、現在のところ事業採択には至っていない状況です。今後も引き続き県に対してしっかり要望をまいります。

次に、国道443号と町道飯田東無田線の交差点における渋滞緩和についてですが、議員御指摘のように、嘉島町側への右折レーンで車両が連なり、混雑時には直進レーンまで車列の影響が出ております。特にトレーラーなどの大型車が多く並んだ場合に渋滞の発生が顕著であると認識をしております。現在のところ、交差点改良など渋滞緩和対策の要望は行っておりませんが、近隣に小池高山インターチェンジがあることなど、今後、交通量の増加によりさらなる渋滞悪化も予想されます。これらを踏まえ、本町としましては、県に対し交差点改良などの渋滞緩和対策を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 砥川の交差点、土山の交差点につきまして、2回目の答弁をありがとうございました。

砥川の交差点については、左折レーン新設の要望を行っているが、現在のところ事業採択には至っていない状況で、引き続き県に要望していく。土山の交差点については、渋滞緩和策の要望は行っていない。今後、交通量の増加によりさらなる渋滞悪化も予想されるので、県に対し交差点改良などの渋滞緩和策を要望するとの答弁でした。

いずれにしても、国道443号の4車線化事業は、町が熊本地震からの復興を目指す上でも、強力に進める事業だと思えます。西村町長をはじめ執行部におかれましても、これまで以上に頑張ってくださいようよろしくお願ひし、次の質問に移ります。

それでは、二つ目の質問として、通学路の安全対策について質問いたします。

今年の6月28日、千葉県八街市におきまして、通学途中の児童5人が死傷する痛ましい事故が発生し、連日テレビのニュース等で報道されておりました。また、道路管理者である八街市の事故現場となった道路の歩道が未整備であったことなどについても取り上げられておりました。

そこで、二つ目の質問は、益城町の通学路の安全対策について質問いたします。

町の通学路の安全対策、取組状況については、町ホームページの今年3月31日付で更新の「益城町通学路安全対策プログラム等を公表します」で確認しました。また、通学路安全対策プログラムとは別に、学校区ごとの対策箇所の優先順位や路線名、箇所名、通学路の状況や対策を必要とする内容を載せた通学路安全対策一覧表も公表をされておりましたが、木山中学校及び益城中学校区の通学路安全対策一覧の合計、町の通学路安全対策の集計になるかと思いますが、対策箇所が64か所で、うち対策済みや一部対策済み、また、対策実施中など対策が講じられている箇所が21か所となっております。令和2年度末、今年の3月末までの状況かと思いますが、何らかの対策が講じられている箇所は3分の1にとどまっている状況となっておりますが、対策検討中としている箇所の対応はどうなっているのか。事業主体が町でなく、県や警察などとの協議、調整も必要となることは十分承知しておりますが、対策検討中としている箇所が37か所と、全体の6割近くが対策時期が未定という状況のようですが、現在の対応状況はどうなっているのかお伺

いしたいと思います。

また、今年の4月以降、新たな要望と対策予定となった箇所、追加した箇所があったのか、現在、公表されている箇所以外に追加した箇所があれば御説明をお願いいたします。

次に、飯野小学校区の町道秋永中砥川線の歩道整備について、町長にお伺いいたします。

飯野小学校区の町道秋永中砥川線については、昨年の9月議会の一般質問でも、歩道の設置を提案いたしました。その際の町長の答弁は、国道443号の渋滞により、抜け道としてこの町道を通過する交通量が増加することは十分認識しており、登下校中における子どもの安全確保を図るため、県、町、その他関係機関で連携し、交通規制及び警戒標識や路面標示などの安全対策を実施したい。また、歩道を設置することも通学の安全を確保する有効な手段ではあるが、まずは通学路安全プログラムにのっとり通学路の安全確保に努める、歩道の整備については、今後、前向きに検討すると答弁されておられました。

千葉県八街市で起きたような通学途中の児童が巻き込まれる事故を未然に防ぐためにも、道路の路肩や畦畔部分を整備して歩道を設置してはいかがか、町長の見解をお伺いいたします。

以上、二つ目の質問、通学路の安全対策について。1点目、通学路安全対策一覧の対策検討中としている箇所の現在の状況・対応について、併せて、4月以降、新たな要望と対策予定となった箇所があれば御説明をお願いいたします。

2点目、町道秋永中砥川線の歩道整備についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、町ホームページで公表の通学路安全対策一覧表の対策検討中としている箇所の現在の状況・対応についてお答えします。

先ほど、吉村議員に対する答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、教育委員会では、子どもたちの登下校における安全確保を図るために、御船警察署、上益城地域振興局、学校代表、保護者代表及び町の関係課で組織する益城町通学路交通安全推進会議を設置しております。

この中では、町通学路安全プログラムを策定し、毎年、通学路における危険箇所の点検等を、学校、保護者の協力を得ながら行っているところでございます。具体的には、通学路における危険箇所等について、まず、各学校で調査を実施し、報告内容を事務局で一覧表に取りまとめ、通学路交通安全推進会議で対応策等を協議、検討した上で、現地への合同点検を実施しております。町ホームページに掲載しております通学路安全対策一覧表は、その結果を公表しているものであります。

議員御指摘のとおり、現在公表しているものは本年3月末時点での取組状況であります。対策を必要とする箇所が全体で約70か所ある中で、対策済みまたは対策検討中のものは約3分の1となっているのが現状でございます。各学校への調査により報告されました危険箇所につきましては、危険度や緊急性などを総合的に勘案しまして優先度をつけ、対策を講じていくことになっておりますが、対策の内容によりましては、道路管理者である県や警察の協議等が当然必要になってまいります。

毎年10件前後の新規の箇所が上がってくる中で、町の判断により対応が可能な箇所につきまし

ては早期の実施が可能となりますが、県等との協議が必要な箇所につきましては、先ほども申し上げましたように、状況的に対応が困難な箇所や、また、対応が可能であってもある程度期間を要するものが多くあり、結果として現在対策検討中となる箇所の割合が多くなっている状況でございます。

なお、通学路交通安全推進会議には、御船警察署、上益城地域振興局にも参加していただき、これらの状況につきましても、逐一把握していただいているところでございます。

本年度は、7月に町通学路安全推進会議を開催し、現地確認が必要と認められる箇所につきましては、8月17日に推進会議の委員や学校関係者とともに合同点検を行ったところです。その結果、本年4月以降に新たに追加しました危険箇所は13か所となっております。13か所、新しく追加しております。

追加されたものの主な概要としましては、横断歩道の新設や、雨が降ったときに水たまりがでやすい、児童の通行に支障ができる箇所の改善、カーブミラーの増設、道路標識の設置、または、位置の見直し等でございます。

新たに追加した箇所を含め、現在対策検討中の箇所につきましては、状況把握を継続的にまいりますとともに、関係機関とのさらなる連携を図りながら、それぞれの危険性を見極め、通学路の安全性が向上するよう引き続き対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、通学路となっている町道秋永中砥川線の歩道設置についてお答えします。この件につきましては、議員御指摘のとおり、昨年の9月定例会で御質問をいただいたところであります。

町道秋永中砥川線は、県道小池竜田線を起点とし、町道砥川線までの全長約1キロメートルで、起点側から約700メートルが小池秋永・島田地区の児童の主要な通学路となっております。幅員は、一部5メートルの区間を除けば、ほとんどが約4メートル程度の道路であります。この道路につきましては、議員が一つ目の質問で上げられましたように、国道443号の渋滞を避けるための抜け道として交通量が増加し、中には速度を減速しないまま通行する車があるとの意見をいただいております。

本町としましても、何らかの対策が必要であると認識しており、通学路安全対策プログラムの一つとして、現在、町及び警察によりその対応策を検討している状況であります。本年度は、その対策の一つとして、国道443号からの抜け道となっている農道との交差点数か所にカラー舗装を施し、通行車両の減速を促すこととしております。

今後は、この対策後の状況確認と併せ、議員御提案の路肩や畦畔部分の整備などを含めた歩道整備につきましても検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 二つ目の質問、通学路の安全対策についての御答弁、ありがとうございました。

1点目、通学路安全対策一覧の対策検討中としている箇所の現在の状況・対応について、通学

路安全対策一覧の対策検討中としている箇所現在の状況・対応については、現在、把握を継続的に行い、関係機関との連携を図りながら、通学路の安全性が向上するように、引き続き協議していく、また、4月以降、新たに13か所を危険箇所として追加したと教育長から答弁・説明がありました。

2点目の町道秋永中砥川線の歩道整備については、町長から現状の道路幅員も狭いことから歩道用地等の買収が必要なため、早急に歩道を設置することは厳しい。カラー舗装を施すなど、通行車両の減速を促して対応するとの御答弁でした。

児童生徒を交通事故から守る通学路の安全対策については喫緊の問題かと思われます。安全対策を必要とする箇所でもまだ着手できてない箇所について町で対応できる箇所については、早期の対応をしていただくようよろしくお願いいたします。

また、国道や県道など国または県が所管する案件や、信号機や横断歩道の設置といった、警察や公安委員会の所管の案件についても早期の対応を図られるよう、関係機関に強く働きかけていただきたいと思います。

西村町長には、子どもたちが悲惨な交通事故に遭わないよう、しっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時42分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

6番松本昭一議員。

○6番（松本昭一君） こんにちは。6番松本でございます。

今回も一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。モニター前に傍聴にお願いしている皆様にも心より感謝申し上げます。

熊本地震の発生から間もなく5年半を迎えようとしています。復旧から復興に向けて、熊本高森線の4車線化や木山地区の土地区画整理事業も、地域の方々の御協力と関係者の皆様の御尽力により着々と整備が進んでいます。事業に携わっている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

本日の質問は、さきに通告しておりましたとおり、一つ目に、益城町公民館津森分館及び第3保育所の移転について、二つ目に、津森小学校児童クラブの運営に係る改善について、三つ目に、潮井自然公園の整備状況等について質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、一つ目の益城町公民館津森分館及び第3保育所の移転についてお伺いします。

町公民館津森分館は、津森校区の人づくり、地域づくりなど、社会教育を推進する重要な施設となっております。また、小学校にも新設しており、津森校区の中心的な役割を果たしている施設でもあります。さらに、現在は津森小学校の児童クラブも津森分館の1室を借りて運営されております。

この津森分館と隣接する第3保育所は、両施設とも災害時の町の避難所として指定されておりますが、今年、町で改定されたハザードマップでは、浸水想定区域内となっております。この両施設の近くには木山川、金山川が流れているため、大雨の際には危険な場所であり、大丈夫なのかといった地元の方の声を聞きます。特に、最近では異常気象と思われる集中豪雨による河川の氾濫と大規模な災害が全国的に発生している状況です。今年などは、梅雨明け宣言後にもかかわらず、8月11日から1週間以上も継続して大雨警報が発令されております。幸いにも益城町においては大きな災害等は出ませんでした。これまでの経験からどうだといった予測・判断はできないようです。

津森分館と第3保育所については、場合によっては避難所の開設ができないことも想定しなければならぬと思います。また、津森分館は昭和60年6月竣工の施設で、築後36年を経過しております。これまでも施設の改修や補修などが行われているようですが、施設の老朽化もだいぶ進んでいるように思います。町はより安全な場所に整備された施設を避難所として設置するよう努めなければならぬと思います。

津森分館と第3保育所の両施設については、移転も含め改善が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、施設の移転や改善をするにしても、それらの時間を要するものと思います。災害などがいつ発生するか分からない状況でもあり、避難を必要とするケースも多々あるかと思えます。今後、避難計画など、町としてどのような対策を講じていかれるのか、併せてお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の一つ目の御質問、津森分館及び第3保育所は災害時の避難所として指定されているが、改定されたハザードマップにおいても、浸水想定区域内となっている。今後、この施設については移転も含め改善が必要と考えるが、いかがかについてお答えをします。

公民館津森分館は校区の補完避難所として、また、第3保育所は追加避難所として位置づけられており、重要な役割を持っております。また、本来の用途としましても公民館津森分館は地域の方々の利用を想定している施設であり、第3保育所は保護者が安心して子どもたちを預けることができる環境が重要な施設であります。しかしながら、両施設とも、改定されたハザードマップにおいては、河川が氾濫した場合、1メートルから2メートル未満の浸水が予想される区域内に位置しており、好ましくない状況にあるものと認識をしております。

その解消に向けては施設の移転が必要となりますが、第3保育所の整備費につきましては、令和元年度に新設しました第5保育所の例を基に試算しますと、土地代を除いておよそ2億8,000

万円の費用がかかります。なお、この整備費は、民間で整備する場合は、国が2分の1、町が4分の1の補助制度が使えますが、町で整備する場合は全ての費用が町の負担となります。

また、公民館津森分館につきましては、国土交通省の都市防災総合推進事業を活用し地区緊急避難施設として建て替えを行うことができれば、原則として、用地費は3分の1、工事費は2分の1の補助を受けることができます。ただし、この場合、災害時は地区の緊急避難施設として、また、平常時は主に防災教育の拠点として使用することになります。

以上のように、町の財政負担の軽減に資する整備手法を探りながら、まずは建設候補地の選定を行いますとともに、整備に向けての具体的な計画を検討し、地域住民の安全が確保できる施設の整備に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

両施設とも、改定されたハザードマップにおいて、河川が氾濫した場合、1メートルから2メートル未満の浸水が予想される区域に位置しており好ましくない状況と認識しているとの答弁をいただきました。

公民館津森分館においては、国土交通省の都市防災総合推進事業を活用することができれば、用地費は3分の1、工事費は2分の1の補助を受けることができるということですね。この都市防災総合推進事業を、国、県に強く要望していただき、前に進めていただきたいと思います。

第3保育所の整備については、全ての整備費が町の負担となるということです。町の財政も大変厳しい状況にあると思いますが、地域住民の安心安全が確保される施設の整備に向けて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に二つ目の質問は、津森小学校児童クラブの運営に係る改善についてお聞きしたいと思います。

まず、放課後児童クラブの事業目的について述べますと、放課後児童クラブは、小学校に就学している子どもで保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの遊び及び生活を支援することを通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。

津森小学校におきましても、この放課後児童クラブ事業が、町公民館津森分館の1室を間借りして保護者の方たちで運営されております。現在25名程度の子どもたちが通っていますが、公民館の施設ということで手洗い場やトイレが大人用であるために、子どもたちも大変困っているそうです。また、手洗い場と台所が同じ場所で、ガスコンロも近くにあり、危険であるということです。スペース的には25畳程度ありますが、間仕切りができないため、子どもが体調を悪くしたときに静養する場所や支援員の方の更衣室なども確保できない状況です。

また、津森分館の外、屋外に関しても、駐車場が隣接しており、津森分館を使用される方や、さらには第3保育所の送迎のための車両の出入りも頻繁にあり、時にははっとする場面もあると聞いております。

こういった状況を改善していただきたく、今年の5月27日に、津森小学校児童クラブの役員の方と、私を含め地元議員3名も同行し、教室改善、建物移設を町長に要望したところです。その後、津森小学校児童クラブに対し、御回答いただき、西村町長も津森小学校を直接視察されたと聞いております。対応いただきありがとうございました。

町内の放課後児童クラブは、津森小学校を除き全ての小学校敷地内に専用の施設を整備するか、空き教室を使用しているのが現状です。津森小児童クラブにおきましても、子どもたちに適切な遊びと生活の場を提供し子どもたちの健全な育成が図れるよう、新たな施設を整備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。西村町長の見解を伺います。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の二つ目の御質問、津森小児童クラブの新たな施設整備についてお答えをします。

津森小児童クラブは、平成26年度に発足され、児童の保護者によって運営をされております。児童クラブの施設新設につきましては以前より要望をいただいております。これまでも新設可能な場所について検討を行ってまいりました。しかしながら、津森小学校付近の公用地は、浸水想定区域であったり土砂災害危険区域であったりしたことから、建設には至りませんでした。このような中、今年5月に津森小児童クラブから津森小学校内を含めた建設の陳情をいただいたことから、改めて建設地の検討を行いました。

校内への建設につきましては、私が直接、小学校を視察し、校内の状況を確認いたしました。その際、児童クラブに必要な規模の建物を建設した場合、学校教育活動を行う上で支障を来すことが分かりましたことから、校内への建設は困難であると判断いたしました。

その後、6月にハザードマップが改定されたことを受け、近隣の候補地を再度検討しました結果、津森分館の南側にある駐車場につきましては浸水想定が1メートル未満になり、施設の基礎高を工夫するなどにより浸水の危険性が抑えられることから、適地として有力な候補ではないかと考えたところです。

現在は、みんなの家の利活用を含め、津森小児童クラブの施設新設に向け、関係者との調整を進めているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 津森小学校児童クラブの運営に係る改善についての答弁をありがとうございました。

町長が直接現状を確認し、児童クラブに必要な規模の建物について、津森小学校敷地内への建設は学校教育活動を行う上で支障がある。近隣を再検討した結果、津森分館の南側にある駐車場を適地として、現在、みんなの家を活用した施設の新設に向け調整しているとの答弁をいただきました。

津森小学校児童クラブを運営していく上で、専用の施設を整備はぜひ必要です。そこで、2回目の質問として、津森小放課後児童クラブの施設の整備時期はいつ頃になるのか、施設の着手時



期等が分かれば説明をお願いしたいと思います。2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の二つ目の御質問の2回目、津森小児童クラブの施設整備はいつ頃になるのかについてお答えします。

1回目の答弁で申し上げましたとおり、施設整備に当たりましてはみんなの家を利活用することを検討しており、その場合は、現在、木山仮設団地内で使用しているものを移設することになります。しかしながら、木山仮設団地には、公共事業の進捗状況を見ながら自宅再建について検討されている被災者の方々がいらっしゃいますことから、施設を移設できる時期を明言することは難しい状況です。

今後も、木山仮設団地にお住まいの方々の生活再建にしっかりと取り組みますとともに、津森小児童クラブの施設整備につきましては、できるだけ早急に子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため、施設整備の方法やスケジュールなどにつきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） 2回目の答弁をありがとうございました。

津森小放課後児童クラブの現在の状況についてはさきに申し上げたとおりです。まして、現在のコロナ禍の中、公民館の1室を間借りしての運営は厳しいものがあります。子どもたちに適切な遊びと生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図るためにも、1日も早く整備していただきますようお願いいたします。

次の三つ目の質問に移ります。三つ目は、潮井自然公園の整備状況等について2点お伺いします。

潮井自然公園につきましては、昨年の12月の議会でも質問をいたしましたが、今回は、現在の状況と今後の計画、さらには、誘客・にぎわいづくりへの取組についてお伺いしたいと思います。

1点目として、アクセス道路も含めた潮井自然公園の現在の整備状況と今後の公園の整備計画等について質問します。

潮井自然公園の整備については、平成25年から始まった整備計画を、平成28年の熊本地震により変更を余儀なくされ、四賢婦人記念館の移設や震災遺構として現状保存されることになった潮井神社などが大きく変わった点かと思えます。また、潮井自然公園への進入ルートであった道路が熊本地震で崩壊したため南側にルートを変更した農道潮井線の災害復旧工事も、今年の6月に竣工し、議会でも視察したところです。

そこでまずお聞きしたいのは、潮井自然公園の現在の整備状況はどうか、お伺いしたいと思います。

次に、今後の公園の整備計画と町道農免道線から潮井自然公園へのアクセス道路である町道潮井公園線の整備状況についてお聞きします。

今後の公園整備について、計画内容やスケジュール的なものはどうなっているのか。事業費についても、概算で結構ですので、公園内整備の全体の計画はどうなっているのかお伺いします。

また、潮井自然公園へのアクセス道路である町道潮井公園線は、大型バスなども通行できるような道路を整備することで、2点目の質問にもかかってくると思いますが、誘客・にぎわいづくりも大いに期待されると思います。この町道潮井公園線の整備について、現在の進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

次に2点目の、南阿蘇村などの震災遺構や2023年完成予定の阿蘇くまもと空港と連携した誘客・にぎわいづくりの取組について質問します。

インターネットで震災ミュージアムを検索すると、熊本地震震災ミュージアム、「記憶の回廊」という画面が出てきます。また、震災遺構一覧として、宇土市、御船町、益城町、西原村、南阿蘇村、大津町の案内を見ることができます。そこで、益城町の案内を見ると、震災遺構としての国天然記念物、布田川断層帯ほか26か所の被災状況が分かる写真を見ることができ、併せてモデルルートとして1日コースや半日コースの案内なども見ることができます。

また、南阿蘇については、被災した東海大学阿蘇キャンパスや阿蘇大橋の橋台部だけが残った写真などが載せてあり、また、阿蘇大橋は、新たな橋が完成し、週末には多くの人が南阿蘇村を訪れているようです。阿蘇くまもと空港におきましても、現在、2023年4月の運用開始に向け、新ターミナルビルの工事が急ピッチで進められております。

南阿蘇村等の震災遺構とも連携して、教育旅行や阿蘇くまもと空港を利用する人などを、益城町に呼び込むような形はどうか。誘客・にぎわいづくりの取組についてお伺いします。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番松本議員の三つ目の御質問の1点目、アクセス道路を含めた潮井自然公園の現在の整備状況と、今後の公園の整備計画などについてお答えします。

平成25年に都市計画決定を行いました潮井自然公園は、貴重な歴史を持つとともに、地元のコミュニティの中心である潮井神社とそこから湧き出る豊かな湧水を中心に、親水公園としての整備を進めておりました。そのような中で、平成28年の熊本地震により、ほかの公園にはない新たな魅力が加わりました。

一つは、熊本県震災ミュージアム構想に位置づけされている天然記念物としての指定を受けた布田川断層帯と震災遺構として現状保存される潮井神社です。もう一つは、近代の日本における女子教育の礎を築いた、本町の誇りであります、四賢婦人を紹介する四賢婦人記念館の移築です。

私は、これらの魅力を生かした公園整備に取り組むことで、潮井自然公園を親水公園としてだけでなく、もっと視野を広げて、断層や神社といった自然や文化、近代日本における女性の地位向上に関する歴史が学べ、かつ熊本地震の経験・教訓を肌で感じ、学ぶことのできる公園として、より多くの人に訪れていただけるようにしなければならぬと考えました。

そのためには、潮井神社や湧水を地域の大切な宝としてこられた地元の方々との連携と協力とともに、私たち行政が知恵を絞ることが必要です。このため、若手職員を中心としたワーキンググループでの議論を基に地元の方々と意見交換を行い、その思いをお聞きしました。さらには、公園の利用者となる子育て世代、学校関係者、大学生とのワークショップを開催し、様々な視点

から公園の基本計画の見直しに取り組んでまいりました。現在の状況は、5月末に基本計画の見直しを終え、8月末に実施設計業務について委託契約を締結したところです。

本公園の全体事業費としましては、約5億円を予定しているところで、本年度は、これまで専門家として計画の見直しに御協力いただいた熊本大学と連携し、潮井自然公園内の生態系などに関する調査を行いますとともに、工事としては、実施設計の内容を踏まえて、四賢婦人記念館エリアの多目的広場整備などを行う予定としております。

次年度以降も順次整備を進めてまいりますが、その際には、専門家の意見をいただくとともに、公園利用者との意見交換を行いながら、さらには地元と連携することで、より多くの方に訪れていただき、また、地元にもより愛着を持っていただけるような整備に努めてまいります。これらの整備や地元との連携を進めることにより、潮井自然公園において震災遺構などを活用した教育旅行の誘致などを図りますとともに、地域の大切なコミュニティーの場として、さらには本町のにぎわいに大きく寄与する観光スポットの一つとして、四季を通して潤いとにぎわいのある公園を目指して整備を進めてまいります。

次に、空港方面の町道農免道線から潮井自然公園へのアクセスルート、町道潮井公園線の整備状況についてお答えします。

現在、道路整備に着手するための実施設計を行っており、本年度中に地元への事業説明会を開催し、その後、用地交渉に着手していく予定としております。なお、アクセス道路の整備予定時期としましては、令和6年度末完了を目標としているところです。

次に、三つ目の御質問の2点目、南阿蘇村などの震災遺構や2023年完成予定の阿蘇くまもと空港と連携した、誘客・にぎわいづくりへの取組についてお答えをします。

潮井神社を含む布田川断層帯は、熊本県が進める震災ミュージアムに組み込まれており、県や南阿蘇村をはじめとした関係市町村と連携して、教育旅行や観光客の誘致に取り組んでいるところです。この震災ミュージアムは、旧東海大学阿蘇キャンパスを中核拠点として位置づけ、県内各地に点在します震災遺構と情報発信拠点などを広域的に巡る回廊形式のフィールドミュージアムとして整備が進められております。

本町の布田川断層帯は、国の天然記念物に指定され、学術的な価値も高い震災遺構です。現在、学習活動の場として利用いただけるよう環境整備を進めており、他市町村の震災遺構との相乗効果により、多くの方が訪れ学んでいただけるよう取組を進めてまいります。

また、阿蘇くまもと空港につきましては、コンセッション方式での民間運営が導入され、既に着工しています新旅客ターミナルビルの建設に加え、国際路線数の拡大、空港周辺地域の活性化に向けた取組などを進められることになっており、今後、利用者が大幅に増えることが期待されます。こうした阿蘇くまもと空港の新たな動きを本町への誘客・にぎわいづくりにつなげることが大変重要です。

今年3月から運営会社である熊本国際空港株式会社様と周辺地域の区長によるスモールミーティングが開始されており、新たに整備される空港の広場を使ったイベントの企画などの検討が行われております。本町としましても、今年度新たに若手職員で構成するワーキンググループを発

足し、アクセス道路の整備によって利便性の向上する潮井自然公園のにぎわいづくりに関する検討を進めますとともに、熊本国際空港株式会社や東海大学との連携についても、今後、具体的に協議する予定としております。

これらの取組により、潮井自然公園のすばらしい魅力を最大限生かし、本町への誘客・にぎわいづくりにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○6番（松本昭一君） ありがとうございます。

アクセス道路の町道潮井公園線の整備は令和6年度末に完了を目指している、また、潮井自然公園内の多目的広場の整備も順次進めていくとの答弁をいただきました。

平成25年から進められている潮井自然公園の整備には、完成までに全体事業費として約5億円を予定しているとのこと。南阿蘇村の震災遺構や新しくなる阿蘇くまもと空港や東海大学との連携を深めていただき、潮井自然公園が町の観光の拠点となり地域の活性化を進めていただければと思います。

潮井自然公園のある杉堂地区は、熊本地震の前までは87軒の集落がありましたが、地震後の現在は50軒程度に減少しています。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により立派な宅地になっていますが、空き地も多くあります。この空き地を利用して、若い世代を呼び込んで定住してくれるような施策も必要ではないかと思えます。

前向きに御検討いただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開します。

---

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。3番の上村でございます。

さて、今回も一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。また、傍聴モニター前の皆様におかれては、日頃より町政に関心を持っていただきまして、感謝いたします。

本日は、私で4人目となります。全5人が予定されております。皆様には、お疲れの顔色もうかがえますので、本日は要点を押さえて簡潔に進めていきたいと思っておりますので、いましばらくよろしく申し上げます。

本日は、町営住宅の現状及び指定管理の状況について、それと、防災行政無線デジタル化工事システム装備品であるドローンの活用についての二つのことについてお尋ねいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速一つ目の質問の町営住宅の現状及び指定管理状況について質問させていただきます。

熊本地震により被災する前は、町営住宅359戸、地域活性化住宅12戸の合計371戸でしたが、甚大な被災状況であったため住宅をなくされた方も多く、災害公営住宅671戸、福祉住宅6戸が増えたことで、総称した町営住宅は1,048戸となりました。町営住宅の建つ場所も、以前は広崎、惣領、辻の城、市ノ後、田原の5か所から、現在は町内一円の25か所に増えました。

このように、本来の管理戸数から一気に膨大な戸数となったため、専門的知識のある民間業者に委託するという一方で、プロポーザル方式による提案の審議を経て、昨年12月議会で3年間の管理費2億579万8,200円の契約締結が承認され、本年4月より町営住宅の指定管理者による管理が始まりました。1年間の管理費は約6,860万円となるわけです。

現在、指定管理が始まり5か月がたちますが、年度当初からの管理となっていたため、入退去手続業務をはじめ、委託された管理業務である入居者募集に関する業務、駐車場利用に関する業務、入居者の変更に関する業務、家賃通知に関する業務、施設の維持管理に関する業務、軽微な修繕業務、緊急時の対応、防火・防災に関する業務、不正入居、無断増改築等に対する措置、苦情・要望調査報告等の業務の中で様々な経過があったものと思いますが、その状況はどうでしょうか。

2点目として、猛威を振るうコロナ禍にあって、想定していなかった問題や課題等の発生はないでしょうか。

そして3点目として、災害公営住宅は被災された入居希望者が多かったため、膨大な町債を組んで建設がなされました。当初の募集は、災害公営住宅として被災された方が対象だったと思いますが、その後は町営住宅として入居条件を満たす希望者の方々も募集となっていることと思います。そこで、建設に費やされた町債のスムーズな償還のためにも、極力空き部屋が発生しないようにしていかなければならないと思います。現在の町営住宅の入居率等の現況はどうなっているのでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の1点目、指定管理者制度となった本年4月以降における町営住宅の入退去者数及び管理状況についてお答えします。

本町の町営住宅につきましては、熊本地震前から5か所、371戸ありましたが、熊本地震後に、19か所、671戸の災害公営住宅を新たに整備し、木造福祉仮設住宅を町営の福祉住宅としましたので、全て含めると25か所、1,048戸となっております。

御存じのとおり、民間活力を活用することで、入居者の方々の多様なニーズに適切かつ迅速に対応でき、よりよい住環境を提供できるよう、全ての町営住宅を対象に、令和3年4月から益城町営住宅管理共同企業体に管理業務を委託しているところです。

御質問の本年4月以降の入退去者数としましては、8月1日までに新規入居者が14世帯32名、

退去者が8世帯15名となっております。また、管理状況につきましては、指定管理制度の導入に伴い益城町営住宅管理センターを設置し、夜間や休日にも迅速な対応ができる体制を整えたところ  
です。

今年度に入りましてから入居者から、老朽箇所の修繕、敷地内の迷惑駐車、鍵の紛失、宅内漏水といった様々な相談が700件ほど寄せられました。いずれも指定管理者が速やかに対応を行ったと報告を受けております。

次に、一つ目の御質問の2点目、想定していなかった問題や課題等の発生についてお答えします。

管理センターでは、入居者の皆様からの様々な相談などにつきまして迅速に対応を行っているところではあります。一部の入居者の方から、管理センターの場所が町外にあるため不便になったとの御意見もいただいているところです。そのため、指定管理者が町内への移転を視野に物件の情報収集などを行っているところですので、御理解をお願いします。

最後に、一つ目の御質問の3点目、入居率などの現況についてお答えします。

令和3年8月1日現在の入居率を申し上げますと、災害公営住宅が、管理戸数671戸に対して658戸の入居であり、入居率は98.0%です。その他の町営住宅などは、管理戸数377戸に対して352戸の入居であり、入居率は93.3%です。空き部屋につきましては、仮設住宅の入居者がどうしても再建先を確保できない場合など不測の事態に備えて必要最小限の戸数を確保しておりますが、それ以外につきましては、適宜、入居者募集を行いながら、引き続き町民の皆様に住まいの提供を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

指定管理者制度となつてからの入退去については、新規入居は8月1日現在で14世帯、そして退去世帯が8世帯ということですね。手続はセンターで行うと聞いておりましたので、どれぐらいの方が入退去手続のために熊本市東野にある益城町住宅管理センターに足を運ばれたのかと気になっておりましたが、今の答弁で分かりました。

管理状況については、今年度に入ってから相談件数が700件と。その数の多さには驚きですが、修繕依頼や迷惑駐車等の対応をはじめ、夜間、休日の特殊案件等についても迅速に対応されているということで、確かに以前に比べれば非常に良好な管理のほうができているのかなと思います。

2点目の想定していなかった問題や課題等の発生については、管理センターの所在地について、場所が遠いとか、なぜ町内に窓口を置かないとか、こういった苦情については私も耳にしているところでもあります。その件について、一部の方からとのことですが、入退去の手続、そういったときでないと足を運ぶことがない、そのため経験がなければ分からない、そういったこともあるのかなと思います。ですが、今の答弁内容を伺いますと、管理センターも町内への移設を視野に物件の情報収集を行っているということで、分かりました。

3点目の入居率については、災害公営住宅には大きな町債が投入されています。そのため、財

政負担の一因となる空き部屋が極力発生しないように、出ないようにしなければならない、そう思って質問をさせていただきました。

災害公営住宅については、今、答弁いただきましたが、98%ということで13戸、そして既存の町営住宅については93.3%ということですので25戸、合計すると総戸数1,048戸中の38戸が空き部屋ということですね。ただ、この中には、今答弁にもありましたように、不測の事態に備えての空き部屋の確保も必要最低戸数は含まれているということですので分かりました。ただ、どうしても財政状況は厳しい状態ではあります。この町営住宅の家賃収入も身近な財源の増収に結びつくものであります。今後は、財政負担軽減のためにも、空き部屋を極力つくらないようによろしくお願いいたします。

さて、2回目の質問なんですが、先ほど1回目に答弁いただいた内容に、管理センターの町内移転を視野に物件の情報収集を行っているということでした。現在、入退去する場合は、これまで質問でも申しましたように、益城町住宅管理センターのある熊本市東区の東野まで出向き、そこで手続を行う必要があります。益城町内でも手続ができるようにすべきではないのかなど、ちょっと違和感を覚えます。

これを例えば、管理センターが町内に移転するまでの措置として、役場で手続を希望される場合においては、もちろん事前予約をやった上で、指定管理の担当者に役場まで来てもらってそこで手続をする、役場からそういった要望を指定管理者へしてもらい、そういったことをやっていただけないでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2回目、管理センターの臨時窓口を役場に設置できるかどうかにつきまして、基本的に指定管理者との契約の中で、入居者の手続に関する対応は管理センターにて実施するよう取決めを行っております。これは、町営住宅の管理運営業務を1か所に集中させ効率化を図ることで、サービス向上等、経費の縮減を実現し、ひいては、入居者の皆様へ、安心安全、快適な町営住宅を提供することにつながるためです。

様々な事情により、どうしても管理センターに行くことが難しい方がいらっしゃる場合は、個別に御相談いただければ可能な限り対応してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。基本的には、管理契約の中で入居者の手続に関する対応は管理センターにて実施するよう取決めをしているとありましたが、恐らくもともとこの取決めの際には、管理センターの町内設置を想定されていたものではないかと思えます。

答弁にありました、業務を一つの窓口へ集中させ効率化を図ることで、サービスの向上や経費の節減、また、それが快適な町営住宅の提供につながっていくということは私も十分理解しております。今回、誰がやるのかではなく、どこでやるのかという場所的な声を伺ったので質問させていただきました。

1回目の質問で、益城町町営住宅管理センターにつきましては、町内移転を視野に物件情報の収集を行っているということでもありますし、また、熊本市東野の管理センターまで行くことが難しい方においては、先ほど答弁いただきましたように個別相談により可能な限りの対応を検討していくということです。入退去の方々の中には、様々なやっばり事情を抱えた方もいらっしゃいます。利用者に優しい対応を心がけていただきますよう、ぜひともよろしく願いいたします。それでは、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問のドローン活用について。さきの議会において、防災行政無線のデジタル化工事契約の締結承認がなされました。電波法により、2022年12月以降は、アナログ無線機の新設や交換、そして、アナログ簡易無線機の一部電波周波数が使用できなくなるため、デジタル化無線機への移行が必要な年でもあります。

この工事契約の中で、益城町防災行政無線システムのシステム構成機材の中に、カメラつきドローン2台が含まれております。現在、ドローンは技術の進化も目覚ましく、空撮だけでなく、農業分野、物流分野、監視分野、点検や整備、調査分野、測量分野など、利用用途の幅広さに大きな期待が持たれています。

今回は、防災行政無線システムの構成機材であることから、防災分野での活用がなされるものと思います。大きな災害をもたらす自然災害が多発する近年、中山間地を多く抱える益城町にとっては、その活用にとっても期待が持たれます。この2台のドローンの活用を町ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目、防災行政無線のデジタル化工事のシステム構成機材に含まれている2台のドローンをどのように活用するかについてお答えをします。

防災行政無線のデジタル化工事につきましては、さきの6月定例会におきまして、工事請負契約締結を御承認いただき、事業を進めているところです。このデジタル化工事に合わせまして、ドローンを導入することとしております。

議員御質問のドローンの活用につきましては、主に災害時における被災箇所の情報収集を目的としております。例えば、崖地や河川、橋梁などにおいて被害が甚大で人が立ち入ることが困難な場合でも、ドローンに装着したカメラの映像によって上空から被害状況を確認できるようになります。小回りが利くため、広範囲の被害状況だけではなく、特定箇所を詳細に確認することも可能です。被害状況を迅速に把握し、災害対策本部や関係機関と最新かつ正確な映像情報を共有することで、救助活動や捜索活動の迅速化・効率化、住民への注意喚起、被災箇所の早期復旧など、様々な場面で役立つものと考えております。

また、平常時におきましては、町発注工事の進捗確認及び安全管理や町有施設の屋根など、高所の点検などに活用することを考えております。作業日数や費用の削減、老朽箇所の早期発見など、工事や施設管理の効率化につながることを期待しております。以上でございます。



○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 広範囲の中山間地を抱える益城町の場合、今答弁がありましたように、その用途、活用の幅も広く、大きな期待が持てるものだと思います。また、例えば、熊本地震の際、経験しましたが、町が広範囲に被災し、避難所にも多くの方が避難をされました。ですが、一部、山間地周辺、中山間地では、軒先避難の方も多くいらっしゃいました。このときは、当初、防災行政無線も使えず、個々の方々に情報を伝達するすべが全くありませんでした。ですが、現在のドローンの技術をもってすれば、カメラやスピーカーを搭載したもので、情報の収集や伝達時にかなり役立ったのではないかと思います。そういうふうにご利用用途の広がるドローンですが、その運用については、操作技術はもとより航空法や国交省への承認などが必要になります。

2回目の質問ですが、研修や操作技術の向上等に係る取組についてはどうなっておりますでしょうか。また、ドローン研修等の取組について、町で防災士が養成されました、そういった防災士も参加できるようにするなど、活動の幅を広げる機会を与えてみてはどうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の2回目、ドローンを導入するに当たり、操作技術を向上させる取組を考えているのかについてお答えします。

災害箇所は地形が複雑になっている場合があります、必ずしもドローンを操作しやすい環境であるとは限りません。災害時にドローンの操作を円滑に行うには、日頃から研修会を実施するなど操作技術に習熟した人材の育成が何より重要であると認識しております。したがって、ドローンの導入に合わせまして、まずは町職員を対象としたドローン操作研修会を開催し、操作技術の習熟を図ってまいります。また、今後の活用の幅を広げるため、町防災士連絡協議会に入会されている防災士の方へも受講の機会を確保するなど、多方面で操作技術を有する人材を確保できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。益城町では、2019年に三つの団体と災害時のドローン協定を結んでいますが、突発的に必要に迫られる緊急の情報収集や防災において活用するためには、即応できる操作技術者も必要と思います。答弁にありましたように、日頃から研修会を実施するなど操作技術の習熟を図ることが大切であり、また、いかなるときも誰かが操作できるよう、活用に努めることが重要だと思います。

せっかく町で養成された防災士及び協議会がありますので、活用の幅と活動の機会というものを確保していただきたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

2 西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。2番西山でございます。

今日5番目ということで、皆さんお疲れのところ、いましばらくお付き合いいただきたいと思います。そしてまた、モニター前で傍聴いただいている町民の皆様方におかれましては、いつも行政に興味を持っていただきましてありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。

私のあれですが、今現在のコロナ禍におきまして、8月、それから9月にかけて、東京オリンピック、そしてパラリンピックが無観客で無事に終了したことを非常にうれしく思っております。そしてまた、その後だんだんとコロナワクチンの接種が進んで、現在、感染者もだんだん減少傾向にあるということもうれしく思うところであります。

それでは、今回、私、大きく2点質問をさせていただきます。まず、益城町の治水対策について、二つ目は益城町の立地適正化計画の進捗状況について、この2点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席へ移らせていただきます。

それでは、1点目の益城町における治水対策について質問させていただきます。

現在、異常気象によりまして全世界で大きな災害が発生している状況でございます。災害は、いつ、どこで発生してもおかしくないというような状況が昨今見られます。本町では、各地で河川の氾濫や内水氾濫が頻発しているという状況でありますけれども、安永・福富地区におきましては、現在、排水ポンプ場の建設が進められております。ただ、この排水ポンプ場の建設も、秋津川の河川整備がなされなければ、効果は限定的なものとなるのではないかというふうに考えております。

また、岩戸川の逆流による氾濫被害も、木山川の河川改修が進まなければ抜本的な改修には至らないというふうに考えております。さらに、災害の激甚化を考えますと、加勢川など下流域の治水対策をセットで取り組む必要があるというふうに思います。

8月1日未明から発生した大雨、そしてまた8月11日から季節外れの大雨が長きにわたって発生しまして、秋津川が満水に近い状態となりました。その際には、消防団の皆さん、そして役場の職員の皆さんにも出動していただいて、懸命な排水作業をしていただいて、非常に感謝するものでございます。

また、梅雨入り直後に、妙見川河川氾濫で大きな被害を出した福富地区でも、同じように増水をいたしました。妙見川の上流域では、これから大規模な土地区画整理事業が進行しますが、雨水処理方式が浸透式となっているようでございます。現在の農地が持つ保水能力と比べると、宅地化された場合には少し保水能力が落ちるのではないかと。流量が一段と増すことが想定されます。その中で、雨水処理の浸透方式というのは、少し心もとないというふうに思うものであります。

そこで、治水対策について、3点質問させていただきます。

まず1点目、木山川、秋津川の河川整備をはじめ、抜本的な治水対策に対する町長のお考えをお伺いいたします。2点目、町民の生命財産を守るために、福富の上流域に遊水地（池）を整備すべきではないかと私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。3点目、内水氾濫の対策として、現在、排水ポンプ場の建設が待たれておりますが、現在建設を進めている排水ポンプ場の進捗状況についてお伺いをいたします。

以上3点をよろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の1点目、木山川、秋津川の河川整備をはじめ、抜本的な治水対策に対する考えについてお答えをします。

最近の風水害は、地球温暖化による影響などから頻発化及び激甚化しており、昨年の球磨川水系での大災害や、本年も8月11日から全国的な規模で記録的大雨が発生するなど、いつ、どこで大きな災害が起こってもおかしくありません。本町でも、平成28年に木山川の堤防が破堤し、甚大な被害が発生しており、それ以外でも、岩戸川における越水や内水被害などが度々発生しています。

また、本町のハザードマップに示している浸水想定区域は、市街化区域において一部が県道熊本高森線の北側まで含まれるなどしており、これらの区域の縮小や浸水する水位の低下を図らなければなりません。このため、治水対策は喫緊の課題であると認識しているところですが、治水対策には、河川堤防の整備などのいわゆる河川における対策とともに、流域調整池の整備、下水道などの排水施設の整備といった流域における対策、さらには、水位計や監視カメラの設置、自主防災組織の活動推進などのソフト対策があります。

これらの対策において、河川における対策は、河川管理者である国や県が実施し、下水道などの排水施設の整備、自主防災組織の活動推進などについては、流域の市町村が実施することになります。本町でも、下水道による内水対策や自主防災組織の活動推進など、町が行わなければならない対策はしっかりと行ってまいります。しかし、治水対策の基本は、やはり堤防の整備、河川断面の拡幅などの河川における対策です。本町の浸水想定区域は、木山川と秋津川の氾濫を想定したものであるため、この両河川の改修を進めることが、本町の抜本的な治水対策を進める一番の要点だと考えております。

しかし、この両河川の改修を進めるには、まずは、流水の受皿となる下流の加勢川の改修を河川管理者である国に進めていただかなければなりません。このため、毎年、流域の市町で組織する加勢川改修促進期成会による要望を行っております。特に、木山川の氾濫の状況などを個別に説明するなど、強く要望をしているところです。その上で、木山川、秋津川の改修の実施に必要な河川整備計画の早急な策定についても、河川管理者である県にお願いしているところです。

今後も、町民の生命、財産を守るため、町でできる対策にしっかりと取り組むとともに、河川管理者である国県に対しましては、加勢川をはじめ、木山川、秋津川の日も早い改修などについて、しっかりと要望をしてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、妙見川の上流域では、大規模な土地区画整理事業が進行中ですが、遊水地（池）を整備するべきではないかとの御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、今年は梅雨入り直後に5月としては異常な豪雨があり、また、8月には全国的な規模での記録的な大雨がありました。このため、8月の大雨時には、妙見川沿川の福富地区などにおいて、仮設排水ポンプによる内水の排水を行ったところです。

このように、近年の風水害は頻発化・激甚化しており、いつ大雨に見舞われ河川が増水し、浸

水被害が発生してもおかしくないような状況です。

議員の御質問は、町民の財産を守るためにも、福富の上流域に遊水地（池）を整備するべきではないかとのことですが、町では現在、安永・福富地区の3か所で、内水被害を防ぐため排水ポンプ場の建設に着工しているところです。

内水対策を検討し始めた段階では、排水ポンプ場とともに、遊水地（池）も対策の一つとして検討しましたが、排水ポンプ場の整備と比較して多くの用地と多額の整備費を必要とすることから、用地交渉により多くの時間を要し完成時期が遅れることや、整備費用が本町の財政に与える影響が大きいことなどを勘案し、排水ポンプ場を建設することとしたものです。

なお、妙見川上流の土地区画整理事業の雨水処理方式が浸透式となっており、宅地化が進んだ場合に流量が一段と増す御懸念があるとのことですが、この雨水処理方式は土地区画整理事業の開発行為における県との協議において認められた手法です。町としましては、排水ポンプ場を建設することで、平成28年熊本地震後の大雨により発生した浸水被害がおおむね解消されるとの検討結果となっておりますので、まずは排水ポンプ場の建設を全力で進めてまいります。その上で、排水ポンプ場の完成後にその稼働状況と効果について検証を行いますとともに、今後の土地利用の動向も踏まえ、必要に応じ、遊水地（池）の整備につきましても検討をしてまいります。

次に、一つ目の御質問の3点目、内水氾濫の抜本的対策として、現在建設を進めている排水ポンプ場の進捗状況についてお答えをします。

先ほども申し上げましたが、現在、安永中井出地区、福富入道地区、福富本村地区の3か所におきまして、排水ポンプ場の建設を進めております。排水ポンプ場の工事は、大きく分けて、ポンプなどを据え付ける本体の造成工事と、ポンプ、除じん機などの機械及び電気設備工事、建屋などの建築工事があります。安永中井出地区、福富入道地区につきましては、現在それぞれ地盤改良を含む本体の造成工事を着工しており、また、安永中井出地区につきましては、9月3日に、ポンプ、除じん機などを含む機械及び電気設備工事の公告を行っており、その後、建屋などの建築工事を発注することとしております。

また、福富入道地区につきましては、今後、機械及び電気設備工事、建屋などの建築工事を発注することとしており、それぞれ、来年度前半の完成を目指し、整備を進めているところです。

また、福富本村地区につきましては、排水ポンプ場の建設予定地が、県道熊本高森線の4車線化工事に伴って、県と地権者の間で、本年度から来年度にかけての2か年の借地契約が締結されているため、排水ポンプ場の用地買収は、この借地契約の終了後となる見込みです。その間に、基本設計、実施設計などを済ませ、借地契約終了後、速やかに用地買収を行い、ポンプ場建設に取りかかることとしております。このため、福富本村地区につきましては、令和6年の梅雨前の完成を目指しているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

益城町の治水対策につきましては、あくまでも木山川、秋津川の両河川の改修を進めることが益城町の抜本的な治水対策というふうに考えておられるということは理解できました。

しかし、下流域の加勢川の改修も同時に進めていかなければならないということも認識しているということで、国県に対して強力に要望を行っている、また、今後も継続してしっかりと要望していくということで、これは災害があつてからの対応よりも、こちらのほうを先にするべきというふうに思います。

河川改修は、町民の生命・財産を守るためには、確実に取り組んでいかなければならないと思いますけども、対応できる対策については、甚大な被害が発生する前に、先ほども申し上げましたように、国県に実施できるように強力に要望されることを切望します。

2点目の妙見川の上流域に調整池を整備すべきではないかという問いにつきましては、検討段階においては、排水ポンプ場とともに遊水地（池）も対策の一つとして検討した結果、排水ポンプ場建設を選択したということをございました。これは間違いではないと思います。

ただ、上流域の開発行為が今後進展していった場合、現在と異なり、先ほども言いましたように、そんなに広い面積ではないかもしれませんが、農地が担っている保水能力の幾分かが低下するということが考えられ、そしてまた、昨今の異常気象による一時的な流量増加も今後懸念されると思いますので、町長の答弁にもございましたように、排水ポンプ場の完成後の状況も十分検証していただきながら、土地区画整理の開発状況も勘案した遊水地（池）の整備も検討を続けていただくようお願いを申し上げます。

次に3点目の排水ポンプ場の設置時期についてですが、安永中井出地区、それから福富入道地区におきましては、造成工事は3月18日までが工期というふうな契約になっております。その後、来年の梅雨前に稼働するためには、早期に工事を発注して来年度前半の完成を目指すということをございますが、来年の梅雨入りまでに現在やっているのが間に合わずもしも被害が発生した場合には何にもならない。であれば、来年の梅雨入りまでにはぜひとも稼働できるような状況をつくり出していきたい。

そこで、発注の状況、それから工事の状況にもよりますけども、来年、今年のように、時期外れの大雨が発生するような場合、ポンプの稼働だけでも早くできるように工事を進めることができるのか、そういうことができないのか、町長にお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問、3点目の2回目、ポンプ場が来年度前半に完成しない場合、ポンプの稼働だけでもできないかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁で、ポンプ場の工事は、本体の造成工事とポンプ、除じん機などの機械及び電気設備工事、建屋などの建築工事の3種類があること、また、安永中井出地区につきましては、現在、本体の造成工事を着工し、ポンプ、除じん機等の機械及び電気設備工事を公告しており、その後、建屋などの建築工事の発注を予定していること、福富入道地区につきましては、機械及び電気設備工事、建築工事をこれから発注することを申し上げました。

このうち、ポンプ、除じん機などの機械及び電気設備工事につきましては、それぞれの製品を工場で作成する必要があります。このため、それぞれの製品の工場での製作期間とともに、3種

類の工事の工程につきまして調整しながら工事を進める必要がありますことから、これらを勘案して完成時期を来年度前半と申し上げたところです。しかし、早期にポンプを稼働させる必要性は十分認識しているところですので、1日も早い発注に努めますとともに、受注者と積極的に工程調整などを行い、できる限りの工期短縮を図るなど、1日でも早いポンプの稼働を目指してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

今、町長が言われたとおり、せっかく今工事を行っているのであれば、来年の梅雨前には、ぜひ稼働させなければ意味がないと思いますので、これは工事の工程にロスがないように、発注動向を十分にロスがない対応をしていただきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げまして、2番目の質問に移らせていただきます。

それでは、益城町立地適正化計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

益城町立地適正化計画は、これからの益城町を創造していく上において、土地の利用方針であったり、エリア戦略であったり、それは重要な計画であるというふうに思っております。

現在、本町では、県道熊本高森線の4車線化、都市計画道路の整備、土地区画整理事業と大きな事業を展開しておりますが、それに、益城町都市計画マスタープランをベースとして、新たなまちづくりをこの益城町立地適正化計画が担って、その方向性を示しているものであろうというふうに思います。

この益城町立地適正化計画で、コンパクトシティ、いわゆる商業地のエリア、住宅エリアなど土地利用方針等を定めるのか、これは分かりませんが、これからの益城町を創造していく基礎となるものと私は考えるものですから、現時点における立地適正化計画の進捗状況を、現段階でお答えできる範囲内でお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問、これからの益城町を創造していく益城町立地適正化計画の現時点における進捗状況についてお答えします。まず、平成26年に国により創設された立地適正化計画制度の概要などにつきまして御説明します。

最初に、制度化された背景ですが、我が国は戦後の高度成長とともに人口が急激に増え、都市を形成する市街地も、中心地から郊外へと、これも急激に広がりました。しかし、人口増加は平成20年にピークを迎え、その後、減少傾向が全国的に将来にわたり続くことが予想され、それに備えたまちづくりを行うために創設された制度です。

具体的には、郊外に広がった市街地をそのままにして人口が減少すると市街地の人口密度も低下するため、商業、医療、福祉といった一定の人口密度を維持することにより成り立つ生活サービス機能などの都市機能が維持できなくなります。また、人口密度の低下は、このほかにも、バスなどの公共交通の撤退や空き地、空き家の増加による居住環境の悪化、地域コミュニティの希薄化など、都市の運営における様々な問題が生じます。

このため、これらの問題を回避し、持続可能な都市経営を行うために、まず、拡大した市街地

のコンパクト化を計画に位置づけて、その中に、各種の施策により、住民の居住等、生活に必要な生活サービス機能などの都市機能を緩やかに誘導しようというのが立地適正化計画です。また、昨今の風水害の激甚化、頻発化などにより、居住を誘導する区域には、このような危険度が大きいエリアは含まないという考えも、立地適正化計画には盛り込まれています。

しかし、立地適正化計画が制度化された背景などと照らし合わせて、本町の市街地を見てみますと、全国的な傾向とは少し違った傾向が見て取れます。これは、本町でも、市街地は拡大しましたが、現在の市街化区域の原形はおおむね昭和60年頃までに形づくられ、その後は、その枠がさほど広がらずに、人口のみが増え続けたという傾向です。このことにより、まちづくりに必要となる道路や公園といった都市施設が不足し、これらの都市構造における弱点が熊本地震によって一気に露呈しました。

このため、本町では、熊本地震からの復興のため、復興計画と、それを取り込む形で第6次益城町総合計画を策定し、さらには、都市計画マスタープランを20年ぶりに抜本的に改定し、災害復興ゾーンを設定するなどして、これまでの都市構造の弱点を克服した災害に強いまちづくりを進めているところです。

また、本町は、全国が人口減少局面となった平成20年以降も人口が増え続け、熊本地震により一時急激に減少したものの、現在は徐々に回復するなど、もともと発展のポテンシャルが高い地域です。一方で、将来を見通すと、国立社会保障・人口問題研究所が人口が減少するとの推計を示していることなどから、人口減少にも備えたまちづくりも必要となります。このため、立地適正化計画を策定することとしました。

もう一つの特徴として、本町は、いわゆるコンパクトなまちづくりだけではなく、熊本地震からの復興も同時に成し遂げなければならないということです。そのため、災害復興ゾーンの設定や街路の都市計画決定、益城町地域公共交通計画といった復興のための諸施策などを念頭に、熊本地震からの復興という町独自の考えも計画に盛り込みながら、将来に向けたコンパクトシティと復興を同時に行う計画として、これまで策定作業を進めてまいりました。

具体的には、町民、議会の代表、学識経験者及び行政機関の職員から成る法定の協議会である都市再生協議会を組織し、令和2年1月から令和3年8月まで、計4回の協議会を開催しました。また、節目では、熊本県及び国土交通省とも相談を行いながら策定を進めています。今後は、住民の居住や都市機能に関する誘導施策、防災に関する事項などを都市再生協議会で御審議いただき、その後、住民説明会とパブリックコメントを実施し、それらを経て最終の計画案を、できれば年内に都市計画審議会に報告したいと考えているところです。

以上申し上げましたとおり、立地適正化計画を策定することで、熊本地震からの復興と将来に向けたコンパクトシティの形成をより強力に進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

立地適正化計画につきましては、住民の居住と生活に必要な生活サービス機能など都市機能を緩やかに、今後の人口増減に伴いながら緩やかに誘導しようというものであるということは

理解できました。

これからの益城町を創造していく上におきましては、益城町都市計画マスタープランがベースとなっていくものというふうに考えておりますが、現在、整備中の幹線道路沿線を中心として展開されているものというふうに思っております。その中で、商業、医療、福祉などの施設を誘導し、生活サービス機能の充実が必要であろうというふうに考えております。

マスタープランの町民のアンケート調査でも、やはり買物であったり、飲食であったり、道路であったり、そこら辺が益城町の3大弱点となっておりますので、そこら辺も含めたところで、県道4車線化、都市計画道路の整備、そして土地区画整理事業をうまく融合させた立地適正化計画を進展、展開していく必要があるのではないかと考えております。

益城町都市計画マスタープランには、先ほど言いました、町民の意向調査を解決していく上でも、次のアクションとして、町長が言っておられたPDCAサイクルをチェックして前向きに取り組んでいく。ほとんどがPDCのチェックまではできております。問題は次のアクションです。課題を見つけた後のアクションがどのように展開されていくか、そして取り組まれるかというのが、これからの益城町をいかにつくり上げていくかにかかっているものというふうに考えておりますので、力強く進めるという町長の言葉に期待を込めて質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後3時14分



9 月 9 日（木曜日）

令和3年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集
2. 令和3年9月9日午前10時00分開議
3. 令和3年9月9日午後3時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 10番 中川公則議員
- 1番 木村正史議員
- 8番 甲斐康之議員
- 9番 榮 正敏議員
- 11番 野田祐土議員

---

7. 出席議員 (18名)

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君  | 2番 西山洋一君   | 3番 上村幸輝君  |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君   | 6番 松本昭一君  |
| 7番 吉村建文君  | 8番 甲斐康之君   | 9番 榮 正敏君  |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐土君  | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君  | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

---

8. 欠席議員 (0名)

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田 浩君	総務課長	塘田 仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企画財政課審議員	山口拓郎君	こども未来課長	水口 清君
健康保険課長	松永 昇君	産業振興課長	姫野幸徳君

建設課長	増田充浩君	都市計画課長	村上康幸君
都市計画課審議員	齊藤計介君	新庁舎等建設課長	田上勝志君
学校教育課長	遠山伸也君	生涯学習課長	富永清徳君
下水道課長	吉本秀一君	下水道課審議員	福島恭一君

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問者の順番を申し上げます。1番目に中川公則議員、2番目に木村正史議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に榮正敏議員、5番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、中川公則議員の質問を許します。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） おはようございます。10番中川です。よろしく申し上げます。今般、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今、世の中ではコロナ禍で大変な思いをしておりますが、その中でも現場で毎日感染対策に従事されている医療関係者の方々に心から感謝を申し上げたいと思います。とにかく一日も早い収束を願うばかりでございます。

それでは、さきに通告しておきました財政問題について質問させていただきます。

質問席のほうに移動いたします。

それでは、さきに通告しておりました1点目の財政問題について質問をいたします。昨年9月に中期財政見通しを作成されておりますが、現時点での財政見通し及び財政調整基金の3基金の状況について御質問いたします。

平成28年熊本地震から5年が経過し、震災からの復旧・復興事業も着実に進んでいると思っております。特に復旧事業においては、道路等のインフラの災害復旧ではほぼ整備が完了しているとともに、建築系の災害復旧におきましても、総合体育館をはじめ、文化会館等、多くの施設の災害復旧が完了し、残すところ役場庁舎と中央公民館等々の複合施設になっております。

また、復興事業におきましても計画的に整備が進められており、県道熊本高森線の4車線化事業では用地買収の進捗率が約85.6%となっており、工事の進捗につきましても、至るところで道路の整備がなされ、歩道部分については約1キロの区間で供用が開始されているということでございます。

また、木山地区の土地区画整理事業におきましては、462区画中293区画の仮換地指定がなされ、63.45%の進捗率で、早急に宅地引渡しに向け、造成工事を進めていっている状況だと聞いてお

ります。

これらの事業の進捗により、4車線化事業と道路の整備状況や土地区画整理事業による宅地の整備状況が目に見えて分かるようになってきましたので、多くの住民の方々が復興を実感できるようになってこられたんじゃないかと思っております。

さらに、都市計画道路の4路線につきましても、既に東西線につきましては一部着工し、その他の路線についても着実に用地交渉や測量設計が進められている状況報告もいただいております。横町線沿線にはみんなの家を活用したコワーキングスペース等の整備が見て取れるようになり、にぎわいづくりの推進も図られているものと感じております。

このように、益城町の将来を見据えた様々な施策が展開されており、本町の発展に寄与するものだと確信するとともに、我々議会としても、用地交渉等、住民との合意形成等においても協力していかなければならないと痛感しているところであります。

一方で、これからの復興事業では、災害復旧事業のように国の手厚い財政支援は見込めないとのことであり、国庫補助事業を活用したとしても、多くの一般財源が必要になると思っております。現在進めている復興事業や、これから予定する事業を着実に進めていくには、安定した財政運営が必要不可欠だと考えております。

これまでは熊本地震からの復旧・復興事業を実施した場合の中期財政見通しを作成され、財政状況を明らかにされてきました。また、令和元年度決算を踏まえた試算を昨年9月に作成され、議会にも説明をいただいておりますが、昨年度の試算結果では、令和3年度から毎年度、約10億円から2億円の財源不足が発生し、財政調整用3基金を活用したとしても、令和6年度以降財源不足が発生する見込みとの状況でありました。

令和2年度では、ふるさと納税が大きく増加するなど、財政状況としましては明るい兆しが見えてきたのではないかと思っております。しかしながら、昨年の作成から1年を経過しておりますので、現時点の財政見通しについてどのような状況にあるのか、加えて、財政調整用3基金の状況についてもお答えをいただきたいと思っております。

以上、1点目の財政問題についての質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和3年第3回益城町定例会も4日目を迎えております。本日は一般質問2日目ということで、5名の議員の皆様の質問をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、10番中川議員の一つ目の御質問の1点目、現時点での財政見通しについてどのような状況にあるのかについてお答えをします。

財政見通しは、毎年度9月、前年度の決算認定時点で想定される復旧・復興事業を実施する場合の町の財政状況を明らかにするため作成しているものです。昨年度に作成しました財政見通しでは、令和3年度に収支がマイナスとなり、以降、令和8年度までで合計33億円の財源不足が生じ、財政調整用基金の繰入れを行ってもなお、令和8年度までで合計6億円の財源不足が生じる見込みでした。

今回、作成しました財政見通しでは、前回同様、令和3年度で約2億円の財源不足が生じ、以降、令和9年度まで財源不足が続きますが、合計で27億円と、昨年より財源不足が約6億円減少しております。このため、令和9年度までの推計期間では財源不足に財政調整用基金を繰り入れることにより、財源不足に対応できる見込みとなりました。

このように、昨年度の算定時より推定期間における収支は改善しておりますが、公債費につきましては、推計期間以降も増額が続く、令和10年度以降は、仮に新たな町債の借入れを行わないとしても、令和14年度まで毎年度30億円を超える水準となる見込みです。

このため、熊本地震からの復興事業などを着実に進めつつも、これまで同様、地域の方々の声に耳を傾け、真に必要な事業を精査するとともに、現在策定中の行政改革大綱に基づく事務事業の見直しなど、引き続き不断の努力に取り組んでまいります。

また、県と一体となり、引き続き国に対して財政負担の軽減の要望などを行い、持続可能な財政運営となるよう、予算の執行に努めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、財政調整基金3基金の状況についてお答えします。

財政調整基金とは、経済事情の変動などにより財源が著しく不足する場合、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費、及び償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるために積み立てた基金です。本町では、財政調整基金、減債基金、公共施設整備等基金の3基金に財政調整機能を持たせているところです。

令和2年度一般会計決算書で基金の状況をお示ししておりますが、令和2年度末の現在高は、財政調整基金が11億2,000万円、減債基金が12億6,000万円、公共施設整備等基金が11億3,000万円、合計35億1,000万円となっております。減債基金の中には、災害廃棄物処理事業及び災害公営住宅建設事業の起債償還のために積み立てたものが7億4,000万円ございますので、財政調整機能としての3基金の実質的な現在高は27億6,000万円になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 1回目の答弁、ありがとうございました。年度ごとに、当初の令和2年度の説明よりも計画的にやっていくという形でございますので、さらに努力していかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に2点目、復興事業等の財源確保についてということでお伺いをいたします。

昨年作成されました中期財政見通しによると、財政調整用3基金を活用したとしても、令和6年度以降、財源不足が発生し、財政調整用基金3基金も逼迫する状況となっており、本町の財政状況は大変厳しい状況にあると感じております。

しかしながら、現在実施されている将来を見据えた様々な施策におきましては、後ろ倒しできるようなものではなく、今やらなければならないものばかりであります。ましてや財政状況が苦しいからといって中止するようなことはあってはならないと考えております。このような町の将来を見据えた施策を着実に推進していくためには、足腰の強い財政基盤を構築しなければならないと思っております。

このため、国・県へ財政支援の要望を継続して行うことも必要ではありますが、まずはいかにして自主財源を確保し、増加させていくかが肝要ではないかと思っております。

そこで、今後の財源確保をどのような考えておられるのかお尋ねをいたします。

まずは町の収入の柱であります町税と地方交付税になりますが、町税につきましては熊本地震後大きく減少しておりましたけれども、最近、自宅再建等により新築家屋も建設される状況にありますので、町税の見込みがどのような状況にあるのか。また、地方交付税につきましては、事業を実施する上でその財源として借り入れた町債の元金返済は令和2年度から本格化しておりますので、公債費の増加に見合う交付税措置がなされているのか、さらに、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

また、町税を増加させる取組として企業誘致にも努力されているところであり、本年度、湖池屋が企業進出し、先月、工場が稼働しております。令和2年度では企業誘致の適地調査業務、令和3年度では企業誘致アドバイザー業務が予算化されているところではありますが、お隣の菊陽町では町が造成した約20ヘクタールの産業団地に企業進出がなされるとの報道発表があっておりますけれども、本町ではどのように企業誘致の推進を図られるお考えなのかお尋ねをいたします。

そして、ふるさと納税につきましては、昨年度は大きく寄附額が伸びておりますが、貴重な財源になると考えております。このふるさと納税は臨時的な収入であり、リピーターを増やし、継続的に寄附をいただけるような取組が必要であると思っておりますが、今後の取組についてどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

また、ふるさと納税は本町に寄附していただくだけでなく、反対に、本町の住民の方々がほかの市町村へ寄附されて、地方税が減少する場合も考えられますが、その状況についても、分からないで結構ですけれども、御説明をお願いいたします。

このほか、行政改革における財源確保につきましても、検討されているものがあれば、お尋ねをいたします。

以上、2点目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の二つ目の御質問の1点目、今後の財源確保をどのように考えているかと、2点目、今後どのように企業誘致の推進を図るかについて、併せてお答えします。

議員の一つ目の御質問への答弁でも触れましたが、今回作成しました財政見通しにおきましても、毎年度財源不足が生じ、基金の取り崩しが必要と見込まれます。

この財源不足を解消するため、歳出面では不断の改革を推進し、人員の効率的な配置、町有施設の民営化の検討など事務事業の徹底した見直し、及び効率的な予算の執行などを引き続き進めていく必要があります。

歳出面では、議員の質問にもありましたとおり、いかに自主財源を確保していくかが重要であると思っております。

歳入の柱であります町税の状況としましては、熊本地震後、雑損控除などで一旦減収となって

おりましたが、平成30年度には地震前の水準まで戻り、以降、着実に増加しているところです。また、地方交付税につきましては、令和2年度から町債の元金償還が本格化しており、それに比例する形で令和2年度では前年度より6億8,000万円、令和3年度ではさらに5億3,000万円増加していますので、公債費に対する交付税措置も着実に行われている状況でございます。

ふるさと納税につきましては、窓口であるインターネットサイトの拡充や、返礼品の馬刺しが雑誌などで取り上げられたこともあり、昨年度の寄附額が大きく伸びております。このふるさと納税が大きく増加したことが、今回作成しました中期財政見通しの財政状況の改善につながっております。引き続き昨年度同様の寄附をいただけるよう魅力的な返礼品の充実や寄附される方へのPRに取り組みます。

なお、ふるさと納税は、町内にお住まいの方が町外の自治体へ寄附をされることで町税が減収になることもありますが、昨年度、町内の方が町外の自治体へ行ったふるさと納税の寄附額は約2,300万円であり、本町におきましては町税が大きく減少する状況にはございません。また、企業版ふるさと納税も復興事業の貴重な財源となり得ますので、地方創生プロジェクトに工夫を凝らすなどにより、寄附額が増加するよう努めてまいります。

あわせて、移住定住施策の充実を図り、人口ビジョンに掲げる人口3万6,000人の達成に向け、取り組むことで税収の確保につなげてまいります。

御質問の2点目、企業誘致の推進につきましては、熊本地震からの創造的復興の大きな柱の一つに位置づけており、町長トップセールスや県の誘致部門と連携しました企業誘致活動に取り組み、大手菓子メーカーの湖池屋様の立地に至ったところです。

あわせて、令和2年度から企業誘致の適地調査を実施し、本年度では企業誘致アドバイザー業務委託を行い、適地調査の結果を踏まえ、土地利用をはじめとする各種条件を整理しているところであり、今後は益城町企業誘致戦略にのっとり、実現方策を調査・分析し、産業団地形成も視野に入れつつ、企業誘致の推進を図りたいと考えております。

今回作成しました中期財政見通しでは、昨年度に比べ財政状況が若干改善されていますが、歳入不足にある状況には変わりありませんので、新たな歳入の確保に幅広く取り組み、かつ国や県に対しても財政負担の軽減に向け引き続き要望を行うなど、財源確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 町長、御答弁ありがとうございました。答弁にありましたように、益城町企業誘致戦略に沿って、産業団地形成を早急に考えながら企業誘致等に努力をしていただきたいと思います。まずはやっぱり、あちこち、益城町は非常に企業関係におきまして適地も多うございますので、町長の指導そのほかによって企業誘致ができますように、よろしく願いしたいと思います。

それから、将来の人口3万6,000人という形のビジョンに沿って、町がますます盛り上がっていくような形をつくっていかねばならないと思います。

お話にもありましたように、これからも厳しい財政状況であると思いますが、町民の皆様と共

に、明るい益城町を目指して、この難局を乗り切っていかなければならないと思っております。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。

次に、木村正史議員の質問を許します。

1 番木村正史議員。

○1 番（木村正史君） おはようございます。1 番木村です。まずは、本日この席に立ち発言できることに感謝し、お礼を申し上げます。

先日行われましたオリンピック・パラリンピックでは、コロナ禍でもあり、感染者も増えておりましたが、無事開催され、頑張ってきたスポーツ選手たちの姿に感動と力をいただくことができました。大変感謝しております。

今回の質問ですが、1 点目、県道小池竜田線のバイパス開通について、2 点目、新型コロナ陽性者数とワクチン接種状況について、以上 2 点をお伺いします。

それでは、質問席につかせていただきます。

小池秋永島田地区においては、令和元年度に小池竜田線のバイパス道の整備が完了しました。飯野校区西側地区において、国道443号線以外で歩道のある道路ができました。県道小池竜田線については、バイパス開通以前は、小池秋永から東無田区間は狭く、場所によっては普通車の離合も厳しいような箇所もありました。しかし、バイパス工事完了により大型車もスムーズに通行できるようになり、通勤、通学、買い物や通院など、熊本市への交通アクセス、利便性は飛躍的に向上しました。

しかし、もともと山林や農地を開発した場所であるため、道路沿いの家もなく、夜間は暗く、自転車や歩いての移動には大変不便です。また、県道小池竜田線が整備されたことにより、沿線地区については企業等も注目しているようで、事業所の進出、移転先の候補地として検討されている企業もあるとお聞きしております。

市街化調整区域の土地利用については様々な規制があることを承知しておりますけれども、国道443号線や小池高山インターチェンジ周辺の広域産業拠点と連携して企業進出を進めるための手だてを講じるべきではないかと考えております。

繰り返しもなりますけれども、小池竜田線バイパスが開通したことにより、沿線の開発には地元も大変期待しております。これらのことを踏まえてお伺いします。

1 点目、益城町都市計画マスタープランにおいて広域産業候補地を小池竜田線に変更できないものか、町長の考えをお伺いします。

2 点目、学生等のバイパス利用が増えております。街灯の設置はできませんでしょうか。

以上 2 点、お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番木村議員の一つ目の御質問の 1 点目、益城町都市計画マスタープランにおいて産業用候補地を小池竜田線に変更できないかについてお答えします。

本町では、熊本地震からの復興を図るため、平成30年に第6次益城町総合計画を策定し、災害



に強いまちづくりや記憶の継承などとともに、企業誘致による産業の振興を復興の大きな旗印としました。

本町は全国が人口減少局面となった後も、熊本地震までは人口が増え続けるなど、もともと発展のポテンシャルが高い地域です。これは、政令市である熊本市に隣接するとともに、町内に空港と高速道路の2か所のインターチェンジがあるなど、交通の利便性がすぐれていることなどの要因によるものと認識しております。

しかし、これらの地理的優位性や交通の利便性を生かして実際に企業を誘致するには、企業に立地していただく土地が必要となります。この観点で本町を見渡しますと、市街化区域には企業に立地していただくような適地がありません。このため、令和2年3月に都市計画マスタープランを改定し、主に市街化調整区域において農林業やすぐれた景観などとの調和を図りつつ産業用の土地利用を行うための産業用候補地を位置づけたところです。現在、この産業用候補地は二つのインターチェンジと空港周辺、さらには第2空港線とちょうどグランメッセ木山線の間、先ほど申し上げた農林業やすぐれた景観などとの調和を図った上で位置づけています。

議員御質問の県道小池竜田線沿線は、現在、都市計画マスタープランにおいて市街化調整区域の中では、土地利用保全エリアに位置づけているところです。しかしながら、バイパスが開通しましたことにより、開発のポテンシャルが高まった地域であると認識をしております。

このため、まずは都市計画マスタープランに位置づけている空港やインターチェンジ周辺などの産業用候補地への企業誘致を図ってまいります。その進出の動向とともに、県の東京事務所などと連携して、全国的な企業の意向などの情報収集に努め、土地利用保全エリアから産業用候補地への用途の変更を農林業やすぐれた景観などとの調和を図りながら前向きに検討してまいります。

一つ目の御質問の2点目、学生などのバイパス利用の増加に伴う街灯の設置について、お答えをします。

本町では交通量が多い町道などの主要な道路、小学生や高校生の通学路、集落と集落をつなぐ道路に、歩行者や自転車通行者などの安全確保を目的としまして街路灯を設置しております。また、集落内の道路につきましては、町から防犯灯施設整備費補助金を交付することで、行政区が防犯灯を設置し、維持・管理されております。

議員御提案の県道小池竜田線の小池バイパスにつきましては、集落内の道路に当たらないため、防犯灯ではなく街路灯の設置を検討することとなりますが、その場合は、道路管理者である県もしくは町が設置することとなります。

いずれにしても、街路灯の設置の必要性を判断するに当たりましては、小池バイパスにおける学生などの通行量が実際にどの程度あるか把握する必要があるため、まずは小池バイパスの利用実態を調査したいと考えております。その結果を踏まえ、道路管理者である県との協議や町での設置の可否について検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御回答ありがとうございます。1点目、全国的な企業の意向の中から情

報を集め、前向きに土地利用保全エリアから産業用候補地への用途の変更を図るということで、大変ありがとうございます。景観など、小池竜田線のほうは、南側のほうですね、登り坂のほうが大変日当たりもよく、住宅地にも向いてるかと思います。また、下り坂のほうは、こちらのほうは土地が広く、使われていない農地が広がっております。そちらのほうは、夜間は熊本市内、益城町のほうの夜景が大変美しく、気候もよくて、よく車が停まっているところもあるんですけど、本当に景観はすぐれていると思いますので、前向きに検討のほうをよろしくお願いいたします。

2点目、益城町の復興計画の策定に当たり、平成28年度から開催されております益城町の未来について若者同士が意見交換をする「益城町未来トーク」においても明るい益城プロジェクトにて街灯の設置を求めています。こちらも検討していただくということで、大変ありがとうございます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただこうと思います。

昨年7月の一般質問にて、新型コロナウイルスの対応を質問させていただきました。そのときよりも新型コロナウイルスについて研究も進み、分かってきたこともあります。さきに、西村経済再生相は、先月25日衆議院運営委員会で「日々報道されるのは新規感染者数だが、むしろ大事なのは医療提供体制だ」と強調されました。同じ日に加藤官房長官は、9月12日に期限を迎える宣言について「ワクチン接種状況、重症者数、病床使用率などを分析し、適切に解除の判断を行っていく」と述べられました。その上で専門家の意見も聞き議論を進めたいと、指標の見直しに意欲を示されました。

まだまだ予防の基本である、うがい・手洗い・マスク着用、不要不急の外出、3密を避けるなどを怠ることはできませんけども、今後の課題は、感染拡大を防ぎながら社会生活を取り戻すことが必要です。以上のことを踏まえながら、状況と今後の町の対応についてお伺いいたします。

1点目、昨年8月に初めてのPCRの陽性者が町に出ました。これまでの新型コロナ感染者数と重症者数、死亡者数の推移を教えてください。

2点目、ワクチン接種はかなり進んでると思いますが、町民への接種状況についてお伺いします。高齢者、65歳以上の接種状況はいかがなものでしょうか。

3点目、11月に接種希望者のワクチン接種は完了できるのでしょうか。また、11月以降に接種希望者が新たに出た場合はどうするのかお伺いします。

4点目、現在、第5波が到来しております。町の対応をお伺いします。

また、世界的に3回目のワクチン接種を行う国が出てきております。3回目のワクチン接種が始まったときの準備はできておりますでしょうか。

以上のことをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の二つ目の御質問の1点目、新型コロナウイルス感染者数についてお答えします。

本町では、令和2年8月16日に最初の感染者を確認しましてから、令和3年9月1日までに

205名の方の感染が確認されており、そのうち1名の方が亡くなられております。重症者数につきましては市町村ごとの公表がされておられませんので不明となっております。

感染を抑えるためには、基本的な感染防止対策はもちろんのこと、ワクチン接種も重要だと認識しております。ワクチン接種を希望される方が、御自身や御家族を守るためにも、早めに接種を受けていただけるよう、さらに周知を図ってまいりたいと思います。

次に、二つ目の御質問の2点目、65歳以上の高齢者の接種状況についてお答えします。

ワクチン接種記録システムVRSによりますと、令和3年9月1日時点で65歳以上のうち2回接種した方が8,781名、1回のみ接種した方が367名となっております。1回以上の接種を済ませた方の割合は、当初想定された7割を大きく上回り、約9割に達しております。

次に、二つ目の御質問の3点目、11月以降に接種希望者が出た場合の対応についてお答えします。

本町ではワクチン接種を希望される方が11月末までには接種を終えられるよう計画しております。これにつきましては、個別接種、集団接種及びグランメッセで実施されております県民広域接種センターにおける益城町復興応援枠を活用することで達成できるものと考えております。

また、12月以降は、町内でのワクチン接種が進むことで接種希望者が減少していくことが予想されますが、予約枠数を調整した上で個別接種の機会を確保できるよう、町内の医療機関と協議を行っております。あわせて、郡単位など広域的な接種体制の確保について県に要望をしているところです。

最後に、二つ目の御質問の4点目、第5波への対応と3回目のワクチン接種につきましてお答えします。

現在、全国的に感染者が急増し、第5波を迎えております。本町としましては、これまでどおり感染症対策を徹底しており、県の対応状況などを参考にしながら町有施設の利用制限などにつきましても適切に対応を行っているところです。

3回目のワクチン接種につきましては、現在、国や県から正式な通知は来ておらず、接種対象者やワクチン供給量がどのように設定されるかなど不確定な要素が多い状況です。しかしながら、近いうちに3回目の接種が必要になると予想されますので、国や県の動向を注視するとともに、これまで蓄積してきたワクチン接種に関するノウハウや関係機関との連携により、適切な接種体制が取れるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。ワクチン接種についてよく分かりました。

9割以上、ワクチン接種をされているということは、すごく頼もしいと思います。実際、私も介護職として仕事をしておりますけど、そういったことで、コロナで亡くなる方はもちろん、普通の風邪等で亡くなる方もコロナワクチンで少なくなっているような気がします。これからも、こういったワクチンだけに頼らずに、自分自身も、うつさないように、かからないように、できる限り頑張っていきたいと思います。

また、今日のニュースで出ておりましたけど、石垣島のほうではワクチン接種者の方に対して

チケットといますか、島内で飲食ができるような、そういったものを配布しているということを知りました。そういったことで、社会性の維持というか、飲食店で困っている方の手助けになるようなものに使えればということで、ワクチン接種者の方だけにそういった利点をもたらすような、ワクチンパスポートに対して、そういったことをしていても、また新しい方向ではないかと思えます。

それから、正直、私がここで質問通告したときはどんどん感染者が増えておりました。しかし、熊本県でも8月20日317人を境に、今、感染者数は下がってきております。まだまだ出口は見えないのかもしれませんが、もう見えてるのかもしれませんが。その辺はやはり町長の政治的な判断が必要になると思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 木村正史議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時55分から再開します。

---

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。8番日本共産党の甲斐康之です。また、本庁ロビーのモニターテレビで傍聴されている皆さん、こんにちは。今回も、町民の皆さんの声を町に届けてまいります。

9月に入り、秋の気配も感じられるようになりましたが、いまだに残暑厳しい日々が続いております。ワクチン接種は進んでいますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなかなか収まりません。熊本県は、昨日の発表で、まん延防止等重点措置が30日まで延長されました。過去最大規模の感染拡大が続く中、菅首相は「明かりははっきり見え始めている」と楽観論を繰り返し、現実を見ることができていません。当然、内閣支持率が過去最低水準に落ち込む中、コロナ感染拡大防止に専念したいと退陣を表明しています。菅首相には、コロナ感染拡大防止に専念されることは結構ですが、愚策にならないようにしてもらいたいものであります。国民の命がかかっています。一刻も早く国会を開いて、コロナ感染防止施策に取り組むべきではないでしょうか。

それでは、今回の質問は町民の皆さんから私に寄せられた、1点目、通学路の交通安全対策の進捗状況、2点目、小中学校の保健室、女子トイレ、公共施設等のトイレに生理用品の配置を求めるについて、さらに3点目、妙見川内水氾濫のその後の対応と防災、防水対策について、以上3点について質問を行います。

それでは、質問席に移ります。

まず、1点目、通学路の交通安全対策の進捗状況についてお伺ひいたします。この質問は昨日、2名の同僚議員が質問を行いましたので、一部重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお

願いたします。

今年6月、千葉県八街市で下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。これは全国に大きな衝撃を与えました。

この事故を受けて、通学路における交通安全を一層、確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携をして、対応策を検討し、通学路における交通安全の確保に向けた合同点検等実施要綱を作成しております。今年7月9日に各都道府県教育委員会等に通学路における合同点検の実施について各市町村教育委員会及び所管の学校に対して周知を行うとともに、各学校において適切な対応を行うよう通知が出されています。

菅首相は、子どもの安全を守るため万全の対策を講じると、通学路における交通安全の確保と飲酒運転の根絶を柱とする緊急対策を取りまとめました。また、全国の公立小中学校の通学路を9月末までに総点検をし、速度規制や登下校時間帯に限った車両の通行止め、ガードレールの整備などの対策を10月末日をめどに策定をして、速やかに実施するように方針を決めています。安全点検として、これまでの規定の箇所に加え、今回の事故現場のように、見通しのよい道路や、抜け道となっていて速度が上がりやすい箇所なども追加するとしています。

益城町においては、通学路交通安全プログラムに基づいて、PTAや地域との連携を図りながら、登下校の点検、下校時間に合わせた防犯パトロールを実施しています。町では、復旧・復興工事に伴い、道路工事箇所が通学路になっていないか、拡幅により車の通行量が増えています。歩道の整備は万全であるか、ガードレールの整備など必要度が増すのではないかと考えています。これらを踏まえ、町の通学路の現状を伺います。

1点、町の通学路の総点検の実施状況の進捗状況について、2点目、対策をすべき箇所は何か所でいつまでにどのような対策を講じるのか、昨日と同様の質問でもあると思いますけれども、以上、1回目の質問とします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、町の通学路の総点検の実施状況及び2点目の対策すべき箇所数と実施時期及び内容についてお答えします。

議員も今申されたとおり、この件に関しましては、昨日、吉村議員、富田議員からも同様の御質問をいただいておりますので、回答に重複する部分もあるかと思いますが、その点の御了承をお願いいたします。

議員御指摘のとおり、6月に千葉県八街市で発生した、通学路にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故を受け、菅総理大臣は関係閣僚会議を開催し、速やかに対策を検討するよう指示されました。具体的には、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、また、大型車の進入が多い箇所等を学校が危険箇所としてリストアップし、教育委員会が取りまとめて9月末までに道路管理者、警察、学校、PTAによる合同点検を行うこととされたところです。

教育委員会では以前より、関係各課と連携しまして、通学路における危険箇所の安全対策を実施しておりました。そのような中で、平成24年に京都市、亀岡市をはじめとして同様の事故が相

次ぎましたことを受けまして、全国で通学路における緊急の合同点検が実施されることになり、それを契機に、道路管理者や警察を加えた合同点検をそれ以来、益城町も毎年行っているところでもあります。

ちなみに、昨年度は、下寺中灰塚の県道熊本高森線における横断歩道のカラー化、小池秋永集落内の県道小池竜田線バイパスにおける横断歩道のカラー化及び平田地区の通称マミコウロードにおける横断歩道や車両停止線、ダイヤモンドの塗り直しなどの対策を行っているところでございます。

本年度につきましては、5月に各学校に通学路における危険箇所等についての調査を実施しました。その結果を基に、7月に通学路交通安全推進会議を開催しまして、対策が必要であると思われる約70か所について確認を行い、対策等を協議、検討いたしました。

なお、70か所のうち今年度新たに危険箇所と認められました箇所は13か所となっております。これらの中で、特に現地確認が必要と判断されました箇所につきましては、8月17日に通学路安全推進会議の委員や学校関係者と共に合同点検を行ったところでございます。

必要な対策につきましては、昨日も述べさせていただきましたが、主な内容を挙げさせていただきますと、信号機の設置、歩道の拡幅、カーブミラーの設置、注意喚起の標識または位置の見直し、通学路標識の設置、消えかかっている道路外側線や歩行者ゾーンのカラー舗装などなど多岐にわたっております。

これらの対策につきましては、昨日も申し上げましたとおり、原則として危険度や緊急性などを総合的に勘案しまして、優先度を考慮した上で実施していくとしておりますけれども、内容によりましては道路管理者である県や警察との協議等が必要となっております。そうしたことから状況的に対応が困難な箇所はもちろん、対応が困難な箇所にありましても、実施までにある程度の時間も期間も要するところではございます。

関係者との協議が必要な箇所につきましては、通学路交通安全の推進会議に御船警察署、上益城地域振興局にも参加していただいておりますので、子どもたちの登下校の安全確保のために、引き続き早期対応に向けた協議、要望を行ってまいりたいと考えます。一方、町の判断で対応が可能な箇所につきましても、優先度や具体的な対策方法を検討しながら、早期に実施できるよう努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今、1回目の答弁をいただきました。

通学路については、以前から危険箇所の安全点検を実施している。横断歩道のカラー化、塗り直しなどの対策も行っている。今年は7月に通学路交通安全推進会議を開始し、対策が必要と思われる約70か所を確認した。対策を協議している。その中で新たに危険と認められた箇所が13か所となっている。この箇所には既に合同点検を行い、対策としてはガードレールの設置、注意喚起の標識、通学路標識等を設置した。危険度や緊急性などを勘案し、優先度をつけて実施していくことを考えている。このような答弁だったと思います。

それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

今回、文科省、国交省、警察庁が出した合同点検等実施要領では、通学路の危険箇所の把握、抽出に当たって、学校は児童から得られた情報を活用するとともに、保護者、スクールガード等の見守り活動者及び自治会等の協力を得て、次のような観点を踏まえた通学路の点検を行い、リストアップし教育委員会に報告するとなっています。

今回、要請する観点としては、1点目、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所。2点目、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所。3点目、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所。これらを示しています。

さらに、これまでの観点として、危険要注意箇所として、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、藪や路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る等が考えられるとされています。

通学路の条件も明記されております。歩道と車道の区別がない道路では、自転車や車の交通量が多い、スピードが速い、通行する児童生徒等と車両等が接近するなど狭い道路は避ける、ガードレールが未整備な歩道を避けるなどとなっています。

最近、町内でも「車に乗らないか」などの子どもへの声かけ案件が発生をしています。藪や空き地など、身を隠しやすい場所などもチェックが必要と思います。安全確保の方策として通学路の標示や標識を設置する、注意喚起などを促す標示を適切な箇所に設置する、場所や状況により交通規制を要請するなどが挙げられています。

今回、新たに13か所が危険箇所と認められたということですが、どのような条件で決められたのかお伺いしたいと思います。

さらに、危険箇所や対策の必要箇所については児童、保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、地域の実情等に応じ、具体的な対策の有無にかかわらず、可能な限り幅広く各市町村のホームページ等に公表することが望ましいとされています。どのような方法で周知をしようと考えているのか伺います。

まず、1点目、今回新たに危険箇所と認められた13か所についてはどのような条件で決められたのか、2点目、危険箇所や対策の必要箇所については児童、保護者等にどのように周知を図っていくのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、今回新たに危険箇所と認められた13か所の決定条件及び危険箇所や対策必要箇所の周知方法についてお答えします。

今回の千葉県八街市の事故を受け、先ほど議員からもありましたように、菅総理から通学路の総点検を行うよう指示があったことに伴い、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁の連携により対応策の検討が進められております。この検討の中で作成された合同点検実施要領で示されております危険箇所及び要注意箇所の捉え方につきましては、先ほど議員御指摘のとおりでございます。

今年度、各学校における通学路調査及び通学路危険箇所調査で新たに対策が必要と認められま

した危険箇所は、先ほども申しましたように13か所となっております。これらの危険箇所の決定条件につきましては、主なものとしまして、道路が狭い、見通しが悪い、通学路の看板がない、水たまりができる、横断歩道がない、外側線等の道路標示が消えかかっている、幹線道路の抜け道となり交通量が多いなどがあります。

このような危険箇所につきましては、現在、現場の状況や対策状況を併記した上で、通学路安全対策一覧表として取りまとめているところです。この取りまとめの一覧表を各学校をはじめ関係機関で共有するとともに、町ホームページに掲載することで、保護者や地域住民に広く周知し、児童生徒の登下校時における安全確保について注意喚起を促しております。

今後も、通学路の安全確保対策に関しましては、積極的に情報を収集し、危険箇所を洗い出しますとともに、通学路交通安全推進会議を中心に関係機関とも協力しながら、しっかり対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 13か所の危険箇所は道路が狭い、見通しが悪い、横断歩道や通学の看板がないなど挙げられるわけです。危険箇所については通学路安全対策一覧表を取りまとめているということのようです。そして、町のホームページに掲載して広く周知を図ると、このようなことだと思います。町では、町内全域で地震からの復旧・復興事業で大型車両等が頻繁に通行しています。住宅地内でも道路の拡幅工事がなされ、一般車両の通行も増えています。スピードを出しているようにも感じます。こういう箇所での速度標識、子ども飛び出し注意標識は急いで改善すべきことだと考えます。今後、町の街路事業などで刻々と通学路の状況が変わっていくことが考えられます。通学路の安全確保のためにも、継続をして点検、改善を進めることを求めまして1問目の質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、2問目の質問に移ります。

小中学校の保健室、女子トイレ、公共施設等の女子トイレ等に生理用品の配置を求めるについて質問を行います。

この質問は、生理の貧困が世界的な問題として捉えられており、支援が取り組まれています。日本各地や熊本県でも取組が広がっています。新型コロナウイルス感染拡大で雇用状況が悪化する中、非正規で働くことが多い女性たちに影響を与えています。これにより、女性の貧困の深刻化、世帯収入の減少、アルバイトができずに生活が困窮する生徒、学生の増加などで、生理の貧困が大きな問題となっています。以前、NHKテレビで、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労していると報じていました。この報道を受け、全国に衝撃が広がりました。自治体や国に対策を迫る声が高まってきました。

私は学生食料支援団体と一緒に、生活に困窮する学生に無料で食料や生活必需品の配布を行う活動を手伝っています。その中で、多くの学生が生活に困っていることをじかに感じました。女子学生は笑顔で生理用品を受け取っています。節約のために、毎月の生活必需品である必要な生理用品を購入することができずに、交換の回数を控えたり、トイレットペーパーで代用する、経血で服や椅子を汚すことが不安で登校できない、ネグレクト、育児放棄等で保護者に生理用品を



買ってもらえない児童の実態も報告されています。

生理用品は健康な生活を送るための必需品であるにもかかわらず、不衛生な状態に置かれてしまう女性や児童生徒がいることは看過できないことでもあります。

政府の男女共同参画局は、生理の貧困を女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と位置づけ、女性活躍男女共同参画の重点方針2021に生理の貧困への支援を盛り込んでいます。同局は、生理の貧困に関わる地方公共団体の取組調査を行い、5月の第1回調査では、全国で39都道府県255自治体、2か月後の7月の第2回調査では全47都道府県に広がり、581自治体と広がっています。学校に配備を明記しているのは283自治体、うちトイレ配備は61自治体のようです。公共の施設や学校のトイレに生理用品が設置されれば、必要な人は誰でも手に取りやすくなります。

7月の第2回調査では熊本県も、熊本市、宇城市、宇土市、合志市、長洲町、南阿蘇村、菊池市で実施をされ、山鹿市では自治体で配布が行われています。中でも、南阿蘇村は村内女子中学校の女子トイレに生理用品を設置という報告もあります。

益城町では、7月に国連NGO・女性団体の新日本婦人の会益城支部が町と教育委員会に対して、生理用品の無償配布と相談環境の整備を求めて要請をしました。前向きに検討するとの返事もいただいていたところでございます。私もこの要請に同席をしまして、早期に実現できればと思い、今回、質問項目に上げたところであります。保健室では声を上げにくい、受け取りにくい児童や生徒もいると思われるとの報告もあります。プライバシーの配慮から保健室に限らず、手に取りやすいトイレの個室に常設することなどを求めたいと思います。

1点目、教育施設、公共施設のトイレ個室にも誰もが無償で使える生理用品の配置、2点目、自治体窓口において、希望する町内女性に生理用品の無償配布を行うこと、以上2点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の1点目、教育施設、公共施設への生理用品の無償配布についてお答えをします。

議員御指摘のとおり、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的困窮に追い込まれ、生理用品が買えない、あるいは生理用品の購入費を削減せざるを得ない状況に陥る家庭があり、女性や子どもへの影響が心配されます。特に経済面での自立がより困難である子どもへの対応は喫緊の課題であると認識をしております。また、経済面ばかりでなく育児放棄や父子家庭など様々な事情などにより、保護者に対して生理用品を買ってほしいと言い出せない子どももいるのではないかと考えます。

さて、町内小中学校における生理用品につきましては、現在のところ、各学校である程度の個数を保健室に常備し、必要に応じて児童生徒に配布するとともに、養護教諭への相談などから、その児童生徒にとって必要な支援につなげられるよう体制を整えております。しかしながら、保健室には男女関係なく様々な児童生徒が出入りしますことから、生理用品が必要なときに受け取りづらくなるという状況も考えられます。こうした状況は我慢して同じ生理用品を長時間使用するなどの行動にもつながり、心身の健康状態だけではなく、衛生上の観点におきましても悪影響

をもたらすことが懸念されます。このようなことから、本町としましては、今回新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用しまして、生理用品購入費に係る補正予算を今定例会に提案させていただいているところです。

まずは、児童生徒がためらうことなく生理用品を使用できるよう、町内の各学校の保健室、トイレへの配置につきまして適切な方法を検討してまいりたいと考えます。また、公共施設への生理用品の配置につきましても、各学校の状況を確認しながら導入に向けて検討を進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、自治体窓口での生理用品の無償配布についてお答えをします。

議員御提案の自治体窓口での生理用品の無償配布は、既に他自治体でも実施されており、配布に当たりましては、来庁された方に無償配布をお知らせするポスターを示していただくなど、受け取られる方のプライバシーにも最大限配慮しておられます。また、窓口での様子を見て必要と判断した方に対しては、生活支援の相談窓口を紹介するなど、生理の貧困の原因となっている問題を把握し、解決に向けた支援につなげられるような体制を整えている自治体もございます。

本町としましては、今後、先行して導入された自治体の状況を見ながら生理用品の窓口配布方法を検討しますとともに、受け取られる方を必要とする支援に適切につなげることができるよう、町、養護児童対策及びDV防止対策地域協議会との連携や相談窓口の設置につきましても検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま1回目の答弁をいただきました。経済面で自立がより困難である子どもへの対応は喫緊の課題であると認識しておられる。児童生徒の衛生上の問題や心身の健康状態にも悪影響をもたらさないために、小中学校である程度の個数を保健室に常備し、必要な支援につながる体制を整えていくこと。これらの支援に取り組む。そのために、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用して生理用品の購入費を9月補正予算に計上しているとのこと。さらに、保健室やトイレでの配置については適切な方法を検討していく。2点目の自治体窓口での希望する町内女性へに生理用品の無償配布については、実施している自治体の状況を見ながら配布方法を検討するとともに、必要とする支援につながるように検討していきたい。そのようなことだったと思います。

政府の男女共同参画局が、地方自治体に生理の貧困への支援に取り組むことを推奨しています。益城町でも積極的に取り組んでいくことで予算化もされます。この質問については前向きに取り組む町の姿勢を評価します。今の雇用状況では、女性の貧困、生理の貧困は簡単には解決しないだろうと考えます。継続して予算化を行い、支援を続けていくことを求めて、この質問を終わります。

続いて、3問目の質問に参ります。

妙見川の内水氾濫のその後の対応と防災防水対策について質問を行います。

最近、豪雨による内水氾濫、冠水が頻発しています。特に5月の福富本村地区の内水氾濫は地域の住民に損害を与え、今でも大雨が降ると心配で眠れないと、不安な日々を送らせております。

県と町は被災者の声を無視した責任逃れに終始しており、住民目線の対応はなされておらず、誠意が見られません。改めて被災者の声に応える真摯な対応を求めて町の姿勢を伺います。

6月議会でも質問しましたが、被災者の方たちに接する中で、要望を受け、再度、質問を行うこととしました。被災者の方たちによると、福富本村地区の内水氾濫の要因は、県道4車線化に伴う福富橋に設置した仮橋の橋脚や導水管に上流から流れてきた大量のごみが引っかかり、流れがせき止められたことで本村地区の用水路へ逆流して、あふれ、地域住民の家屋の床上、床下浸水が発生をして、車などが水没する被害が出ています。

6月議会では、原因と責任の所在について質問したところですが、町長の答弁は、5月としては異例の豪雨、上流から流れてきた大量のごみ、これらを要因とする浸水被害が起こったことは認めていますが、仮橋や仮設構造物の設置は、土木工事設計要領など国の基準に沿っている、今回の氾濫は自然災害と同様で、県の責任はないとして、補償は困難という答弁でありました。

私はこの答弁を受け、被害に遭われた方々を可能な限り訪問して答弁内容を伝え、内水氾濫の原因や被災の状況を聞き取ってまいりました。そして、7月に県庁の担当課を訪問し、県知事宛てに住民説明会を開き、被災者の声を聞き、誠意を持って対応すること、内水氾濫の原因は県道4車線化に伴う福富橋の仮橋の橋脚や導水管が川幅を狭くして大量のごみが流れをせき止め、用水路に逆流した人的災害であり、被災者へ損害補償を行うことを署名をもって申入れをしたところでありました。県知事は、その午後の記者会見の中で、県に責任はないとはいえ、住民に丁寧に説明すべきだと説明をしておりました。

改めて、県や町の説明や対応について、どう思われるか、納得できるものか等について被災者の方たちにお聞きしました。被災者の方たちは「県や町の説明は納得できない。明らかに、県道4車線化工事に伴う福富橋仮橋の橋脚や導水管があったことでごみが引っかかり、中身を遮ったことによるもので、自然災害ではないと、人災である」と、県に責任があるのは明らかで、町の対応にも不満を表しています。

7月29日に行われました災害復旧特別委員会で、妙見川豪雨出水のその後の経過報告が行われました。住民の主な意見として3点が上がっていました。

1点は、仮橋等の工事が関係ないとは思えない。2点目は、被害が出ない早期の対策。3点目は、補償は行えないのか。この3点でありました。この声は、率直な被災者の声であります。町はこの住民の意見は十分承知しているというふうに思っております。そして、被災された方には個別に説明を行っているとのことでありましたが、これで住民の方は納得したと考えているのでしょうか。納得していないのが現実であります。

町の理解を深めるために、何回も言いますが、被災者の声の大きな要因として、まず、橋脚と導水管——コールゲート管と言うそうですが、について、豪雨時に大量のごみ、特に木材、枝などがスムーズに流れる仕組みになっていたのか、地元の方は以前導水管を設置した後、木材が引っかかったことがあり、県の工事担当者に、洪水が起きたら大変なことになる、早急に撤去してくれと、こういうふうに求めたことがあるということです。すると県の担当者は、梅雨前には撤去すると説明をしておられたようです。これは、豪雨時にはごみなどが流れを阻害することがあ

ると十分認識していたのではないかというふうに思います。この導水管は氾濫直後すぐに撤去され、流れはスムーズになったと、地元の方はこうおっしゃってます。橋脚と導水管が流れを狭くし、ごみなどをせき止めたものだと、近所に住む地元の方は言われています。

このような状況は県道4車線化工事に伴うもので地元区長さんや被害に遭われた方は県の説明に納得はしておられない。あくまでも自然災害を盾に誠意ある対応がなされていない。町は県に追従する姿勢に終始しております。被災者の信頼を失っています。非常に残念な対応と言わざるを得ません。

次に、2点目の安永地区中井出雨水ポンプ場工事を急ぐことについて伺います。

なかなかポンプ場の工事が目に見える形で始まりません。地元の方は、仮橋は3月頃設置され、そして工事による通行禁止の予告もされていた。すぐに工事が始まるものと思っていたが、今なお始まった気配は見えない。安永地区の中井出は5月に妙見川が氾濫した際には、特に冠水は起きていませんでしたが、その後の豪雨により7月と8月に中井出が増水し、道路に冠水し、通行が遮断されてしまい、警察、消防車両が出動する事態となりました。

ポンプ場予定地に配置されている揚水ポンプを稼働させたことで冠水場所の水位も減少してきましたが、地元の方はこれから台風の時期になり、早期な工事完成を望んでいます。以上、1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の1点目、妙見川福富本村地区の内水氾濫の責任ははっきりしている、被災者の声を聞いても対応は変わらないかについてお答えをします。

近年の風水害は地球温暖化などの影響からこれまでとは少し傾向が異なる異常なパターンの災害が発生しているのではないかと考えております。直近では、梅雨明け後の、通常なら猛暑に見舞われる8月中旬から全国規模での記録的な大雨がありました。また、今年も平年より20日も早い5月15日に九州北部が梅雨入りし、御質問の5月17日の豪雨出水被害が発生しております。この出水により、福富本村地区におきまして、床上浸水が4棟、床下浸水が13棟、車両被害がバイクを含む29台といった被害が発生し、また、その被害が広範囲に及びましたことから、しっかりとその原因を究明するとともに、今後の対応に備えるために、県と共に調査を行ったところです。

この調査結果を基に、さきの6月定例会で妙見川の豪雨出水の原因は5月としては異例の豪雨であったこと、豪雨により上流から流れてきた大量のごみであることを申し上げました。

その後、地元区長をはじめ、被害に遭われた皆様方に県と町で調査結果などについて説明をさせていただいたところです。説明は6月7日から8月22日にかけて12世帯の方々に個別に説明を行うなど、丁寧な対応に努めてまいりました。

被害に遭われた住民の方からは、そのような説明は納得できない、人災ではないか、補償を求めるといった声もいただいております。しかしながら、今回の妙見川における被災原因は、5月としては異例な豪雨であったことなどによるものであり、その他の自然災害と同じような原因です。このため、その他の自然災害と同様に補償は困難であることを誠意を持って丁寧に説明をさせて

いただいたところであり、今後も県と共に真摯に対応をまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、安永地区中井出雨水ポンプ場工事を急ぐことについてお答えします。

雨水ポンプ場の工事は大きく分けて、ポンプなどを据え付ける本体の造成工事とポンプ、除塵機などの機械及び電気設備工事、建屋などの建築工事です。安永地区中井出ポンプ場につきましては、現在、ポンプ場建設予定地の地盤改良を含む造成工事に着手し、9月3日にポンプ、除塵機などを含む、機械及び電気設備工事の公告を行っております。その後、建屋などの建築工事を発注し、来年度前半の完成を目指し整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今、1回目の答弁を伺いました。答弁では、内水氾濫は調査の結果、原因は5月としては異例な豪雨として、自然災害と同じ原因だ、町は県と共に被災者の方たちに個別に説明を行い、丁寧な対応に努めてきたとのことですが、被災者の方たちからは、そのような説明は納得できない、人災ではないか、補償を求める、こういう声もあったと、このような答弁と受け取りました。

私は、被災者の方たちの率直な気持ちや思いはよく理解できます。なぜならば、直接、地元の方とお会いして思いを聞いているからであります。地元の方は以前から次のような要望を町に伝えていると言われております。4点ほどあります。

1点目、本村地区用水路には地区の北側に広範囲に降った雨水が、この用水路に集中しており、大雨の際は用水路の水かさが増え、越水するのではと不安である。地区の北側に雨水を直接妙見川に流すようにルートの見直し、変更を求めているというようなことであります。

2点目、浸水した地区には揚水ポンプの準備はしてあるものの、妙見川に排水したとしても、再び用水に逆流するので効果はあるのか。フラップゲート、揚水ポンプで効果があるのであれば工事を急いでほしい。私が訪問したときも、この揚水ポンプの機械が新しいものが設置してありましたが、配備等については、接続をされておらず、稼働はしておられませんでした。

3点目、誰が考えても、福富橋の仮橋橋脚に導水管があったことで、ごみがたまり、流れを遮る、用水に逆流したことで内水氾濫を起こした。

4点目、用水路の水位が道路と同じ高さになったら、赤色灯が稼働するように計画しているようだが、夜中寝ているときに赤色灯が回っても気づかないのではないかと。地元の人が、警報ブザーのほうが効果があるのではないかと、このような意見を言われておりました。

私が思うに、疑問な点は、異常な豪雨の認定として、過去5か年間の11月から5月の非出水期——雨の少ないとき、1時間最大雨量の34ミリを上回った45.5ミリとのことですが、なぜ雨量の少ない時期と比較をするのか、それが基準になぜなるのか。45.5ミリを異例の豪雨と言いますけれども、私のそばの秋津川も危険水位には至っておらず、安永地区中井出は冠水しておりません。

ほかにも被災者の方の意見は聞いていますが、これらをまとめますと、4車線化工事は数年にわたる工事であるから豪雨時期の雨量に対応できる設計で行うべきである。国の設計要綱は今の豪雨に対応できていないと言える。氾濫後に導水管を撤去したことで流れがスムーズとなり、水

位が下がった。その導水管は梅雨前に撤去すると説明をしたことでありましたが、梅雨入りは5月15日に発表されています。

県は梅雨入りしたとしてもすぐに撤去せず、安易に考えていたことなどが要因であった。地元で浸水被害を起こしています。さらに、要因の一つとして、上流から流れてきた大量のごみがあります。豪雨時期に備え、河川管理は町にも責任があるのではないかと、町の責任は全くないと言い切れないのではないかと、このように思います。

新聞報道にも記事が出ましたが、若い妊婦の方にお会いしました。子どもができるので、子育ては益城町でしたいと、水害の2週間前にアパートの1階ですけども、引っ越しをしました。床上浸水になるとは信じられず、隣人に声をかけられ、アパートの2階部分に避難をした。車は浸水をして廃棄、保険に入っていたので補填することができた。1か月間ホテル等に住んで、中の清掃が終わった後、1か月後ようやく戻ることができたというふうにおっしゃっていました。

別の被災者は、床下浸水でしたが、駐車場に停めていた車が3台水没、2台修理と1台の廃車で、買換え800万円の損失。別の床上浸水のお宅では、車3台を廃棄し、買換えにも800万円被害を受けた。浸水した部屋の壁の貼り替えで500万円ほど出費があった。

このように浸水被害は多岐にわたって起きています。町はこれら被災者の声を真摯に受け止めて、被災者の住民目線に立ち、県に追随せず、住民が納得できる対応を求めます。そうしないと町民の信頼を失うことになるのではないのでしょうか。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の2回目の1点目、県の対応は安易であったとともに浸水被害の要因の一つが上流から流れてきた大量のごみで、町も河川の管理を怠っていたのではないかについてお答えします。

初めに、県が豪雨出水に対しまして安易に考えていたとの御指摘につきましては、これまで答弁したとおり、県は国の設計要領などに基づいて河川工事を行っており、自然災害が原因であると認識をしております。また、河川の管理についてですが、通常、管理の対象となる範囲は川の流れの部分や護岸、堤防などといった、いわゆる河川区域と言われる区域となります。この区域に土砂が堆積し雑草が繁茂している場合は、河川の流水を流す能力の確保や環境保全の観点から河川管理者が土砂を撤去したりします。

一方で、河川には河川区域以外に流域という考え方がありますが、これはそこに降った雨が ある一つの河川に流れ込む一定の広がりを持った区域のことです。この流域では様々な形で土地利用がなされているため、ごみとなるものも多く存在します。今回の豪雨で橋げたに引っかかったごみは、何か特定の大きなものではなく、通常は河川内に存在しないと思われる緑の枝葉のついた竹や木、ビニール、これに枯れた草木がまとわりついたような状態のものでした。このようなことから、通常の雨では流れてこないようなものが豪雨で流れてきているものであり、河川の管理において想定できない状況であったと考えております。

次に、御質問の2回目の2点目、町はこれらの被災者の声を真摯に受け止めて住民目線に立ち、県に追随せずに、住民が納得できる対応を求めるについてお答えをします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町としましては被害に遭われた皆様方に個別に説明を行うなど丁寧な対応に努めてまいりました。被害に遭われた住民の方からは、納得できない、人災ではないか、補償を求めるといった声もいただいております。しかしながら、今回の妙見川における被災原因は、5月としては異例な豪雨であったことによるもので、その他の自然災害での対応を超えるような対応を行うことは困難です。このようなことにつきまして、住民の皆様にご理解をいただけるよう、今後もお一人お一人の声に耳を傾けながら真摯に説明を行うなど丁寧な対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 最後の質問になります。ちょっと嫌みになるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

広報ましき9月号に「町長のちょっと一言」に、災害発生時に想定外だとならないように備えをとの談話が載っています。8月の降雨については、安永中井出地区、福富入道本村地区では水路の水位が上がり続けたため、連日排水作業を行い、結果、大きな被害が発生しなかったことにほっとしています、こういうふうに書かれています。災害発生時に想定外とならないようにしっかり対応していくとも述べています。

実は、この記事を読んだ町民の方から私に連絡が入りました。町長の「大きな被害が起きなかったことにほっとしている」。5月に起きた福富本村地区の災害について一言も触れていない。何を考えているんだろうかという声でした。さらに、被災者の方たちは、町長は現地に見にきていない。自分たちのことを何とと思っているのだろうか。5月の浸水災害について意に介していない姿勢では、町民に寄り添った町の運営はできないのではないのでしょうか。これらの声に町長はどう考えているのか、最後の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の3回目の御質問にお答えします。

これは「想定外にならないように」というのが、今回の被災原因というのが異例の豪雨であったということになっておりますが、これはコロナも一緒です。やはり想定できる分は全て想定してやっていきたいというのが私の考えでございます。また、この日、大雨が降った日についても、連絡は私のほうに来ておまして、すぐ出る、現場に行くということで対応をしたんですが、現場のほうからも、今、対応しておりますということで、私自身も現場主義ですので、朝からすぐ現場を見にいったような状況もあります。そういったことで現場も確認をしておりますし、今後もやはりしっかりと、「想定外にならないように」というのは私のモットーでもありますので、コロナについても、様々な災害についても、しっかり今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から開きます。

---

休憩 午前11時52分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を再開します。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは。9番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

さて、東京オリンピック・パラリンピックも終わり、精いっぱいのパフォーマンスと感動をたくさんの方の皆さんからいただきました。また、益城町からも二人の選手が出場されました。一人は企業団でバドミントンの山口茜選手、もう一人は福田校区出身の安尾笑さんの車椅子バスケット、お二人ともおめでとうでございます。アスリートの皆さん方のものすごい競技を見せてもらいました。体の不自由な中で格闘技と見まがうごとき奮闘は、見ていて感動と涙を禁じ得ませんでした。ありがとうございました。

昨今、コロナ情報に翻弄されている中で、第4波なのか第5波なのか、新型デルタ株ウイルスの猛威が迫っていますが、これは政府がどうのこうのという問題ではなく、我々一人一人の意識の持ちようだと思います。もっと、直接、命の危険が本人に迫っているんだという意識の共有を持つようにSNSで発信してほしいと思われ。総理は下を向いて原稿を読むばかり。都知事はパフォーマンスばかりじゃ誰もいうことを聞きません。

このオリパラ選手の皆さんは、コロナ禍の中でモチベーションを維持するのに大変だったと思います。我々はこの人たちの100分の1でいいから自分の命を自分で守るんだということにしっかりと自覚を持って対応していかななくてはならない。まだまだ続くコロナ変異株との戦いを勝ち抜くためには。早く全ての若年層の町民の皆さんにワクチン接種が粛々と行われることを願っております。

さて、今回の一般質問は、通告していた質問事項の一つ目、恒久的な、津森、福田、飯野地区の山間部の過疎対策に対する具体的な施策はあるのか、二つ目、子どもの貧困対策について、以上、二つの項目について質問させていただきます。

さて、せっかくの議会傍聴が新型コロナウイルス対策において、今回もモニター越しとなることを残念に思います。また、日頃から町政に御理解いただき感謝しております。熊日さん、本日は御足労です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

本日は、私を含めて5人の質問ということで、午前中頑張って3人の方が終わりました。私もできる限り短くしたいと思いますので、町長、答弁のほうを端的によりしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問に移らせていただきます。

通告していた一つ目の質問ですが、津森、福田、飯野地区の山間部の恒久的な過疎化に対する施策について伺いたい。さきに蒲島知事が言っておられた創造的復興とは、町の中心部だけに反映する呼びかけなのか、過疎化に悩む中山間地には反映しない施策なのか。町全体の復興に寄与



すべき事項だと思う。

今、本町は、高森線4車線化工事は驚くほどのスピードで復興している。また、庁舎工事も再来年の完成を目指して基礎工事に着手しており、町の中心部の区画整理事業の核となる事業母体である。また、西地区の益城台地西土地区画整理事業も、先日、調印式が正式に行われたと聞く。ますます町の中心部は発展していくことであろう。

それに引換え、津森、福田、飯野地区であるが、どうであろう。一部の人口増加は見られるが、抜本的な過疎対策にはなっていない。飯野地区は、高山スマートインターができたことで、いろんな選択肢が増えていくことが望めるだろう。津森、福田については全く白紙状態である。

この前、湖池屋が給食センター隣に来てくれましたが、本当は津森か福田に来てほしかった。津森は飛行場の隣の高遊原台地を持っている。福田にはマミコウロード沿いの台地がある。企業誘致には道路整備とインフラの整備が不可欠となる。

昨日、同僚議員が国道443号線の高山から益城間を4車線化にしてくれないかと質問がありましたが、まさにそのとおりである。県の大空港構想に伴い、JRの引込みや空港民営化に伴い、空港ビル的大型化と商業施設の大規模展開を考えているという。このようなことを踏まえて、益城の幹線道路の東西線、熊本高森線と南北線、国道443号の4車線化が国体道路まで完成すれば本町の復興に大きく貢献するであろうと思われ、このことは県と連携し、しっかりと実現に向けた方向性を確立していただきたい。また、そのことにより、津森、福田地区に企業誘致する際にもそのことが好条件となり、大きく影響してくることが予想される。

今、国道443号線の赤井地区から町道を通って、畑の中、田んぼの中ですが、畑中、田中、平田、それからマミコウロード、グランメッセ線に上り、西原とか大津への朝晩の通勤者が大幅に増えて、子どもたちの通学に非常に影響を与えています。畑中の第五保育所のところの交差点は事故が起きないのが不思議なぐらいであります。ここは実際には死亡事故が起きています。ただ、事故当日死亡されて死亡となったわけじゃなくて、人身事故で入院されて、数か月後にそれが原因で死亡されました。車とバイクの衝突事故でした。

その頃から、交通安全協会ですか、そこへ行って信号をつけてくれと依頼をしていました。それで交通量調査をやっていたんですが、信号をつけるにはちょっと少ないと言われました。その当時はですね。今はまた増えてます。だから、ここをもう1回調査をやっていたらこうと思います。以前から区長さんより、ここは非常に怖い場所だから、点滅信号でもいいからつけてくれないかと依頼があっておりましたが、いまだに実現していない状況です。

通勤者というものは、一度近道を見つけると、朝の短い時間で自分の会社まで行くのに、なかなかほかのルートには変更できません。万が一、何かあったら遅刻します。だから1回決めたルートで、ここは近道だというと、その道をほとんど使います。ということは、この町道下陳畑中線は、増えることはあってもまず減ることは考えられません。

この町道は、数十年前、川口前町長のときに国の整備補助事業で、畑中から田中まで片側歩道つきの道路として整備されています。畑中の交差点から福田のグラウンドのところまで、きれいに歩道つきで同じ幅で整備してあります。こういう道路をするためには、今、都市計画マスター

プラン等により計画整備していかないと、この事業はなかなかできるものではないと思います。今の残り部分を整備して畑中からマミコウロードまで整備してもらえないか。ぜひ実現していただきたい。それがひいては福田校区に企業誘致の原動力となるのではないかと思う。湖池屋のような生産工場の誘致ができるなら、山間部の過疎化に少しでもブレーキ効果があるのではないか。

町長、益城町は木山・広安校区だけではない。もっと町周辺の開発にも力を注いでほしい。知事が言っている創造的復興とは何か、よく考えてほしい。ただ地震から宅地復旧・復興するのではなく、これから必要になってくる道路の整備が地域の創造的復興の起爆剤となり、過疎対策の施策につながることを祈っています。

一つ、中山間地への過疎対策として、津森地区の高遊原大地に大空港を想定した企業の誘致、二つ、福田地区のマミコウロード近辺に生産性のある企業の誘致、三つ、下陳畑中線の道路改良工事は喫緊の課題である。やるのか。

以上3点、町長の見解を伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問の1点目、中山間地の過疎対策として、津森地区の高遊原地区に大空港を想定した企業誘致の取組と、2点目、福田地区のマミコウロード近辺に生産性のある企業の誘致については関連がございますので、併せてお答えします。

企業誘致につきましては、本町の創造的復興の大きな柱の一つに位置づけ、私自身がトップセールスを行うなど重点的に取組を進めているところです。企業の進出により、税収増加などの経済的な効果に加え、地域の雇用創出といった効果が生まれ、地域が活性化することで過疎対策にもつながるものと考えております。

企業を誘致するためには立地していただくための土地が必要となりますが、市街化区域には適地がないことから、市街化調整区域において産業用地を確保する必要があります。このため、都市計画マスタープランにおいては、空港やインターチェンジ周辺を新産業拠点、これらを結ぶ広域幹線道路を産業形成軸に位置づけ、この拠点を中心に企業誘致の取組を進めているところです。

津森地区におきましては、テクノロジーパークから高遊原地区周辺を産業用地として位置づけており、昨年度から適地調査も進めているところです。

また、県では、大空港構想におきまして、新たな空港ターミナルビルの建設による魅力向上や鉄道整備によるアクセス改善に取り組まれるとともに、UXプロジェクトとして空港周辺に新たな産業、企業の集積を進めるための拠点整備を検討されております。今後、県が進める大空港構想やUXプロジェクトとも連携し、空港周辺という利点を生かした企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

一方、福田地区におきましては、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点としての位置づけはなく、大部分を土地利用保全エリアとして位置づけております。このため、議員御質問のマミコウロード周辺におきましても、これまで企業誘致に向けたインフラ整備などは行っておりませんが、空港からのアクセスがよく、自然環境もよいことから、こうした環境を生かせる企業などの誘致場所として可能性があるのではないかと考えております。このため、県東京事務所など

と連携して企業の情報収集に努め、企業の動向なども踏まえた上で、福田地区へのどのような企業が呼び込めるのかしっかりと研究させていただき、必要に応じて産業用地への用途変更も視野に入れて取り組んでまいります。

いずれにしても、各地区の特徴を生かした拠点の整備や拠点機能の誘導を行っていくことは、町の総合計画においても基本方針として定めており、町中心部のみならず、中山間地におきましても、それぞれの特徴に合った土地利用の促進や企業誘致などに取り組んでまいります。

一つ目の御質問の3点目、下陳畑中線の道路改良は喫緊の課題であるについてお答えします。

議員御指摘の下陳畑中線は金山川にかかる工津橋から県道益城矢部線までに全町約2.8キロメートルで津森校区と福田校区をつなぐ主要な道路であります。このようなことから、昭和50年代から平成の初頭にかけて国の補助を受け、歩道設置を含む道路改良事業として整備を進めてまいりました。車道は路肩を含め5.5メートル、歩道は1.5メートルという規格で整備を行い、福田グラウンド入り口付近から県道益城矢部線までの区間約600メートルがこの規格で整備を完了しております。

当時、本町としましては積極的に事業を進めておりましたが、道路沿線には農家が多く、農作業に必要な庭先を道路用地として提供いただくことが難しいケースが多々あり、道路用地の買収が停滞しましたことから、事業期間が長期化するとの判断により、事業の継続に一旦の区切りをつけた経緯があります。しかし、そのような状況ではありましたが、平成13年度から平成23年にかけて、歩道設置はできなかったものの通行車両が離合できるよう局部的な拡幅工事を行っております。議員御指摘の道路改良につきましては、道路の利用状況や今後の見通し、通行車両の離合の状況などを見極めながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 町長、下陳畑中線の改良工事は何か答弁が少し重いように感じます。町長、ここは昔、往還といってバスが通る、福田と平田の主要道路であったわけです。これは地域住民の総意であるということをお願いしたい。

この事案に対して、ここにおられる執行部の皆さん方は誰も反対される方はいないと思います。どうですか。町長の英断を待っています。

次に、2回目の質問です。

先週の新聞を見て驚きました。「脱プラのストロー生産へ」という見出しで、アミカテラという東京の企業が益城町の工業団地で素材から製品までの生産体制を整えるとありました。しかも、ストローの素材が竹ということです。同社の生分解性素材モデルは、竹や樹皮などの植物繊維が主原料で、耐久性があり、土中や海中で自然分解するという、まさにこれからの環境に優しい時代に特化した企業ではないか。非常に喜ばしい。さらに、原料が竹、樹皮となると、我々福田地区にもってこいじゃないか。今後こういった企業の誘致をさらにアピールして、マミコウロード付近空いてます。誘致をよろしく願います。

こういった企業誘致が過疎化対策に非常に有効である。町長の先見性のある目で、これからさ

らなる飛躍するであろう地域構想を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番衆議員の一つ目の御質問の2回目、竹、樹皮を原料とした製品を製造するアミカテラのような企業のマミコウロード付近への誘致についてお答えをします。

株式会社アミカテラ様と本町は令和2年1月に立地協定を締結し、同社にとって初となる国内工場が広崎の熊本総合団地内に整備をされております。この工場では竹や樹皮などの植物繊維を原料としたストローなど、プラスチックの代替品となる製品を開発、製造されると伺っております。これらの製品は自然環境において分解されることから、プラスチックごみによる環境汚染の改善につながるものであり、このような製品は持続可能な開発目標を掲げたSDGsの観点からも重要で、今後成長が期待される場所です。

マミコウロード付近を含め、自然が豊かな本町では、アミカテラ様のように自然素材を活用した製品を開発、製造される企業にとりまして魅力的な場所となり得ると考えております。県東京事務所などと連携して企業の情報収集に努め、この自然豊かな益城町において、共に地域を支えていただける企業の発掘、誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 衆議員。

○9番（榮 正敏君） このアミカテラ、これからの過疎化に対する重要な企業だと思っております。こういった企業をぜひ、狭い福田の台地にもできるような企業を誘致することをお願いしておきます。税収と職域が広がっていくことで、非常に過疎化に対する貢献度はあると思います。よろしく申し上げます。

二つ目の質問です。子どもの貧困対策について質問します。

前回の6月議会でもヤングケアラーについて質問したが、今回は、本町には高校がないが、高校生のバイトや貧困家庭における生徒の生活状況の追跡調査や就職に至るまでの支援体制等は全て町外の高校に任せっきりののか、負のスパイラルに落ち込んでいないのか伺いたい。

ヤングケアラーの問題の中で、高校生のアルバイトの問題は深刻な状況下にあると聞く。普通のバイトは携帯料金や自分の小遣いの確保が主ですが、ヤングケアラーの問題を抱えている生徒は、まさに親に代わり、生活費を稼がなくてはならない。家賃や電気、水道、ガスの経費、食費と、一つも譲れない問題を抱えておる。そのことを友達に隠して学校に行き、夕方4時から夜中の11時頃までフル稼働でバイトしています。とても帰って勉強をするということは難しいと思う。学力があっても授業についていけない。結局、卒業するだけで、大学やいい会社に就職できない。まさに負のスパイラルです。このような生徒に何か行政として支援できないのか。

このヤングケアラーの問題は、6月に政府が発表してまだ間もなく、いろいろと解決していかなければならない問題が山積していると思う。まずは手始めに、ヤングケアラーに該当しているかどうか、また、小中学校からの高校までの追跡調査はできているのか、町長に伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番衆議員の二つ目の御質問、高校生のアルバイトや貧困家庭における

生徒の生活状況の追跡調査や就職に至るまでの支援体制などは全て町外の高校に任せっきりのか、負のスパイラルに落ち込んでいないのかについてお答えをします。

6月定例会での議員御質問の際に答弁しましたとおり、本町のヤングケアラーの実態としましては、要保護児童対策地域協議会を通して9件のケースを把握しているところです。そのうち対象者が高校生であるケースは3件でございます。

このような昨今のヤングケアラーをはじめとした児童生徒に係る諸問題への対応につきましては、日頃から学校現場で専門的支援を行うスクールソーシャルワーカーの協力が重要であると考えております。このスクールソーシャルワーカーは、県から各小中学校だけでなく高校へも派遣されており、児童生徒の諸問題について随時、町とも情報共有を行っております。また、要保護児童対策地域協議会にも参加いただいております。協議会で支援している生徒に関しましては、特に綿密に情報交換等を行っております。

先日とも県内高校から情報提供があり、スクールソーシャルワーカーと連携して具体的な支援に向けて動き出している事例がございます。このような状況から、本町に高校がないことで子どもたちへの支援が不足するということはないと認識しております。

今後も要保護児童対策地域協議会を通して、ヤングケアラーとなり得るケースの事前把握、状況の改善に向けた支援に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーをはじめ、関係機関との連携を図りながらヤングケアラー問題に取り組む体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 全体で9件、高校は3件ということでした。多いか少ないかはまだ判断できませんが、このヤングケアラーの高校生を取り巻く環境は、より複雑になってきております。中学生までは行動範囲が学校と家の近所ということもあり、意外と隣近所や友達の目が利いていると思われる。高校生ともなると、そうはいかない。行動範囲も広いが、まず時間帯が違ってきます。皆が寝静まった時間でも働いているから。そうしないと家庭が崩壊するし、学校にも行けなくなる。言い方は悪いですけど、金の心配なく学校に行き、携帯使い放題の一般学生とは意識が違う。死に物狂いの葛藤があると思う。

このような生活環境が少しでも改善するための方法とか、手助けをする行政の施策、また、就業あっせん等、スクールソーシャルワーカーの存在は聞いたが、どのような職業の経緯がある人たちなのか、何か特別な資格や特別な拘束力とか権限を与えられている人たちなのか、また、益城町には何人派遣されているのか伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の二つ目の御質問の2回目、生活環境を少しでも改善するための方法や手助けをする行政の政策、また、就業あっせんなどについて、また、スクールソーシャルワーカーはどのような職業の人たちなのか、どのような権限を与えられている人なのか、また、益城町に何人派遣されているのかについてお答えします。

スクールソーシャルワーカーは、現在、上益城教育事務所に本町の担当として1名の方が配置

され、各学校の申請に応じて派遣されております。精神保健福祉士または社会福祉士の資格を有し、教育と福祉をつなぐ役割を担っておられます。課題を抱える児童生徒が置かれている様々な環境に着目して、必要な働きかけを行いますとともに、学校や家庭、関係機関などとの連携を強化することにより、児童生徒の課題解決に取り組んでおられます。

議員御指摘の職業あっせんにつきましては、それを直接の業務とはされておりませんが、事案によりましては、ハローワークなどとも連携して対応されるケースもあると伺っております。また、さきの答弁で申し上げましたとおり、スクールソーシャルワーカーには要保護児童対策地域協議会にも参加いただいております、町内の保育所、幼稚園、小中学校をはじめ、社会福祉協議会や児童相談所などとも適宜情報交換をしながら、児童生徒の生活環境の改善に取り組んでいただいております。

ヤングケアラーが生じる原因やその解決策は、それぞれの家庭が置かれた状況によって様々でありますことから、今後も地域からの情報提供や教育現場での問題行動を通じた早期把握に努めますとともに、スクールソーシャルワーカーなど、教育や福祉をはじめとした複数の分野を結ぶ方の協力を得ながらそれぞれの家庭環境の把握に努め、保護者に対するケアなどを含めた適切な支援につなげることで課題を抱える子どもたちの負担を軽減できるよう、関係者一体となって取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 上益城郡内に一人ですか。多いとは言いませんね。

今、重要なのは、これから世代を背負っていく若者たちの将来に光を見いだせるような施策の展開をお願いします。今やらなければ間に合わないことは今やってほしい。以上、私の一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開します。

---

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。11番野田でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきました。大変感謝をしております。

昨日、今日と2日間にわたる9名の議員の方々一般質問をされてきました。私が最後となります。しっかりと質問をしたいと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。

また、今回は多くの町民の方々の疑問の声が多く寄せられておりますので、それにつきましてしっかりと質問をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、質問席に移りたいと思います。

それでは、今回、2点質問をさせていただくよう通告をしております。まず、新庁舎建設工事に関する建設発生土の処分に関する問題の質問でございます。

皆さん、質問された方は短くまとめられておりましたけれども、もしかして私は少し長くなるかもしれませんので、趣旨について、まず簡潔に、聞きたいところを一言でお尋ねしておきます。

今回、益城町町議会の議員が町の工事により約5,000万円もの財産的利益を得て、さらに、近い将来、1億円以上の財産的利益を確定させようとしている。このことについて、法律的、倫理的に町長はいかが考えておられるか。多くの町民は納得しておられないのではないかとということです。あまりにも簡潔な質問になりますので、今から中身について、一つ一つお尋ねをしていきたいと思います。

今回の問題の発端となりましたのが、益城町の新庁舎建設工事における残土の処理・処分を議員と町長が内密に話をして、設計段階から議員所有の土地に決めたのではないかとということに対し、疑義が生じておりました。そして、結果として、町に対し、追加議案ということで1,500万円もの損失を与えてるのではないかとというものであります。

前回の議会でも質問をさせていただいておりますので、今回は、開示請求をさせていただいております。約3,000枚、3,000ページに及ぶ文章をいただいておりますので、その中からピックアップいたしまして、今回また、新たな問題になった部分について、新たに町長にお尋ねをしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、新庁舎建設工事における建設発生土の処分に関する問題、どういうことか、何が起きたのか、先ほど来、申しておりましたとおり、令和3年5月13日の臨時議会におきまして、工事請負契約の変更についてという議案が出されました。その中で、益城町新庁舎事業における建設発生土の処分に関し、約2,000万円もの増額を認めていただきたいというふうな議会への上程でございました。

今回、何が問題になっているかといいますと、場所の選定の方法、まず、場所の選定の方法です。次に、場所の選定をされた受入地側の不備、そして、その残土の処分費、費用です、お金。そして、その造成になった土地の財産的価値が大きな問題になってくるというふうに理解をしております。

それでは、質問のほうをさせていただきます。

まず、選定場所についてですけれども、町長は新庁舎建設事業の工事発注前に当議会の議員と土砂処分に関する覚書というのを交わしていらっしゃいます。内容については、これですけれども、これは開示請求でいただいた分です。ここに、町長西村博則と、下2名は伏せてありますけれども、1名が当議会の議員ということになっておりますが、これは町長が交わした分で間違いないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

この覚書ですけれども、これは工事の発注前、設計の段階で交わされたものです。日にちは令和2年11月13日になっております。

町長、一つお尋ねしておきたいんですけれども、覚書というのは一般的には簡易な契約、簡潔

な内容の契約書という御認識はありますでしょうか。これは、一般的に覚書と打っていただくと、そういうふうに出てくるものであります。つまり、覚書イコール契約書、町長は工事発注前に当議会議員と残土の処分に関する契約を交わしているということになる。一般的に、ここに土木審議監等の詳しい方もいらっしゃるんですけど、契約に関しては、いろんな契約があると思う。一般的には、競争入札による契約であったり随意契約であったりいろいろあると。この契約についてどのような認識を持っておられるのか。一般的には随意契約になってしまっていると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

さて、場所のことを言っておりますけれども、今日初めて聞かれた方はどこの場所か分からないと思いますので、場所について説明をさせていただきますが、当議員が所有されていた田畑の場所というのが、先ほど午前中に同僚議員のほうから、小池竜田線のバイパス沿線を活用したらどうかという質問があり、町長も産業用候補地として用途区分を変更し、今から活用していきたいと言われたところの沿線沿いでありまして。そこに約3,000坪——1万平方メートルの土地、田畑があったという場所が、まず場所でございます。その場所に建設発生土の受入れに関する覚書というものを工事発注前に交わされているということについて、この契約自体がどういう認識でおられるのか、随意契約であるならば、これは法的にいかがなものになるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、場所の選定ですけれども、ほかになかったのかということですが。多分、町長は当初の設計金額が約2億円を超していたと。それが1億数千万円に少なくなったから、別に場所はどこでもよかったんだというふうに認識されているということであれば、逆に言えば、当初が高過ぎたんだと。当初は、たしか益城町から40キロ圏外での設計、資料、要するに単価が全然違うわけですね。となっておりましたけれども、それを10キロ圏内に、庁内で決めたからいいんじゃないかというお話をされるかもしれませんが、それはそれとして、今回の覚書について、どういう認識をされているのかについて質問を第1点にしたいと思います。

次に、受入れ側の不備。何を言っているかということ、先ほどお話をしました追加議案で2,000万円の増額になっております。この2,000万円の増額費用のうち約1,500万円は当議員所有の小池地区にある残土処理場が受入れをできないために、甲佐にある残土処理場を利用した、要するに距離が遠くなったために増えた分のお金でございます。

建設発生土の処分地について、受入れ方から、建設発生土の受入れ申込書というのを提出してあります。これです。受入れ申込書。これには町長、前副町長、その他課長、総務課長、全て印鑑が押してありますし、その起案書というのも出してあります。

この日にちは令和2年11月4日です。令和2年11月4日。何て書いてあるかということですが、けれども、「建設発生土について下記のとおり申込みます」。建設発生土について下記のとおり申込みます。受入地の所在地は黒塗りしてありますけれども、益城町、まあ小池です。議員所有の土地です。受入地の面積は9,787.91平米、約1万平方です。3,000坪。受入れ可能土量2万5,000立米から3万立米。今回、ここに残土処分されたのは1万7,313立米です。

受入れ可能期間。ここを見ていただきたいんですけど、受入れ可能期間は令和2年12月1日。



令和2年12月1日から令和3年11月30日。要するに、覚書を交わして受入地側は令和2年12月1日から受入れますよということをここに申込書ではうたっていると。

そして、処分地の所有権は自分にあつて、受入れ費用については有償、要するにお金がかかりますよ。1立米当たり600円ですよ、消費税は別ですよというのを提出してあります。

これは、受入地側、要するに当議員側から町のほうに出された書類、それに対する起案書——町のほうが分かりましたと執行部のほうで回しましょうということで起案をして、判こを押してある書類ですね。

要するに、この2番目の質問で何を言いたいかというのは、受入れ可能期間が令和2年12月1日となってるんです。では、実際に受入れが始まったのはいつからだろうかと。これは令和2年の2月8日です。令和2年の2月8日。理由については、受入地側の乗り入れであったり、埋蔵文化財の調査であったり、要するに多くの受入のための申請にかかる時間が2月8日までかかったということです。その中で、工事は始まっておりますが、益城町の工事仕様書の中で、小池に捨てなさい、小池に残土処理をなさいという仕様書、要するに規定を設けております。

受注業者は、それが捨てる場所がない、どうしようかという御相談をしております、益城町にですね。その内容についてですけども、まず、小池の残土処理場について、雨天日、要するに雨が降ったら受入は不可ですよ、雨が降ったら受入れませんよと、まず言われてる。そして1日500立米以上は受入れませんよ。1日最大500立米ですよ。要するに、受注業者は困って、多くの課題について役場にどうしたらいいものかという御相談をしております。そこで出てきたのが第2候補地、要するに甲佐、そこで値段が1,500万円以上上がったということ。いわゆる1,500万円上がった分はもともと受入れるという受入地側が12月1日からできますよというのを2月中旬まで延ばした結果、益城町は困って、第2候補地まで持って行ってくださいと。

そこで、第2候補地で、これは審議監のほうにお尋ねしてもいいんですけど、第2候補地では、距離が長くなった分の増額を認めております。建設工事の受注者は、これ、協議書の中にあつたんですけど、自社関連の残土処分場を持ってありますと。距離は甲佐とほぼほぼ変わりません。甲佐が約18キロ、そこが20キロぐらいなので、2キロぐらいですね、変わっても。そこに処分したら駄目ですかというふうにお尋ねしてるんですね、益城町に対して。それに対する答えは、増額できませんよという答えが返ってきています。これは協議書の中を確認していただければ結構ですけども、甲佐の第2候補地は増額して、自社の場所は距離が同じでも増額できないというのは、これはいかななものなのでしょうか。

元来、雨天、雨の日に受入れることができない処分場というものはいかななものなのでしょうか。町長のお考え。そして1日500立米しか受けられませんよと、そういうところを覚書、要するに契約を交わして、建設業者に、そこしか捨てられないからということを設計段階から言った町の姿勢というものはいかななものなのであろうかと、町長にお尋ねしなければならないところです。それについての回答をよろしく願いいたします。

一つ、大事なことを言い忘れてました。先ほどの選定場所について、覚書を交わした契約だというふうには認識はありますかということをお尋ねしたんですけども、一般的に熊本市辺りは、

3,000立米を超える残土処理については公募をかけるんですね。要するに、土地が必要な方いませんか、もしるのであれば申し出てください、それが一般的です。まあ、どこの市町村でも一般的だと思いますけれども、益城町がなぜやってないのか。私は担当課が知らなかったのかなと思ったんですけれども、そうではありませんでした。担当課は、熊本市の一般公募に関する資料というのをちゃんと持ってたんですね、資料として。なのに、なのにですよ、随意契約覚書というものを交わして、当議員の残土処分場を設計書に、仕様書として記載したというのは、これはいかなものだろうかということでもあります。

いいですか。選定場所について、ほかになかったのか。あったんですよね、実際は。来られた建設工事屋さんも自分のとこに持っておられたんですよ。ただ、そこには捨てに行けなかったんです。それは、町長、誰かが町長とか議員を付度したのかと思っておりませんが、いかがでしょうか。

まず、一つ目、選定場所についていかがですか。ほかになかったんですか。建設場所の受入れに関する覚書については、これは契約ですよ、随意契約に当たりませんか。随意契約であれば、益城町はきちんとした契約の方法というのがありますよね。それに対してどうお考えですか。という分が一つ目。

二つ目が、受入地側に不備はなかったのか。12月1日から受入れになりますよというふうに出しておいて、実際は2月8日ですよ。約2か月以上も受けることができなかった。そして雨の日は受入れられませんよ。そして1日500立米までですよ。そして立米600円ですよ、それ以上はまけられませんよ、失礼しました。この、それ以上まけられませんよというのは、協議書の段階で建設会社と民間の受入れ側がお話をしたときに、そういうふうに言われたということが書いてあったので、すみません、それ以上はまけませんよというふうに言ってしまいました。要するに、受入地側に不備があったのを、どういうふうに思ってるんですかということですね。2点目。

3点目が、処分費についてです。残土処分について、うちの議会は全員協議会とか議員の皆さんが集まって議員同士で話をするという場がございます。その場の中で当事者の議員は、お金はもらってないよとおっしゃったんですけれども、その真偽についてどうなのかと。もし、もらってないということであれば、覚書という契約を交わして、お金を払わないことが可能かと。これは審議監でもいいです、お答えいただきたいと思います。実際、設計書にもうたってますよね。立米600円の残土処分費を払いますと。それを建設会社が——益城町は建設会社に払いますから、その建設会社はその契約先、残土処分場を持っておられる方に支払わないことがあるのか、ないのかということをお答えしていただいてもいいですか。

先ほど言いましたように、支払う、支払わないの前に、受入地には立米600円有償ですよと書いてあるし、おまけに1円もまけませんよという協議書があるんですけれども、それでも払ってないのかということについては、もし払ったということであれば、きちんとそう説明していただいてもよろしいでしょうか。

さらに、もし支払いが少なかったりとかしたら、その分についてはどうなるのか。それが3点目ですね。

4点目、これは仮設費の敷鉄板というのがあるんですけども、これは審議監にお尋ねしてもいいんですけども、当初の処分場というのは道路より約2メートルほど低い田んぼでした。そこについて、長さが約100メートル以上あったと思うんです。そこに雨が降ったら受入れられない、雨が降ったらぬかるんです、ダンプトラックが。そのときに、ダンプが通られるように敷鉄板というのを益城町の経費で敷いてます。益城町が金出してます。変更設計契約書にそうなってます。それについて、なぜ町が支払っているのか。それは返還していただくべきものじゃないのかと。これが4点目。

そして、5点目の財産的価値と思惑。午前中の同僚議員の質問の中で、小池竜田線バイパスを産業用候補地としてとてもすばらしい場所ですよねと。町長もそれは推進していこう、用途区分を変更して開発に向けて走ろうよということを午前中におっしゃいました。私はそれは素晴らしいことだと思っております。何よりも地域活性化になる。がしかし、先ほどお話ししましたように、今回、残土処分場になったのはその小池竜田線の沿線上なんですね。一番低い土地、約2メートルも道路より低かった土地です。そこはほぼほぼ道路並みになっているわけです。さあ、財産的価値はどれくらい上がるのでしょうかと。これを町民は理解できるのかということですね。単純に今、田んぼの1反、約50万から100万ぐらいで売買されると。土地を持っていても、田んぼだったら、お米は作れるけれども、売買はできんよねっていう値段ですよ。要するに1反1000平米3,000坪、約70万円ぐらいが平均です。

今回、ここの場所、議員が造成された3,000坪の場所。ここが近い将来、先ほど町長が言われたように、産業用用地として確立できたならば、少なくとも——少なくとも言うのは実際取引されている価格で坪4万円から5万円。坪ですよ。要するに1反当たり1,500万円近く。要するに、反70万円平均が約1,500万円になるわけですね。20倍。財産的価値が20倍になると。1反1,500万円で計算して、1町ありますから10倍です。財産的価値は1億5,000万円です。

先ほど町長が、同僚議員の質問の中で、用途区域を変更して財産的価値を上げていこうと、要するに推進していこうというのを聞いて私は驚きました。今回件も、これは私の主観的な感想なんですけれども、町長、全部分かっておられたのか、思惑どおりなんですかと。そういうふうに誤解を招きかねないと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、町長。1点目が選定場所について。2点目が受入地の不備について。3番目が処分費について。4番目が仮設費について。5番目が今回の財産的価値について質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の御質問にお答えします。私のほうから、通告の内容に基づいて、まず1回目はお答えさせていただきたいと思えます。

まず、お答えする前に申し上げますが、御質問にある益城町新庁舎建設事業における建設発生土の処分に関する内部資料により明らかになった新たな問題、課題につきましては、その意味するところは必ずしも明確にはありませんが、建設発生土の処分に関しては、さきの6月の定例会におきましても複数の議員から御質問をいただいております。この答弁において私は、土砂処分

は適正に行っているという旨を答弁しましたが、この認識については、いささかも変わっていないところです。

それでは、一つ目の御質問の1点目、土砂受入地の選定に関する問題、課題についてお答えをします。

公共工事における土砂処分先、いわゆる処分場の選定方法は、当初設計におきまして任意の処分場として場所は特定せず、運搬距離のみを設定して工事発注後に受注者と発注者との協議により具体的な処分場の場所を決定する方法や、当初設計段階において適切な処分場がある場合には、設計書の中で処分場を指定するなど様々な方法があります。

新庁舎建設工事では、予算編成段階では任意の処分場として運搬距離のみを設定して、工事発注後に受注者と発注者との協議により具体的な処分場を決定するという方法を採用し、運搬距離としては40キロとしていたところです。しかし、予算編成時から当初設計書を作成するまでの間に、当初設計予算で設計しました40キロより近距離の約10キロの距離にある処分場が見つかりました。このことにより予算編成時に想定した経費より大幅に安価になりますことから当初設計においてこの処分場を選定したものです。また、他所の受入地につきましては、土砂処分開始の遅れにより一部の土砂をより遠方の処分場へ搬出しなければならなくなったもので、処分完了に時間的制限があったことなどによるものや、関係機関との対応などを丁寧に行ったことによるもので、必要な対応であったと考えております。

次に、議員からの受入地提案と議員所有地としての付度についての御指摘ですが、土砂処分場の選定はプロセスに基づいて適切に行ったもので、土地所有者が誰であるのかは基本的には関係がなく、適切な処分ができる処分場であれば選定することとしているところです。

また、その他一連の選定に対する疑義ということですが、今回の工事における発生土の受入地選定については、主管課において事務的かつ適切に行っているところです。

次に、一つ目の御質問の2点目、小池地区土砂処分地に関する問題、課題と責任についてお答えします。

まず、小池受入地の申請内容についてですが、令和2年11月4日に、建設発生土受入申込書が地権者から町に提出されております。翌日、11月5日に、農業委員会へ形質変更届けが提出されております。

また、11月13日に、町と地権者にて益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書を締結しております。受入地の受入条件と受入体制につきましては、覚書の中で定めており、公共工事優先に関する事、搬入土の受入れの制限に関する事、受入場の整備に関する事、甲乙の費用負担に関する事、受入地の保全に関する事、搬入土の搬送とその後の処理に関する事、受入土の営利目的への利用禁止に関する事、通行者、車両等の安全確保に関する事など、町と受入者のそれぞれの受入条件と受入体制について定めております。

なお、その他一連の受入地に対する疑義という点につきましても、覚書の内容などについて弁護士から問題はないことを確認しております。

次に一つ目の御質問の3点目、建設発生土の処分費用支払先についてお答えをします。

まず、建設発生土の処分費用支払先についてですが、町からの支払先は受注者の株式会社十五建設となります。また、その他一連の発生土処分費用に対する疑義ということですが、今回の工事における発生土処分に係る費用の取扱いについては、他の町工事と同様に主管課において、事務的かつ適切に行っております。

次に、一つ目の御質問の4点目、工事契約、変更契約及び追加議案についてお答えします。

まず、議会や協議会における説明の疑義という点につきましては、さきの6月定例会時の一般質問でも、今回の工事における土砂処分場の選定は適切な手続に基づいて行っていることを答弁しているところです。

また、議員が関係する場合、事前に議会や町民にお知らせするべきではないかという御指摘もありましたが、執行部において一律にそのようなルールを定めるのではなく、基本的には議会側でよく議論いただく必要があるのではないかという旨を答弁しているところです。

また、その他一連の契約事項に対する疑義という点についてですが、今回の工事における契約事項につきましても、他の町工事と同様に主管課において事務的かつ適切に行っております。

最後に一つ目の御質問の5点目、全体を通した一連の問題、課題及び責任の所在と今後についてお答えします。

今回の工事における土砂処分場の選定などは適切な手続に基づいて行ったものと認識しております。しかしながら、これはどのような工事においても同じですが、関係機関や受注者との協議の進め方や対応、その他発注の工事全般において改善する点がなかったかを常に振り返り、改善すべき点は今後の工事に生かし、より適切な公共工事の実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。11番野田議員の御質問に対してお答えします。

ちょっといろいろと、野田議員がおっしゃっていたように、かなり長い質問で、少し聞き漏らした点もあるかもしれませんが、総括して私のほうで……

○11番（野田祐士君） お金に関して、処分費に関してで、いいです。

○土木審議監（持田 浩君） 覚書とかいろいろありましたので、お金に関連してはその辺のことをお答えさせていただきます。

まず、お金のことで言うと、処分費の600円のことですかね。

○11番（野田祐士君） 600円を。

○土木審議監（持田 浩君） まず、600円につきましては、確かに設計書の中に処分費ということで計上しておりますけれども、これはたしか、さきの議会でもお答えしたと思いますが、覚書の基づいて敷きならしをしていただくための費用なんですけれども、それらについて処分場における処分費の適正な単価というものがありませんので、いわば見積もり単価ということで600円を設定して設計書の中に計上している、そういう性格のものです。これは前回お答えした内容と変わりません。

あとは、覚書の件ですか。

○11番（野田祐士君） いや、契約の支払先。

○土木審議監（持田 浩君） その600円の支払先ですか。例えば、これは何でもそうなんですけど、1,000万円の工事、我々が積算をするときには標準単価もありますし、今、言った見積もりの単価もあります。それを積み上げて経費率を掛けて、設計額として、それに入札なりをしていただくということで請負額が決まります。その中で、我々が求めるのは、これもたしか答弁したと思いますが、きちんとした性能できちんとした出来形で工期内に適切な施工管理できていれば、竣工検査が通って竣工して請負代金を払うと、このようになっています。

例えば、河川工事でブロック積みをつくるということで、これは標準単価幾らっていうのが決まってるんですけども、これが請け負われた企業側で、例えば平米当たり5万円だとしますけど、企業努力、営業努力でこれが4万5,000円に入ってそれで工事ができた、つまり5,000円浮くわけです。ただ、我々発注者としては、設計で5万円組んでいるので、5万円でその製品を買い取りなさいというのは言わないんです。言えません。それは企業努力だからです。ですので、今回の600円も、そういった見積もりで設計書の中に計上しておりますが、例えば受注者のほうから土砂処分場のほうへ幾ら金が行っている、そういうものについては、我々としてはそれを受注者の方から聞き取ったりとか、竣工検査での書類として提出を求めるということは、通常のそういったブロック積みなんかと一緒に、行いません。今回も行っていないということになります。

そのほかに私に聞かれたのは何かありましたっけ。

○11番（野田祐士君） いいです。大丈夫です。分かりました。

○土木審議監（持田 浩君） 以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。

1回目の御答弁がありました。2回目の質問といたします。

まず、町長からるる回答をいただきましたけれども、これの覚書というのが契約というふうにおっしゃってましたので、私のほうも契約というふうな認識でしていきたいと思っております。この契約については、多くの問題を抱えているのではないだろうかと思っております。

選定場所について、先ほど来、いろんな選定の仕方があるよというふうにおっしゃってましたけれども、後者のほう、選定場所が建設会社が自分自身で持ったんだと。いろんな選定場所を選定した上で、当議員の処分場に決めたんだというお話ではないですね、これは。そこに初めから、当議会議員の場所に最初から決めるということ。普通は随意契約は最低2社以上の相見積りを取るわけです。それさえ取ってないわけです、今回は。それがどういうふうになるのかというのは、また、るる、考えて質問をさせていただきたいと思えます。

二つ目ですね、適切な場所を選定したとおっしゃいましたけれども、実際、適切な場所じゃなかったわけですね。これは工事屋さんも実際困られておりました。要するに、先ほど言ったように1日500立米しか受入れないし、雨の日は受入れられないよと。おまけに、中に入っていくのさえままならないよという場所が、さて、町長が言われるような、適切な場所に準ずるのか。い

ささか疑問に感じますけれども、いかがでしょうか。少なくとも適切な場所ではなかったということです。町長側は、受入地の小池の当議員の所有地について、受入申込書というのを締結したんだよと、11月4日に出されて、11月5日に締結したんだよと教えました。そのとおりです。これです。その中では処分地の受入費用は600円って書いてあるんです。先ほど来言いましたように、600円については、まけませんよという協議書です。

今、審議監が言われた分について、どういうふうな町としての認識があったのかはいささか疑問ですけども、実際は内部資料的にはそういうふうになっているということです。再度、御照査をしていただきたいと思っております。

また、全員協議会の折に、お金をもらってないとおっしゃったんですけども、先ほど審議監に、本当はそこを聞きたかったんですけども、お金は払わんといかんよねというお話ですよ。例えば600円が590円になった、例えば605円になった、分かりませんが、契約上、お金を払わないということはありませんよね。ということだと思いますので、そこは議員がおっしゃったこととのずれが生じていると、それはどういうことだろうかというのが、また今後、審議をさせていただきたいと思っております。

そして、もう一つです。仮設費の敷鉄板の撤去費、仮設費ですね、これについては全体金額から言うと少ないです。約80万円ぐらいです。約ですけども、70数万円です。これについては少なくとも返還をしていただかんといかん。所有者からです。少なくとも、すぐにでもと思っておりますので、それについてはぜひそうしていただきたいです。

そして、財産的価値。一番最初に聞いた趣旨です。財産的価値が約1億円ほど上がってるんだよということです。造成費用にかかった金額が町の造成工事に絡めた分で5,000万円。今回、近い将来、町長が先ほど言われた小池竜田線のバイパス沿線を産業用候補地として推進していくということであれば、多分すぐスムーズになるということです。近い将来です。それについては、十分、今後も見極めながら私たちもやっていかなければならないし、町としても注意してやっていかないと先ほど言ったような、町長は初めからそういう、議員と何か企みでもあったんですかというような誤解を生じかねませんよと。それについては十分注意させていただきたいと思えます。

今回、益城町の新庁舎造成工事に関する残土処分場の問題については、これはほんの一部です。今回言ったのは、主にこういう問題がありますよと、それについてどうですかという部分なんです。今後、さらに調査を私のほうでもやらせていただいて、やっていきたいと思えます。

それから、町長、弁護士のほうが覚書自体には問題はないと。それはもちろんですよ。覚書の内容に問題があったら大変ですよ。覚書自体には、基本的に契約書に問題があることはないです。契約の中身に問題があることはありません。それは当然のことと私も思っておりますし、私たちのお尋ねしている法律的な方も、それはちゃんと、覚書そのものについては問題ないと。ただ、その中身ではなくて、覚書の経緯であったり、さっき言った契約書ですね、随意契約については問題があるんですよという見解もあることを御理解していただいて御意見いただきたいと思っております。

すみません、少し長くなりましたけれども、ただこれは、多くの町民に理解をしていただきたい。ただ、理解をしていただけないと多くの町民から連絡が来ております。きちんと追及しろよ、何をやってるんだというお話があります。だから、町としてもきちんと答えていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。また質問をさせていただくことがあると思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は、行政機関の在り方等、町民との関わり方についてなんですけれども、これも町長の政治姿勢にも関わってくるものかと思っておりますが、町民一人一人の抱える問題や課題について町として、また、町長としてどのように取り組むかが求められていますよ、町民の生命と財産、そして幸せというものをどう捉えていますか、そしてどう取り組んでいきますかという質問です。

具体的に言いますと、私は木山地区に住んでおりますので、今、区画整理のほうが進められております。町長、木山の区画整理のところは何回足を運んでおられますか。住民の方と向き合っておられますか。というのが、私は町長に来ていただいて、現在こうだよ、県とこういうふうな話をしているよ、なるべくなら、皆さん、協力してくださいというふうなお声がけをしていただければ、町民のほうも、それはもちろん意見は出るでしょう、ただ、やみくもに駄目だよという答えだけが出るとは思えないんですよ。

町長は木山の区画整理に関して町民と日頃どのような対話をされようとしておりますか。しておられますか、実際。それについては、どうでしょう、ぜひ、先ほど同僚議員からも、例えば大雨のときに洪水が起きたよと。そこについて町長は、行こうと思ったと、でも、ほかの職員も行ってし、行かなかったんだけど十分心配してたとおっしゃいましたけれども、そこで行くか行かないかですね、足を運ぶか運ばないか、実際町長が顔を見せるか見せないかというのは町民にとっては大変大きなことになってくると思います。木山地区だけに関して言うのもあれなんですけども、今、代表的な事業になりますので木山校区の区画整理について、どうですか、行かれていますか。まず、1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の1回目の質問にお答えします。質問の意図がなかなか分からずに、やっと今ここで分ったということで、できるなら、ある程度の質問をいただくと非常に助かるなというのを思っております。

一つだけ、先ほどの小池高山ですね、あちらのほうをちょっと言わせてください。ちょっとあちらのほうはいろんな企業が実はいっぱいこれまで来ております。そこあたりもありまして、それと田んぼを埋め立てたとしても農地は農地です。価値はあまり変わらないかなというのがあります。これは一つだけ申し添えさせていただきます。

それと、先ほども言いましたように、私は町長に就任したときから、まちづくりの主体は町民の皆様ということで、それを大切に大切に行ってきました。区画整理を行うときも、4車線化を行うときも、全て住民説明会を行ってまいっております。そして職員には言ってるんですが、用地とか難航してるところには、ぜひ俺は行くということで、実際何件か行かせていただいております。



ます。そういったことで用地買収の経験もありますので、そういったところはしっかりこれからも対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。

町長が先ほど小池の件について言われましたけれども、私も今の価値を言ってるわけではなくて、近い将来の価値を言っただけのことで、そこは十分理解していただけるのかなと思っております。近い将来です。

それから、今の2問目の質問ですけれども、町長は住民ファーストであるということだろうと思います。住民に意見を聞いて、それについて取り組んでいくということをおっしゃってるんだと思いますけれども、やはりなかなか顔を見れないと住民は、町長はいつ来んばいというふうな、ある意味誤解かもしれませんし、町長に来てほしいという期待感かもしれません、期待感。だから、できる限り町長のほうにも、お忙しい中ではありますので、来られないかもしれませんが、顔を見せていただかないと、まず内容を話す前に、町長は何ばしよつとか、いつ来んばいとばかり言われて先に進みません。

だから、町長に先に進めていく、いろんな意味で進めていく、町が決めたことで、県にやっていただいていることなので、町長としては進めていかないと町の発展にブレーキがかかるとお考えでしょう。であれば、ぜひ住民ファーストに立って、いろんな意見がありますが、意見が出て、変な話、文句も出ます。ただ、2回ぐらい行くと、今度は「よう来たね」と言われるようになると思いますので、ぜひ木山地区の区画整理については、町長自ら足を運んで住民の声を大切にいただだけませんか。もう一度、町長、お答えください。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の要望ですね、これは常々職員には言ってます。答えは現場にあると。現場に行かないとなかなか分からんぞということを話してます。

私自身も実は、木山の方たちと、もうちょっと時間が許せば一緒に酒でも飲んで、いろいろ語り合いたいとか、そんなことも思っておりますが、やはりなかなか、町長が来ん、議員も来ん、職員も来んとか、そんな話も、やはり今のコロナの関係でなかなか、この1年、2年というのが顔を出せてないというのは確におっしゃるとおりです。なかなかそこあたりが、どういった対応をしていくかというのも、これからまた考えていきたいということを思っております。

様々な手段を使ったりとか、パソコンというか、動画を使ったりとか、そんなこともいろいろ考えたりとかして、特にコロナを収束させることが一番大事かなと。そしてやはり木山の土地区画整理関係あたりに限らず、いろんな地域の方たちと一緒に、また語り合っているような意見を聞いてまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。町長のリーダーシップについては、私ごとではありますけれども、木山の区画整理であったり、福富本村地区の洪水の緩和であったり、そういうところでぜひ発揮をしてください。一議員のために発揮するものではありませんので、ぜひ

町民のために町長のリーダーシップを発揮していただくことを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後 3 時12分

9 月 14 日（火曜日）

令和3年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年9月6日午前10時00分招集
2. 令和3年9月14日午前10時00分開議
3. 令和3年9月14日午前11時51分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程  
日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決  
日程第 2 議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
日程第 3 議案第103号 工事請負契約の締結について  
日程第 4 議案第104号 工事請負契約の締結について  
日程第 5 議案第105号 工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第106号 物品の購入について  
日程第 7 議員提出第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書  
日程第 8 議員派遣の件  
日程第 9 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 濱田義之君
教育長 酒井博範君	政策審議監 桶谷哲也君

土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	企画財政課審議員	山口拓郎君
税務課長	深江健一君	住民課長	吉川博文君
福祉課長	松本浩治君	福祉課審議員	荒木薫君
こども未来課長	水口清君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	姫野幸徳君	建設課長	増田充浩君
都市計画課長	村上康幸君	都市計画課審議員	齊藤計介君
復興整備課長	米満博海君	街路課長	荒木栄一君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	竹林浩幸君	代表監査委員	戸塚誠司君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決となっております。

#### 日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） おはようございます。10番中川です。総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会報告書。令和3年第3回益城町町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定について中、歳入歳出（総務常任委員会関係）。議案第95号、益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第96号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。議案第97号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第100号、物品売買契約の変更について。請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願。

2、審査経過。

①付託年月日。令和3年9月7日。

②審査状況。令和3年9月10日午前9時52分から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月13日午前10時から全委員出席の下、益城町復興まちづくり支援施設（仮称）及び益城町陸上競技場（埋設電源ポンプ改修工事）を視察した。

### 3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第85号ほか6件、当委員会に付託された議案等について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第85号、議案第89号、議案第95号、議案第96号、議案第97号及び議案第100号は、原案どおり全会一致で可決認定した。また、請願1号については、賛成少数で不採択とした。

②審査の主な内容。議案第85号については、債務負担行為の内容の質疑があり、担当課長より、令和4年度から令和6年度まで新たな契約を締結する、ファミリーサポートセンターと地域子ども子育て支援事業の分であるとの説明を受けた。

次に、歳出の10款6項3目の文化会館災害復旧工事後、調査業務委託の内容について質疑があり、担当課長から、予算額は調査対象の13棟のうち調査が必要となった4棟分であり、被害が認められれば補償費が別途発生するとの説明を受けた。

次に、歳入の21款2項1目の公共下水道建設基金繰入金について、下水道関連の事業が予定されているかとの質疑があり、担当課長から、当初予定していた金額を単に減額するものであるとの説明を受けた。

次に、歳出の10款7項2目の飯野町民グラウンド所有権登記申請業務委託料について場所の質疑があり、担当課長から、場所は中尾区にあるグラウンドで、敷地内に地目が墓地となっている筆があるため、所有権登記に係る業務であるとの説明を受けた。

議案第89号については、歳入の1款2項1目の固定資産税について、時効を迎えた方がさらに滞納している状況はあるのかとの質疑があり、担当課長から、該当は少ないが、悪質な事案と認められる場合は差押え等の対応を取るとの説明を受けた。

次に、歳出の10款3項1目の工事請負費（繰越明許）の不用額について質疑があり、担当課長から、益城中の新築工事増床分であり、災害復旧分と分けて予算計上していたが、契約が一括であることから災害復旧からまとめて支出したとの説明を受けた。

次に、自主財源と依存財源について自主財源の割合を増やすためにはどうすればよいかとの質疑があり、担当課長から、災害復旧等により負債が増加し、併せて地方交付税も増額になるなど、財政の仕組み上、自主財源の割合を増やすことが難しい状況にあるとの説明を受けた。

次に、歳出の10款3項1目の使用料及び手数料の不用額内容についての質疑があり、担当課長から、新型コロナウイルスの影響により学校行事の中止に伴うバス借上料が不用となったとの説明を受けた。

その他、財産に関する調書の物品で、原付バイクの台数減少について質疑があり、担当課長から、復興の進捗に伴い使用しなくなってきたため、寄贈元の了解を得て、熊本県南部豪雨で被災した人吉市へ譲渡したとの説明を受けた。

議案第95号については幼稚園及び保育所のあり方検討委員会について質疑があり、担当課長より、まずは二つの幼稚園のあり方について検討するためのものであり、その後、保育所等の民営化についても検討していくとの説明を受けた。また、附属機関を町民へ具体的に分かりやすくしてほしいとの意見があった。

次に、廃止される小学校運動部活社会体育移行検討委員会について質疑があり、教育長から、部活動社会体育化までの経緯と、現在では、スポーツ少年団として活動し、施設使用料の減免など優遇措置を行っている等の説明を受けた。

議案第96号については、委員の任命日が休日となった場合の報酬の支払い方法について質疑があり、担当課長から、委員の任命については曜日は関係ないので影響はないとの説明を受けた。

議案第97号については、消防団員退職報償金等負担金の算定方法について質疑があり、担当課長から、負担金は消防団の定数によって算定され、今回定数を減らすことにより負担金が約100万円の減額となるとの説明を受けた。また、消防団員の維持・増員策の在り方について検討するよう意見が出された。

議案第100号については、積載車のガソリン使用、ディーゼル使用のメリット・デメリットについて質疑があり、担当課長から、購入費の縮減が見込まれ、また、メンテナンスが容易であり、現在の積載車が全てガソリン車であることから、仕様の統一によって管理しやすいとの説明を受けた。

請願第1号については、核保有国が参加しておらず、日本はアメリカの核で守られており、いきなり核兵器を廃止することは均衡を破ることになるため、現実問題として難しいとの意見があった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町復興まちづくり支援施設（仮称）では、担当課から、国の都市防災総合推進事業の補助を活用し、地域地区のコミュニティー再生の拠点として、また、熊本地震からの記憶の継承による防災教育等の場としてなどの役割等について、また、施設の特徴や太陽光発電、マンホールトイレの設備についても説明を受けた。

益城町陸上競技場埋設電源ボックス改修工事については、担当課から工事概要について説明を受け、状況を確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和3年9月14日、総務常任委員会委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会委員報告書を読ませていただきます。

令和3年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（福祉常任

委員会関係)。議案第86号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。議案第87号、令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定について中、歳出(福祉常任委員会関係)。議案第90号、令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第91号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第92号、令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第94号、令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第98号、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。議案第99号、益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について。

## 2、審査経過。

①付託年月日、令和3年9月7日。

②審査状況。令和3年9月10日午前10時から、役場仮庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月13日午前10時から、全委員出席の下、益城町復興まちづくり支援施設(仮称)と子育て支援拠点施設を視察した。

## 3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第85号ほか9件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第94号、議案第98号、議案第99号については、原案のとおり全会一致で可決認定した。また、議案第89号については賛成多数で認定した。

②審査の主な内容。議案第85号については、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の雇用事業補助金及び3目児童福祉施設費の派遣保育士委託料について、町の保育園の待機児童数と保育士の雇用状況に関する質疑があり、担当課長より、待機児童を含む保留児童は68名で、事業導入により31名の保留児童解消を見込んでいるとの説明を受けた。

また、4款衛生費1項保健衛生費5目健康増進事業の中で、PHRシステム改修業務委託料について質疑があり、担当課長よりPHRシステムの内容と運用方法について説明を受けた。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費及び4目老人福祉費の中で、介護・障がい関係事業所等感染症対策補助金について質疑があり、担当課長より補助金の対象となる施設と金額の説明を受けた。

議案第86号については、2款保険給付費6項疾病手当金1目疾病手当金の内訳について質疑があり、担当課長より疾病手当金の対象者及び対象期間、金額の詳細な説明を受けた。

議案第89号については、3款民生費1項社会福祉費6目地方改善費について質疑があり、担当課長より、コロナ禍において活動が制限されたこと、実績報告に基づき精算が済んでいることの説明を受けた。

次に、2項児童福祉費4目ひとり親家庭と就学援助世帯支援事業について質疑があり、担当課長より、益城町内の該当世帯数や応援食事券等の実施について説明を受けた。

議案第94号については、余剰金処分計算書案の議決についての質疑があり、担当課長より余剰金処分計算書及び利益の処分について説明を受けた。



議案第98号については、避難行動要支援者名簿の作成、名簿作成対象者の選定、運用方法について質疑があり、担当課審議員より、作成方法、運用方法、名簿作成後の管理担当課、名簿提供先の範囲等について説明を受けた。また、委員より災害時に活用できる大変よい制度である等の意見があった。

議案第99号については、条例の題名について質疑があり、担当課長より、条例策定に関わる町人権擁護に関する審議会での経緯と趣旨説明を受け、また、既に条例を制定している自治体のほとんどが同様の題名になっているとの説明を受けた。

議案第87号、議案第90号、議案第91号、議案第92号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。現地視察については、益城町復興まちづくり支援施設（仮称）、子育て支援拠点施設を視察した。

施設の利用目的とマンホールトイレの設置の質問があり、子育て支援、福祉相談、各イベントや展示等の利用を目的としていることと、災害時の備えとしてマンホールトイレを設置する計画であることを確認した。

子育て支援拠点施設については、利用人数と利用状況についての質問があり、事業者から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用人数制限を行っており、予約がない場合でも利用人数以下の場合に対応しているとの回答を受けた。また、男性の保護者が利用する場合について質問があり、授乳室が組み込まれているなど安心して利用することができるよう配慮しているとの回答を受けた。さらに、施設を知らない人のために広報等で周知を図るよう意見があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和3年9月14日、福祉常任委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） おはようございます。建設経済常任委員会委員長、榮です。委員会の報告書を読み上げます。

建設経済常任委員会報告書。令和3年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第85号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第88号、令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）。議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第93号、令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第101号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和3年9月7日。

②審査状況。令和3年9月10日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月13日午前10時から、全委員出席の下、都市計画道路益城東西線（3工区）、道路改良工事現場（木山地区）、特定環境

保全公共下水道、津森汚水枝線管渠築造（3工区）、工事現場（下陳地区）を視察した。

### 3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第85号ほか4件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決認定した。

②審査の主な内容。議案第85号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業費18節負担金補助及び交付金の耕作放棄地について、町内における近年の耕作放棄地の推移の質疑があり、平成30年が29.3ヘクタール、平成31年が24.1ヘクタール、令和2年が19.1ヘクタールと年々減少傾向にあるとの説明を受けた。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費12節委託料についての質疑があり、これは主に、町道についてシルバー人材センターにパトロールを委託し、ポットホールの早期発見と応急処置等を行う計画であると説明を受けた。

また、道路管理の状況について質疑があり、職員のパトロールのほか、道路の危険箇所などの情報提供について、町内を管轄する郵便局、新聞販売店等連携協定を結んでいること、併せて、今年8月より町ホームページにおいて通行人の方々などからも同様に情報をいただくよう呼びかけをしているとの説明を受けた。

議案第88号については債務負担行為について質疑があり、浄化センターの機械・電気設備の老朽化等に伴う改築更新工事で、ストックマネジメント計画に沿って今回は令和3年度から4年度にかけて行う工事であるとの説明を受けた。また、合併浄化槽設置整備補助金について質疑があり、これまで30件の申請があったとの説明を受けた。また、今後の杉堂地区の下水道整備方針について質疑があり、合併浄化槽の設置が普及したため公共下水道管を敷設しない方向で検討しているとの説明を受けた。

議案第89号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の不用額の内容について質疑があり、有害鳥獣被害防止対策事業、農業次世代人材投資事業補助金、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金が主なものになると説明を受けた。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金（繰越明許）の内容について質疑があり、令和元年の消費税増税に対する経済対策事業の繰越しになると説明を受けた。

議案第93号については不納欠損について質疑があり、対象年度が平成27年度分で、金額が115万9,065円との説明を受けた。

議案第101号については、町道の路線認定として、路線番号466、476、477の3路線の説明を受けた。二の峠線について第2空港線までの道路種別について質疑があり、町管理の町有道路と農道であるとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。都市計画道路益城東西線（3工区）、道路改良工事現場（木山地区）については、現地において担当課より進捗状況の説明を受けた。また、委員からは県道との交差点の処理について質疑があり、信号処理などについて今後検討していくとの説明を受けた。

特定環境保全公共下水道、津森汚水枝線管渠築造（3工区）工事現場については、担当課より、

工事概要、シールド工法、埋設管等の説明を受けた。委員からは、工事施工に当たって転落防止など安全対策に万全を期すように要望を行った。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和3年9月14日、建設経済常任委員会委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を許します。各常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。総務常任委員長に3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点が、議案第89号の令和2年度益城町一般会計決算認定についての中で、歳出10款3項の工事請負費の不用額について質疑があったということでもあります。益城中の工事費についての説明について少し詳しく教えていただきたいと思います。それが第1点目です。

2点目が、同じく89号中、自主財源と依存財源について、自主財源の割合を増やすための方法についての質問があったとのことですが、具体的な回答内容について詳細な内容があれば教えていただきたいと思います。

3点目、最後になりますけれども、請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願について、賛成少数とのことだったということですが、少数意見というのがどのようなものがあったかについて教えていただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中川総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 10番中川です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

議案89号だったと思いますけれども、益城中の工事の分、当初災害復旧の面積を超える面積、増床分を別に予算計上していますということで、支払い時に契約は一緒ですということでございますけれども、その中で、予算上では分けたが支払いは一括にしたものですということで、増床分も災害復旧にまとめて支払いましたということでございます。89号の分でございます。

もういっちょ何やったかな。企業誘致だったかな。

企業誘致、定住促進等で、町税はふるさと納税の寄附金により自主財源を増やすしかないと思いますということで、自主財源と依存財源の関係につきましては、自主財源の金額としては相当増えているが、割合としてはどうしても復旧復興の財源として起債をした分の償還が始まった。公債費が増えることで地方交付税の普通交付税が増えて、依存財源が上回っています。現在の財政の仕組み上、自主財源の割合を増やすことは難しいという状況でございました。

それと一番最後の請願でございますけれども、どういう意見があったかということでございます

けども、核抑止力という考えもあり、いきなりなくすというのは難しいと思います。もう少し配慮ある条約であればという意見と、核兵器については将来なくさないといけないと思うが、現状として核兵器禁止を求めることは難しいのではないかという意見でありました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

報告書で言われた部分で、予算計上は分けてあったけれども支払いが一括になったということでありましてけれども、なぜ契約が一括になったかの説明があったか、なかったかと、予算が分けてあったのに契約が一つになった経緯というものの説明があったのであれば教えてください。

次に、自主財源の割合を増やすことは難しいということでありましてけれども、実際、具体的な検討方法とか内容についての説明があったのであれば、その検討内容、方法についての説明があったのであれば、その中身を教えてください。

それと、請願についてですけれども、委員長が言われた部分は、多分、請願についての反対意見じゃないかと思うんですけども、賛成少数とのことだということなので、その賛成少数者の意見をできれば教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中川総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 10番中川です。野田議員の2回目の質問がありましたけれども、1点、2点については、その詳細については、別に詳しい説明というのはございませんでした。

それから、最後の請願ですけども、これは総体的な意見ということで、さっき私が読んだ部分ということでございます。請願1号につきましては賛成の意見はございませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐康之です。

議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定について同意できない項目がありますので、反対討論を行います。

同意できない項目として、令和2年度当初予算でも反対をしましたが、不要で廃止すべきものが執行されております。決算審査の在り方については、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その予算執行によって、どのように行政効果が発揮できたか、今後の行政運営についてどのような改善・工夫がなされるべきかを明らかにすること、必要以上の支出や不要不急と思われる支出、その他の無駄な支出はないか、幼児、老人、身障者などに対する福祉対策が十分に効果を上げているかなどに留意すべきであります。不要で廃止すべき同和関係予算である地

方改善費、集会所運営費について、昨年からの新型コロナウイルス感染症によりあらゆる活動が制約される中、若干不用額を残しておりますが、執行されております。行政運営において、どのような改善が行われたのかも触れられておりません。不公平な同和対策を継続すること自体が新たな偏見を生み出すものであり、速やかに改善をするよう提案をいたします。

以上で令和2年度一般会計決算認定についての反対討論を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番西山議員。

○2番（西山洋一君） 2番西山です。議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定についての賛成討論を行います。

令和2年度益城町一般会計決算認定につきましては、熊本地震からの復旧復興に関する予算をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対策やにぎわいづくりへの取組など、これからの町の発展につながる適正な予算執行がなされております。また、監査委員からは、令和2年度益城町一般会計、特別会計、歳入歳出決算審査意見書において、予算の執行及び関連する事務の処理について、全般的には適法・適正に行われているものと認めたとの意見をいただいております。

このようなことから、議案第89号、令和2年度益城町一般会計決算認定につきましては、賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時より再開します。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決を行います。

まず、議案第85号から議案第88号までの4議案について採決します。

議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第88号「令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第85号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第88号「令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号について採決します。議案第89号「令和2年度益城町一般会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第89号「令和2年度益城町一般会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第90号から議案第92号までの3議案について採決します。

議案第90号「令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」から議案第92号「令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について」までの3議案については、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第90号「令和2年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」から議案第92号「令和2年度益城町介護保険特別会計決算認定について」までの3議案については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第93号及び議案第94号について採決します。

議案第93号「令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」並びに議案第94号「令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第93号「令和2年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」並びに議案第94号「令和2年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」は、委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第95号から議案第99号までの5議案について採決します。

議案第95号「益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第99号「益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について」までの5議案については、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第95号「益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第99号「益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例の制定について」までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号について採決します。

議案第100号「物品売買契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第100号「物品売買契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号について採決します。

議案第101号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第101号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願についての討論を行います。

請願第1号に対する総務常任委員長の報告は不採択です。よって、委員長報告に反対の方、採択することに賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番(甲斐康之君) 8番、日本共産党の甲斐康之です。

総務常任委員会において、私が紹介議員となった「日本政府による核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願」が不採択となったことについて、反対討論を行います。

請願の趣旨は次のとおりです。

日本は76年前の1945年8月、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下された、世界で唯一の戦争被爆国です。議員各位も御承知のとおり、核兵器は破滅的結末をもたらす非人道的な兵器であります。投下直後から5年の間に死亡した人は約34万人と推計されています。そして、それよりもはるかに多くの方が、被爆に伴う耐え難い苦痛を経験してきました。

広島、長崎の原爆病院では、2014年4月から1年間の間で被爆者として公式に認定された人で治療を受けた人は、1万1,954人に上っています。長い年月を経ても、なお苦しんでいる人々が大勢いるという現実を私たちは忘れてはなりません。

原爆投下から72年を経た2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました。国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、核兵器に悪の烙印を押ししました。核兵器は、今や非道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

核兵器禁止条約は核兵器を全面的に禁止しています。核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、使用するぞと威嚇することなど核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。

広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を

持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められています。2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国で前向きな変化が生まれています。条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は55か国であります。同条約は、2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年の1月22日に発効いたしました。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきです。核兵器禁止廃絶の世論を大きく発展させること、とりわけ核保有国とその同盟国において、核兵器禁止条約への参加を迫る世論を広げることが重要な課題であります。

国際会議では、核兵器禁止条約は、核兵器の被害は国境を越えて広がる、どの国、国際機関もそれを救済するすべを持たない、核兵器の不使用こそ人類の利益、核兵器を使わない唯一の保証は核兵器の廃絶であると確認されています。

益城町議会は、ちょうど27年前の昭和59年9月14日、非核平和都市を宣言しています。先輩議員の皆さんは核兵器の廃絶を訴えています。議員提出された原案を読み上げます。

世界の恒久平和は人類の共通の願望である。しかるに、米、ソ連、核大国による核軍拡競争は拡大均衡を目指すという口実でますます激化し、世界の唯一の被爆国として、この地球上に広島、長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。益城町は平和憲法の精神にのっとり、非核3原則を将来ともに遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものである。ここに、益城町は非核平和都市の宣言をするものである。右、決議する。

提出者議員と賛成者議員、町議会議長。名前は伏せますけれども、これが当時のコピーであります。宣言はこういう内容です。

私たちは、先輩の核兵器廃絶の思いをつないでいくためにも、国連で議決された核兵器禁止条約の参加・調印・批准に背を向けている政府に対して、地方議会から参加・調印・批准を行うよう声を上げるべきではないでしょうか。

私は、これまでも核兵器禁止をめぐる行動に賛同し、長崎、広島で開催された原水爆禁止世界大会に度々参加をして被爆者の声を聞くたびに、核兵器を廃絶するのが平和へ唯一の道であると考えています。よって、今回、原水爆禁止熊本県協議会の求めに応じて請願の紹介議員となった次第であります。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、総務常任委員会が請願を不採択にしたことに対する反対討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村でございます。総務常任委員長報告に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書への反対意見。



世界で唯一の原爆被爆国である我が国が世界の先陣を切って核兵器禁止条約に参加しないことに、多くの国民は疑問を持たれていると思います。当然、私も核兵器禁止条約や核兵器反対運動の趣旨は十分に理解しているつもりです。しかしながら、皆様も御承知のように、我が国の政府は、我が国を取り巻く厳しい国際環境から国民の安全を確保するという責任ある立場から、条約への参加を見送っております。

私は、現在の政府・与党を支持する立場から、以下2点で本意見書の提出に反対をいたします。

まず第1に、残念ながら、世界の現状は核兵器保有国の力のバランスにより成り立っており、核をつくらない、持たない、持ち込ませないを国是としている我が国は、我が国を取り巻く核保有国の脅威に対してアメリカの核の傘により安全を守られております。特に、本核兵器禁止条約は、核を持つこと、核による抑止効果をも禁止することを狙いとしています。もしも、我が国が核兵器禁止条約に現状で参加することになった場合、当然、アメリカの核兵器による抑止、核の傘から離れることになり、その場合、我が国周辺の核保有国、中国、ロシア、北朝鮮等ありますが、これらの国の脅威をもろに受けることとなります。

尖閣諸島の我が国領海へ不法侵入を繰り返し、また、我が国の領土を不法に占拠、核やロケットを無制限に開発して、いつ何どき我が国に打ち込んでくるか分からない国が存在している現状において、アメリカの核の傘をなくすことは、我が国の安全保障上から得策ではないと考えます。

第2に、現在の条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は55か国となっておりますが、参加国に、核保有国や核の傘で守られたEU諸国やカナダ、韓国、その他軍事大国は参加しておらず、比較的傘の脅威度の少ない地域や小さな国の参加が多く、現状で急いで参加する必要はないと考えます。

以上2点から核兵器禁止条約への参加を求める意見書に反対いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の請願」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。いいですか。本案に対する委員長の報告は不採択ですよ。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第2 議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第102号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意につ

いて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。議案第102号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

令和3年9月26日で現行委員の任期が満了することに伴い後任の委員を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第102号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第103号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第103号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第103号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城中学校外構工事2期につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました益城中学校の災害復旧工事に伴う校内通路、駐車場及び工作物などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、建築その他工事、造成工事、舗装工事、電気設備工事、機械設備工事となります。

契約金額は1億5,180万円で、契約の相手方は、熊本県菊池市泗水町亀尾3588番地、株式会社吉安建設でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は議案第103号、工事請負契約の締結について質問します。

まず今回、益城中学校外構工事2期の入札は条件付一般競争入札で行われたとのことなんですが、この条件付というのはどのような内容だったのか教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。12番宮崎議員の議案第103号での条件付一般競争入札についての条件について御説明をさせていただきます。

今回の参加要件につきましては、まず、熊本県内に主たる営業所、または入札及び契約に関する権限を委任している営業所を有する事業者であること。二つ目に、建築業許可業種土木一式工事において経営事項審査を受けており、その総合評定値が町外事業者においては1,050点以上、町内事業者においては900点以上であること。3点目に、平成19年度以降に、国、都道府県、市町村が発注した土木一式工事を元請として施工した実績を有すること。4点目に、当該工事へ配置予定の技術者について、平成19年度以降に、国、都道府県、市町村が発注した土木一式工事において、監理技術者または主任技術者として従事した経験を有する者としております。

以上4点でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 条件につきましては了解をいたしました。

私はさきの6月議会の一般質問の中で、熊本地震の復旧復興が大体一段落しつつある中で、町内の建設業界の皆さんが、仕事が非常に少なくなったと、何とか仕事をいただきたいということで町長に陳情に来られたこともあって、そのとき質問をさせていただきました。何とか、そういう人たちに仕事を振り向けることはできないのかということで、特に数少ない一般競争入札、これを嘉島や御船、甲佐町のように、いろんな創意工夫をして町内の業者に工事をやらせるような状況にならないものかということで検討等をお願いいたしました。

もちろん、法律を破るということはできないんでしょうけども、今回のような中学校の外構工事であれば、例えば地区を分けるとか、造成工事とか舗装工事、電気工事、機能的なやつで区分をするということで、一般競争入札から指名競争入札へ振り向けるということも可能だったんじゃないかと、私、素人なりにそういうふうに思います。

そこで、質問なんですが、今回の契約について、一般競争入札から指名競争入札へできなかったのか、なぜできなかったのか、その理由について教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の御質問、2回目の御質問にお答えをいたします。

議案第103号、工事請負契約についての2点目の御質問、益城中学校外構工事について一般競争入札ではなく指名競争入札ということでございますが、今回、金額についても1億円を超える金額ということで、金額的な面もございまして一般競争入札としております。市内の状況の中にも、先ほど御説明をさせていただきましたが、町内業者についても、900点以上については参入ができるように条件をつけております。今回3社の応札がっておりますが、その中に町内業者が入っておりませんが、入札としては4社が入札をすることは可能な条件で出しております。

町内業者への工事発注については、これまでも条件等を町内業者でも入札ができるような工夫をさせていただいております。また、5,000万円以下の工事等の発注については、指名競争入札等も導入をしておりますので、今後もそういったところで町内業者の育成等に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、答弁をいただきました。ただ、私の質問は、要は機能別とか地域別に分けをすることによって、その額を減らして町内業者が参入しやすいような状況がなぜつくれなかったのか、どういう理由があったのか、これが聞きたかったんですね。

確かに、作業が複雑になるとか、時間がかかるとか、もしくは金額が大きくなるとか、いろいろな多分制約があるんだろうとは思いますが、それよりも何よりも、今、町の建設業界の人たちが、もし仕事が少なくなって非常に元気がないというのであれば、嘉島とか御船とか甲佐でやってるように、町で発注する公共事業についてはなるべく町の業者にやっていただくような方向に仕向けるべきではなかったかというふうに思うんですよ。なかなか言葉で言っても難しいとは思いますが。法律的な問題もいろいろあるかもしれませんが、だけど、だんだんこういう一般競争入札は少なくなります。

今回、次の議案と次の次の議案、この三つぐらいは、非常に貴重な町の公共事業になるかと思うんですね。ですから、もう1回確認します。何でそういうことができなかったのか。それについて1点だけ最後にお答えください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田です。12番の宮崎議員の御質問に答えさせていただきます。ジャストの答えではないかもしれませんが。

確かに、議員がおっしゃるように、地元企業の育成というのは、災害のとき有事のときに緊急対応していただくという話がありますので、通常時からそういうようなことを公共事業の発注部門の一つである町がやっていくというのは、大きな方針としてそのとおりです。通常であれば、町の工事について、とにかくできるもの、技術的に無理だとか、いろんな事情があって無理だというものの以外については、これまでも町のほうでは、地元業者育成の観点から地元の方への発注というのをやってきたと思っています。

ただ、その中で一つ違いますのが、やはり熊本地震がありまして、町の予算がピークで大体3倍とか4倍に膨れ上がる。当然こういった中には大規模滑動崩落とかの大きな災害からの復興というのがございまして、そういったものに限っては確かに議員がおっしゃるように、地区別に今

回の工事を割るとか工種別に割るというのも論理的には可能です。ただ、これも議員がおっしゃっていましたが、現場が輻輳して遅れる、これは災害復旧の早期復旧という理念からはあまり今好ましいことではありません。また、割ることによって諸経費率も上がりますので、災害復旧に係る経費が上がるというのも一つあります。

そういった観点から、熊本地震に係る災害復旧みたいな工事、それからそれに関連するような一般的な大きな公共工事については、そういった早期復旧という観点から、これもずっと続くわけではございませんので、こういった工事に限っては、条件付一般競争入札の中で地元企業の参入もできるという配慮をしながら、ある程度、地元以外のそういった企業力というのを入れながら早期の復旧を図っていくということで、こういう条件付一般競争入札のような発注になったものではないかというふうに私は認識をしているところです。以上でございます。

○12番（宮崎金次君） 持田審議監の今言われた考えは、今回はできなかったということですよ。これは3点ともそうですよね。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第103号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第103号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第104号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第104号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第104号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城中学校運動場整備工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました益城中学校の災害復旧に伴う屋外運動場などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、建築その他工事、グラウンド整備工事、周辺道路舗装補修工事となります。

契約金額は6,622万8,800円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡山都町杉木465番地1、大栄企業株式会社でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これより、議案第104号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第104号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第105号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第105号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第105号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

陸上競技場ナイター照明LED化改修工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、設置後15年近くを経過し、照明の一部が切れるなどしている陸上競技場ナイター照明の取替え工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、既存照明4塔分、96台のLED照明への取替えと、それに伴う電気設備工事となります。

契約金額は6,572万3,020円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区神園2丁目1番1号、株式会社新星でございます。

なお、本工事は、令和3年度スポーツ振興くじ助成事業及び地域活性化事業債を活用して実施いたします。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はあり

ませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第105号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第105号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第106号 物品の購入について

○議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第106号「物品の購入について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第106号、物品の購入について御説明申し上げます。

今回の物品購入は、本町職員の事務処理用パソコンのうち、取得から6年以上が経過しました100台の入替えを行うものです。

機器の選定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークなどに対応できるウェブカメラのほか、ペーパーレス化などに必要なWi-Fi機能などを備えることを条件としました。

納期限は令和4年2月28日までとしております。

なお、業者の選定は、自治体への電算機器の納入実績があり、本町の入札参加資格を有する五つの業者による指名競争入札で決定しました。

契約金額は1,387万3,204円でございます。契約の相手方は、熊本市東区下南部3丁目10番32号、リコージャパン株式会社熊本支社でございます。

なお、この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号「物品の購入について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第106号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第106号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議員提出第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議員提出第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） おはようございます。17番坂田でございます。

議員提出第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月14日提出。提出者議員坂田みはる。賛成者議員野田祐士、賛成者議員吉村建文。内容につきましては、これより案文を読み上げさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じら



れた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として、他方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月14日、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、内閣官房長官様、経済再生担当大臣様。熊本県上益城郡益城町議会。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を採決します。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」は可決されました。

---

## 日程第8 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第8「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

---

## 日程第9 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。9月6日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、令和3年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員